

業務方法書

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 清算参加者
 - 第1節 通則(第5条)
 - 第2節 清算資格の取得(第6条—第10条の2)
 - 第3節 清算参加者の義務(第11条—第21条の2)
 - 第4節 清算資格の喪失(第22条—第28条の2)
 - 第5節 清算参加者に対する措置等(第29条—第37条)
- 第3章 有価証券等清算取次ぎ(第38条—第45条の2)
- 第4章 債務の引受け等(第46条・第46条の2)
- 第4章の2 先物・オプション取引の区分管理等(第46条の3・第46条の4)
- 第5章 清算約定の決済
 - 第1節 株券等に係る清算約定の決済(第47条—第70条)
 - 第2節 国債証券に係る清算約定の決済(第71条—第73条)
 - 第3節 有価証券オプション取引の決済(第73条の2—第73条の5の3)
 - 第4節 国債証券先物取引の決済(第73条の6—第73条の15)
 - 第4節の2 クロスマージン制度(第73条の15の2—第73条の15の5)
 - 第5節 国債証券先物オプション取引の決済(第73条の16—第73条の19の2)
 - 第6節 指数先物取引の決済(第73条の20—第73条の25)
 - 第7節 指数オプション取引の決済(第73条の26—第73条の31)
 - 第7節の2 商品先物取引の決済
 - 第1款 清算約定に係る申告(第73条の31の2)
 - 第2款 商品先物取引に係る清算約定の決済(第73条の31の3—第73条の31の5)
 - 第3款 現物先物取引における受渡決済
 - 第1目 金、銀、白金及びパラジウム(第73条の31の6—第73条の31の13)
 - 第2目 RSS(第73条の31の14—第73条の31の23)
 - 第3目 TSR(第73条の31の24—第73条の31の32)
 - 第4目 一般大豆(第73条の31の33—第73条の31の41)
 - 第5目 小豆(第73条の31の42—第73条の31の48)
 - 第6目 とうもろこし(第73条の31の49—第73条の31の55)
 - 第7目 その他(第73条の31の56・第73条の31の57)

- 第4款 現金決済先物取引における最終決済(第73条の31の58—第73条の31の61)
- 第5款 雑則(第73条の31の62)
- 第7節の3 商品先物オプション取引の決済(第73条の31の63—第73条の31の68)
- 第8節 取引所FX取引の決済(第73条の32—第73条の39)
- 第9節 雑則(第73条の40—第73条の42)
- 第5章の2 取引証拠金及び未決済約定の取扱い等(第73条の43)
- 第5章の3 建玉の移管(第73条の44・第73条の45)
- 第6章 清算預託金(第74条・第75条)
- 第7章 清算参加者の決済不履行時の措置等
 - 第1節 通則(第75条の2—第79条)
 - 第2節 クロスマージン特別清算料(第79条の2)
- 第8章 雑則(第79条の3—第88条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、当社が行う金融商品債務引受業等及びこれに附帯する業務のうち第3条第2項各号に掲げる取引(以下「証券取引等」という。)を対象取引とするもの(以下「証券取引等清算業務」という。)に関し、必要な事項を定める。

2 この業務方法書(この業務方法書に基づく規則を含む。)は、当社が行う証券取引等清算業務についてのみ適用されるものとし、当社が行う証券取引等以外の対象取引に係る金融商品債務引受業等その他の業務には適用されないものとする。

(金融商品債務引受業等)

第2条 当社は、この業務方法書に基づいて行う証券取引等を対象取引とする金融商品債務引受業のほか、これに係る金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第156条の6第1項の業務を行う。

(清算対象取引)

第3条 当社の証券取引等清算業務の対象とする債務の起因となる取引(以下「清算対象取引」という。)の対象とする金融商品は、次の各号に掲げる金融商品とする。

- (1) 内国法人の発行する株券(内国法人の発行する新株予約権証券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))及び出資証券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(優先出資証券を除く。))をいう。)を含む。)
- (2) 外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券及び外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))を含む。)
- (3) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、投資証券(新投資口予約権証券を含む。)、外国投資信託の受益証券及び外国投資証券
- (4) 受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)
- (5) カバードワラント(法第2条第1項第19号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)
- (6) 債券
- (7) 金
- (8) 銀
- (9) 白金

- (10) パラジウム
 - (11) くん煙シート(別名 Ribbed Smoked Sheet。以下「RSS」という。)
 - (12) 技術的格付けゴム(別名 Technically Specified Rubber。以下「TSR」という。)
 - (13) 一般大豆
 - (14) 小豆
 - (15) とうもろこし
 - (16) 金融商品取引所が市場デリバティブ取引のため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物
- 2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引(当社が定めるものに限る。)とする。
- (1) 当社が指定する市場開設者(以下「指定市場開設者」という。)が開設又は運営する次のa及びbに掲げるもの(以下「指定金融商品市場」という。)における有価証券の売買
 - a 取引所金融商品市場
 - b 私設取引システム(取引所金融商品市場に類似する施設のうち法第2条第8項第10号に規定する電子情報処理組織を使用するものをいう。以下同じ。)
 - (2) 指定金融商品市場における有価証券オプション取引(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引及び同号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として指定市場開設者が定める取引(有価証券に係る取引に限る。)に係るものをいう。以下同じ。)
 - (3) 指定金融商品市場における国債証券先物取引(国債証券の標準物に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引又は当該標準物の価格に係る同項第2号に掲げる取引をいう。以下同じ。)
 - (4) 指定金融商品市場における国債証券先物オプション取引(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち国債証券先物取引に係るものをいう。以下同じ。)
 - (5) 指定金融商品市場における指数先物取引(法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数に係るものをいう。以下同じ。)
 - (6) 指定金融商品市場における指数オプション取引(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として指定市場開設者が定める取引(指数に係る取引に限る。)に係るものをいう。以下同じ。)
 - (6)の2 指定金融商品市場における商品先物取引(法第2条第21項第1号又は同項第2号に掲げる取引のうち商品(同条第24項第3号の3に規定する商品をいう。以下同じ。)に係るものをいう。以下同じ。)
 - (6)の3 指定金融商品市場における商品先物オプション取引(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として指定市場開設者が定める取引(商品に係る取引に限る。)に係るものをいう。以下同じ。)

- (7) 第1号に掲げる売買及び有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済に必要な金銭又は株券等(指定市場開設者がその決済機構を利用して法第156条の24第1項の業務を行う者として指定し、当社に通知した証券金融会社(清算参加者(第5条に規定する清算参加者をいう。以下次条までにおいて同じ。))である証券金融会社に限る。以下「指定証券金融会社」という。))が定める貸借取引貸出規程(以下単に「貸借取引貸出規程」という。))に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。))の貸借(指定証券金融会社が清算参加者に対して、貸借取引貸出規程に基づき、指定市場開設者の決済機構を利用して貸し付けるものに限る。以下「貸借取引」という。))
 - (8) 貸借取引に必要な株券等の貸借(清算参加者が指定証券金融会社に対して、貸借取引貸出規程に基づき、指定市場開設者の決済機構を利用して貸し付けるものに限る。以下「品貸取引」という。))
 - (9) 貸借取引又は品貸取引に係る本担保等(貸借取引貸出規程に規定する融資担保株券等、貸株等代り金又は借株等代り金をいう。以下同じ。))の授受
 - (10) バイイン(第63条に規定するバイインをいう。以下第54条までにおいて同じ。))による売買
 - (11) 取引所FX取引(法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るものをいう。以下同じ。))
- 3 この業務方法書(この業務方法書に基づく規則を含む。))において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ法第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。

(休業日)

第4条 当社は、前条第2項第1号から第10号までに掲げる清算対象取引については、次の各号に掲げる日を休業日(以下単に「休業日」という。))とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 土曜日
- (6) 年始3日間
- (7) 12月31日

2 当社は、前条第2項第11号に掲げる清算対象取引については、次の各号に掲げる日を休業日(以下「FX休業日」という。))とする。

- (1) 日曜日

- (2) 土曜日
 - (3) 1月1日
 - (4) 1月1日が日曜日に当たるときは、その翌日
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定市場開設者の定める取引時間又は立会時が、前2項各号に掲げる日に含まれる場合には、当社は、当該取引時間又は立会時の間は、証券取引等清算業務を行うものとする。
- 4 当社は、必要があると認めるときは、臨時の休業日又はFX休業日を定めることができる。
- 5 当社は、必要があると認めるときは、証券取引等清算業務の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に行うことができる。
- 6 前2項の場合には、当社は、あらかじめその旨を清算参加者及び指定市場開設者に通知する。

第2章 清算参加者

第1節 通則

(清算参加者)

第5条 清算参加者とは、当社の清算資格を有する者をいう。

2 前項に規定する清算資格は、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格及びFX清算資格の7種類とし、それぞれ次の各号に定めるものとする。

- (1) 現物清算資格は、第3条第2項第1号及び第7号から第10号までに掲げる清算対象取引について当社が行う金融商品債務引受業の相手方となり、及び有価証券オプション取引について当該取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買の相手方となるための資格とする。
- (2) 国債先物等清算資格は、第3条第2項第3号及び第4号に掲げる清算対象取引について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格とする。
- (3) 指数先物等清算資格は、第3条第2項第2号、第5号及び第6号に掲げる清算対象取引について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格とする。
- (4) 貴金属先物等清算資格は、第3条第2項第6号の2及び第6号の3に掲げる清算対象取引(金、銀、白金及びパラジウムに係るものに限る。)について、当社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格とする。
- (5) ゴム先物等清算資格は、第3条第2項第6号の2に掲げる清算対象取引(RSS及びTSRに係るものに限る。)について、当社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格とする。

- (6) 農産物先物等清算資格は、第3条第2項第6号の2に掲げる清算対象取引(一般大豆、小豆及びとうもろこしに係るものに限る。)について、当社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格とする。
- (7) FX清算資格は、第3条第2項第11号に掲げる清算対象取引について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格とする。
- 3 この業務方法書においては、前項第1号に定める現物清算資格を有する者を現物清算参加者と、同項第2号に定める国債先物等清算資格を有する者を国債先物等清算参加者と、同項第3号に定める指数先物等清算資格を有する者を指数先物等清算参加者と、同項第4号に定める貴金属先物等清算資格を有する者を貴金属先物等清算参加者と、同項第5号に定めるゴム先物等清算資格を有する者をゴム先物等清算参加者と、同項第6号に定める農産物先物等清算資格を有する者を農産物先物等清算参加者と、同項第4号から第6号までに定める清算資格のいずれかを有する者を商品先物等清算参加者と、同項第7号に定めるFX清算資格を有する者をFX清算参加者という。
- 4 第2項各号に規定する各清算資格は、当社が行う証券取引等清算業務に関して、清算資格の種類ごとに、有価証券等清算取次ぎを行うことができない清算資格(以下「自社清算資格」という。)と、第3章に定めるところにより有価証券等清算取次ぎを行うことができる清算資格(以下「他社清算資格」という。)に区分し、自社清算資格を有する清算参加者を自社清算参加者と、他社清算資格を有する清算参加者を他社清算参加者と称する。

第2節 清算資格の取得

(清算資格の取得の申請及び承認)

第6条 金融商品取引業者は、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、取得しようとする清算資格が次の各号に掲げる清算資格であるときは、当該各号に定める者に限り申請を行うことができることとする。

(1) 現物清算資格又は国債先物等清算資格

法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者

(2) 指数先物等清算資格

法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者(有価証券オプション取引に係る取引資格を有する者が指数先物等清算資格を取得しようとする場合にあっては、当該業務の登録を受けた者であって、現物清算資格を有する者又は指定現物清算参加者(現物清算資格に係る取引につき、指定市場開設者の取引参加者(指定市場開設者が私設取引システムを運営する者である場合は、有価証券の売買に参

加できる者をいう。以下同じ。)又は会員であつて、その者が有する取引資格(指定市場開設者が私設取引システムを運営する者である場合は、有価証券の売買に参加するための資格をいう。以下同じ。)又は会員権の種類に係る当社の清算資格を有しない者(以下「非清算参加者」という。)が指定市場開設者の定めるところにより常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする者として指定した清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)をいう。以下同じ。)を指定している者に限る。)

- (3) 貴金属先物等清算資格(他社清算資格に限る。)、ゴム先物等清算資格(他社清算資格に限る。)又は農産物先物等清算資格(他社清算資格に限る。)

法第28条第1項第1号の2に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者

- (4) FX 清算資格

法第28条第2項第3号に掲げる行為に係る業務の登録(取引所FX取引の委託を受けようとするときにあつては、当該業務及び同条第5項に掲げる行為に係る業務の登録)を受けた者

- 2 登録金融機関(法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる清算資格について、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。

(1) 現物清算資格又は指数先物等清算資格(他社清算資格に限る。)

(2) 国債先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格又はFX清算資格

- 3 証券金融会社は、第3条第2項第7号から第10号までに掲げる取引のみを清算対象取引とすることを条件とする自社清算資格を取得しようとするものであることを示して、当社が定めるところにより、当社に現物清算資格の取得の申請を行うことができる。

- 4 商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者等(以下「当業者等」という。)は、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格について、自社清算資格を取得しようとするものであることを示し、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。

- 5 第1項、第2項又は前項の規定による貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の取得の申請に際し、親会社等(清算資格の取得申請者の親会社(清算資格の取得申請者の財務及び事業の方針の決定を支配している他の法人等をいい、当該他の法人等の親会社を含む。以下同じ。))及び清算資格の取得申請者の親会社の子会社(清算資格の取得申請者の親会社によって財務及び事業の方針の決定を支配されている他の法人等をいい、当該他の法人等の子会社を含む。以下同じ。))その他これらに類する者として当社が認める者をいう。以下同じ。)からの保証(以下「親会社等保証」という。)を受けようとする清算資格の取得申請者は、当社が定める様式による当

該親会社等の保証に関する書面(当社が当該書面と内容が同一であると認める書面を含む。)を当社に提出するものとする。

- 6 当社は、前各項の規定により清算資格の取得の申請があった場合において、清算資格の取得申請者が審査により適当であると認めるときは、当該清算資格の取得の承認を行う。
- 7 第1項から第5項までの規定にかかわらず、特定承継金融機関等(預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「預保法」という。)第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)は、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、当社は、清算資格の取得申請者に対する当該清算資格の取得の承認を行うことができる。
- 8 前2項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。
- 9 新たに現物清算資格を取得しようとする者が、当該清算資格の取得の申請と同時に指数先物等清算資格の取得の申請を行った場合における第1項第2号の規定の適用については、当該者は現物清算資格を有する者と、新たに指数先物等清算資格を取得しようとする者が、当該清算資格の取得の申請と同時に指定現物清算参加者を指定することが見込まれる場合における第1項第2号の規定の適用については、当該者は指定現物清算参加者を指定している者と、それぞれみなす。

(清算資格の要件)

第7条 前条第1項又は第2項の申請(貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格に係る申請を除く。)に係る同条第6項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 経営の体制

当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行う証券取引等清算業務について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

当該清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれること。

a 金融商品取引業者

(a) 資本金の額が3億円以上であること。

(b) 純財産額が20億円以上(他社清算資格の場合には200億円以上)であり、かつ、資本金の額を上回っていること。

- (c) 自己資本規制比率(法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為を業として行わない者にあつては、法第 46 条の 6 第 1 項の規定に準じて算出した比率とする。以下同じ。)が 200 パーセントを上回っていること。
- (d) 特別金融商品取引業者(法第 57 条の 5 第 2 項の届出を行う者に限る。以下同じ。)にあつては、連結自己資本規制比率が 200 パーセントを上回っていること。

b 登録金融機関

- (a) 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が 3 億円以上であること。
- (b) 純資産額が 20 億円以上(他社清算資格の場合には 200 億円以上)であり、かつ、資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)を上回っていること。
- (c) 国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫(以下「国際統一基準行等」という。)にあつては、次のイからハマまでに該当していること(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること)。

イ 単体又は連結普通株式等 Tier1 比率(農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあつては、単体又は連結普通出資等 Tier1 比率とする。以下同じ。)が 4. 5 パーセントを上回っていること。

ロ 単体又は連結 Tier1 比率が 6 パーセントを上回っていること。

ハ 単体又は連結総自己資本比率が 8 パーセントを上回っていること。

- (d) 国際統一基準行等、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関(以下「国内基準行等」という。)にあつては、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 4 パーセントを上回っていること。

- (e) 保険会社にあつては、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が 400 パーセントを上回っていること。

(3) 業務執行体制

清算対象取引についての第 46 条に定める債務の引受けに係る約定(有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買又は取引、第 3 条第 2 項第 4 号に規定する国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引及び同項第 6 号に規定する指数オプション取引の権利行使により成立する取引、第 46 条の 2 に定めるギブアップの成立により新たに負担する債務に係る取引並びに第 64 条の規定に基づく有価証券の貸借を含む。)の決済、損失の危険の管理及び法令(法及びその関係法令をいう。以下同じ。)、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

2 前条第3項の申請に係る同条第6項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 財務基盤

当該清算資格を取得すべき期日までに、次に掲げる基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれること。

- a 資本金の額が1億円以上であること。
- b 純資産額が20億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っていること。

(2) 前項第1号及び第3号に掲げる事項

3 前条第1項、第2項又は第4項における貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の申請に係る同条第6項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 経営の体制

当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行う証券取引等清算業務について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

当該清算資格を取得すべき期日までに、次のa、b又はcに掲げる区分に従い、当該a、b又はcに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれること。

a 金融商品取引業者

- (a) 資本金の額が3億円以上であること。
- (b) 純財産額が20億円以上(他社清算資格の場合には200億円以上)であり、かつ、資本金の額を上回っていること。
- (c) 自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること。
- (d) 特別金融商品取引業者にあつては、連結自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること。

b 登録金融機関

- (a) 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が3億円以上であること。
- (b) 純資産額が20億円以上(他社清算資格の場合には200億円以上)であり、かつ、資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)を上回っていること。
- (c) 国際統一基準行等にあつては、次のイからハまでに該当していること(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること)。

- イ 単体又は連結普通株式等Tier1比率が4.5パーセントを上回っていること。
- ロ 単体又は連結Tier1比率が6パーセントを上回っていること。
- ハ 単体又は連結総自己資本比率が8パーセントを上回っていること。
- (d) 国内基準行等にあつては、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを上回っていること。
- (e) 保険会社にあつては、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを上回っていること。
- c 当業者等
 - (a) 資本金の額が3億円以上であること。
 - (b) 純資産額が20億円以上であること。
 - (c) 当社が定めるところによる審査により、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であること。
- (3) 親会社等の財務基盤

前条第5項に定める書面を提出した場合は、当該清算資格を取得すべき期日までに、清算資格の取得申請者が前号aの(c)若しくは(d)、同bの(c)、(d)若しくは(e)又は同cの(c)に定める基準に該当するとともに、清算資格の取得申請者の親会社等(当該清算資格の取得申請者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。)の資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。))の総額が3億円以上かつ純資産額(金融商品取引業者にあつては純財産額)が200億円以上であり、資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。))の総額を上回っていることが見込まれること。
- (4) 業務執行体制

清算対象取引についての第46条に定める債務の引受けに係る約定(第3条第2項第6号の3に規定する商品先物オプション取引の権利行使により成立する取引を含む。)の決済、損失の危険の管理及び法令、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。
- (5) 取引参加者資格等

自社清算資格の取得を申請する場合にあつては、指定市場開設者の取引参加者若しくは会員であること又は当該清算資格を取得すべき期日までに指定市場開設者の取引参加者若しくは会員となることが見込まれること。
- (6) 拠点

国内に営業所又は事務所を有すること。

(清算資格の取得手続の履行)

第8条 当社が第6条第6項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第8項の規定により当社が指定した期日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り

上げる。第64条第3項第2号及び第4号を除き、以下同じ。)までに、清算資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。

- 2 清算資格の取得申請者(特定承継金融機関等である者を除く。)が第6条第8項の規定により当社が指定した期日の前日までに、前項の手続を履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。
- 3 当社が第6条第7項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、当社がその都度定める日までに、清算資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。

(清算資格取得の日)

- 第9条 当社は清算資格の取得申請者が前条第1項又は第3項の規定による手続(同項の規定による手続にあっては、第6条第8項の規定により当社が指定した期日までの日を当社が履行の期日と定めたものに限る。)を履行したときは、同項の規定により当社が指定した期日に、当該申請に係る清算資格を付与する。
- 2 当社は、前項の規定により清算資格の取得申請者に清算資格を付与したときは、その旨を当該清算資格を有する各清算参加者及び当該清算資格に係る清算対象取引に係る金融商品市場を開設する指定市場開設者に通知する。

(非清算参加者が清算資格を取得した場合の未決済約定の取扱い)

- 第10条 非清算参加者が前条第1項の規定により当該取引資格又は会員権の種類に係る清算資格を取得して清算参加者となったときは、当該非清算参加者は、指定清算参加者から当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定(第7条第1項第3号に定める約定及び同条第3項第4号に定める約定をいう。以下同じ。)で未決済のものを引き継ぐ。

(清算資格の区分の変更)

- 第10条の2 第6条第1項、第2項、第4項から第7項まで、第7条、第9条、第23条第2項及び第26条の規定は、清算参加者がその有する清算資格の区分を変更する場合について準用する。この場合において、第6条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項中「清算資格の取得」とあるのは「清算資格の区分の変更」と、同項、第7条及び第9条中「清算資格の取得申請者」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と、第6条第8項並びに第7条第1項第2号及び第3項第2号中「清算資格を取得すべき期日」とあるのは「清算資格の区分を変更すべき期日」と、第9条第1項中「清算資格を付与する」とあるのは「清算資格の区分を変更する」と、同条第2項中「清算資格を付与したとき」とあるのは「清算資格の区分を変更したとき」と、第23条第2項中

「喪失申請」とあるのは「自社清算資格への区分の変更申請」と、第26条中「喪失」とあるのは「区分変更」と、それぞれ読み替えるものとする。

(親会社等保証に係る取扱い)

第10条の3 商品先物等清算参加者は、当該清算参加者が第7条第3項第3号に定める基準に適合する場合には、当該親会社等に、当社が定める様式による保証に関する書面(当社が当該書面と内容が同一であると認める書面を含む。)を当社に提出させることにより、当該親会社等から親会社等保証を受けることができる。この場合において、当該親会社等に対しては、この業務方法書(この業務方法書に基づく規則を含む。)の親会社等に係る規定が適用されるものとする。

第3節 清算参加者の義務

(清算参加者契約の締結)

第11条 清算参加者は、当社との間で、当社が定める清算参加者契約を締結しなければならない。

(清算参加者代表者)

第12条 清算参加者は、その代表取締役又は代表執行役(清算参加者が外国の法令に準拠して設立された法人の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者)のうちから、当社において当該清算参加者を代表するのに適当な者1人を、当社が定めるところにより、あらかじめ清算参加者代表者として当社に届け出なければならない。

2 清算参加者と当社との関係においては、清算参加者代表者のみが当該清算参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、当社に届け出た日常業務代行者をして行わせることができる。

(決済業務責任者)

第13条 清算参加者は、清算約定の決済に係る業務の統括に当たらせるため、その役員又は従業員のうちから決済業務責任者1人を選任し、当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。

(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)

第14条 当社は、清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて適当でないとき、当該清算参加者を審

問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該清算参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

- 2 前項に規定する審問の手続きは、当社が定めるところによるものとする。
- 3 当社は、清算参加者が正当な理由がないにもかかわらず第1項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の変更請求を行うことができる。
- 4 清算参加者は、第1項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、当社に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。
- 5 当社は、前項の異議の申立てを受理したときは、遅滞なく、取締役会を開催する。
- 6 前項の取締役会において、第1項の変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認められたときは、直ちに同項の変更請求を変更し、又は取り消すものとする。

(清算参加者による手数料の納入)

第15条 清算参加者は、当社が規則で定める手数料を、その定めるところにより、当社に納入しなければならない。

(当初証拠金の預託)

第15条の2 清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的の当初証拠金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

- (1) 現物清算資格に係る当初証拠金
 - (2) 国債先物等清算資格に係る当初証拠金
- 2 清算参加者は、当社に預託している当初証拠金が、当社が規則により定める当初証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の午後2時までに当社に追加預託しなければならない。
 - 3 当初証拠金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、当初証拠金の預託を行う日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。
 - 4 当初証拠金は、当社が定めるところにより、有価証券(流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。)をもって代用預託することができる。
 - 5 前項に定める有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日における当社が定める時価(当該有価証券が外国国債証券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。))である場合には、当初

証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。以下同じ。)に当社が定める率を乗じた額(清算参加者が、当該有価証券の預託に際し、当社が指定する外国振替機関(外国の法令に準拠して外国において振替業又は債券の保管及び振替に関する業務を行う者をいう。)を利用する場合には、当該清算参加者、当社及び当該外国振替機関の間の契約により定められた額。以下同じ。)とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。

- 6 前2項の規定のほか、当初証拠金の代用有価証券に関する事項については、当社が定める。

(現物清算資格に係る当初証拠金の日中預託)

第15条の3 清算参加者は、現物清算資格に係る取引の相場が日中立会において大幅に変動した場合として当社が定める場合に該当した場合その他当社が必要と認めた場合において、当社に預託している現物清算資格に係る当初証拠金が当社が規則により定める現物清算資格に係る当初証拠金所要額(日中算出分)に満たないときは、その不足額以上の額を、その日の午後4時までに当社に追加預託しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、現物清算資格に係る当初証拠金所要額(日中算出分)から前条第2項に規定する現物清算資格に係る当初証拠金所要額を控除した額が3,000万円に満たない清算参加者については、前項の規定による現物清算資格に係る当初証拠金の追加預託の義務を負わないものとする。

- 3 当社は、第1項の規定により現物清算資格に係る当初証拠金の追加預託を行わせる場合には、その旨を、その日の午前11時以降速やかに清算参加者に通知する。

(現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げ)

第15条の4 当社は、清算参加者の現物清算資格に係る取引における未決済約定(決済が未了である約定をいう。以下同じ。)が負っているものと想定されるリスク相当額(当社が規則で定める額をいう。以下この条において同じ。)が所要額引上判定基準額(当社が規則で定める額をいう。)を上回った場合には、当社が規則に定めるところにより、現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げを行うことができる。

- 2 前項に規定するリスク相当額は、現物取引における営業日ごと及び各営業日の午前立会終了後に算出を行い、当該リスク相当額の算出結果に基づき、当社は、現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げの判定を行う。

- 3 前項に規定する営業日ごとのリスク相当額の算出の結果、現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げが行われることに伴い、清算参加者が当社に預託している現物清算資格に係る当初証拠金が、当該引上げ後の現物清算資格に係る当初証拠金所要額に

満たない場合は、当該清算参加者はその不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の午後2時までに当社に追加預託しなければならない。

- 4 第2項に規定する各営業日の午前立会終了後のリスク相当額の算出の結果、現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げが行われることに伴い、清算参加者が当社に預託している現物清算資格に係る当初証拠金が、当該引上げ後の現物清算資格に係る当初証拠金所要額に満たない場合は、当該清算参加者はその不足額以上の額を、その日の午後4時までに当社に追加預託しなければならない。

(清算基金の預託)

第16条 清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合においてこの業務方法書の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的の清算基金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

- (1) 現物清算資格に係る清算基金
 - (2) 国債先物等清算資格に係る清算基金
 - (3) 指数先物等清算資格に係る清算基金
 - (4) 貴金属先物等清算資格に係る清算基金
 - (5) ゴム先物等清算資格に係る清算基金
 - (6) 農産物先物等清算資格に係る清算基金
 - (7) FX清算資格に係る清算基金(以下「FX清算基金」という。)
- 2 清算参加者は、当社に預託している前項に規定する清算基金が当社が規則により定める清算基金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の午後2時までに当社に追加預託しなければならない。
 - 3 清算参加者は、第1項に規定する清算基金に関して当社が定める額(以下「清算基金現金所要額」という。)について、円貨によって預託しなければならない。
 - 4 清算参加者は、清算基金現金所要額を超える額について、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、清算基金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、清算参加者は、当社が定めるところにより、清算基金現金所要額を超える額について、有価証券(流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。)をもって代用預託することができる。
 - 6 前項に定める有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日における当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額とする。ただし、当社は、相場に著しい変動

を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。

- 7 前2項の規定のほか、清算基金の代用有価証券に関する事項については、当社が定める。

(破綻処理単位期間における清算基金の特則)

第17条 破綻処理単位期間(第76条の2第1項に定める破綻処理単位期間をいう。以下同じ。ただし、破綻処理期間の最終日を除く。)における各清算参加者の清算資格の種類ごとの清算基金所要額(前条第1項第1号及び第7号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)は、前条第1項の規定にかかわらず、当該破綻処理単位期間の開始日の前日における当該各清算参加者の各清算資格に係る清算基金所要額とする。

- 2 破綻処理単位期間において第78条の2第1項第2号の規定により各清算基金の全部又は一部が取り崩された場合、前条第2項の規定にかかわらず、当該破綻処理単位期間が終了するまでの間、清算参加者は、当該取崩しに対応する額の各清算基金の追加預託義務を負わない。

(証券取引等清算業務に関する責任の所在)

第18条 当社は、清算参加者が業務上、当社が行う証券取引等清算業務に関し損害を受けることがあっても、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(届出事項)

第19条 清算参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

- (1) 次のaからcまでに掲げる清算参加者の区分に従い、当該aからcまでに定める行為

- a 現物清算参加者、国債先物等清算参加者又は指数先物等清算参加者

次の(a)から(c)までに掲げる区分に従い、当該(a)から(c)までに定める行為

- (a) 金融商品取引業者

法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止

- (b) 登録金融機関

登録金融機関業務(法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)の廃止

- (c) 証券金融会社

法第156条の24第1項に規定する業務の廃止

- b 商品先物等清算参加者

次の(a)から(c)までに掲げる区分に従い、当該(a)から(c)までに定める行為

(a) 金融商品取引業者

法第28条第1項第1号の2に掲げる業務の廃止

(b) 登録金融機関

登録金融機関業務の廃止又は商品先物取引及び商品先物オプション取引に関する業務の廃止

(c) 当業者等

商品先物取引及び商品先物オプション取引に関する業務の廃止

c FX 清算参加者

次の(a)から(c)までに掲げる区分に従い、当該(a)から(c)までに定める行為

(a) 金融商品取引業者(次(b)に掲げる者を除く。)

法第28条第2項第3号に掲げる業務の廃止

(b) 金融商品取引業者(取引所FX取引の委託を受ける者に限る。)

法第28条第2項第3号又は同条第5項に掲げる業務の廃止

(c) 登録金融機関

登録金融機関業務の廃止

(2) 当該清算参加者が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該清算参加者が他の法人と合併して会社を設立する場合の当該合併

(3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散

(4) 分割による事業(登録金融機関にあつては登録金融機関業務に関する事業又は商品先物取引及び商品先物オプション取引に関する事業を、証券金融会社にあつては法第156条の24第1項に規定する業務に関する事業を、当業者等にあつては商品先物取引及び商品先物オプション取引に関する事業をいう。以下この条及び第29条第5項において同じ。)の全部又は一部の他の法人への承継

(5) 事業の全部又は一部の譲渡

(6) 当該清算参加者が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併

(7) 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継

(8) 事業の全部又は一部の譲受け

(9) 商号又は名称の変更(英文の商号又は名称の変更を含む。)

(10) 役員の変更

(11) 本店又は主たる事務所(商品先物等清算参加者にあつては、商品先物取引及び商品先物オプション取引に関する従たる営業所又は従たる事務所を含む。)の変更

(12) 商品先物等清算参加者にあつては、指定市場開設者への加入又は脱退(取引資格の取得又は喪失を含む。)

- 2 他社清算参加者は、前項に規定するほか、有価証券等清算取次ぎに係る業務の廃止をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。
- 3 清算参加者は、親会社等から親会社等保証を受けている場合には、前2項に規定するほか、当該親会社等が第1項第2号から第8号までに掲げる行為及び清算参加者のために親会社等保証を行う事業の廃止をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。この場合において、同項第2号及び第6号中「清算参加者」とあるのは「清算参加者の親会社等(当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。)」と、同項第4号中「登録金融機関にあつては登録金融機関業務に関する事業又は商品先物取引及び商品先物オプション取引に関する事業を、証券金融会社にあつては法第156条の24第1項に規定する業務に関する事業を、当業者等にあつては商品先物取引及び商品先物オプション取引に関する事業」とあるのは「清算参加者のために親会社等保証を行う事業」と、それぞれ読み替えるものとする。

(報告事項)

第20条 清算参加者は、当社が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。

(清算参加者の調査)

第21条 当社は、次の各号に掲げる場合その他当社の証券取引等清算業務の運営上必要があると認める場合は、清算参加者に対し、当該清算参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該清算参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 清算参加者によるこの業務方法書その他の規則の遵守の状況の調査を行う場合
 - (2) 清算参加者の財務の状況の調査を行う場合
 - (3) 清算参加者の当社に対する債務の履行の確実性に関する調査を行う場合
 - (4) 指定市場開設者から有価証券の売買その他の取引等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があつた場合において、当社が当該要請に応じることが相当と認める場合
- 2 前項の規定は、当社が清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等の財務の状況の調査を行う場合その他当社の証券取引等清算業務の運営上必要があると認める場合に準用する。この場合において「清算参加者」とあるのは、「清算参加者の親会社等(当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。)」と読み替えるものとする。

(委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査)

第 21 条の 2 当社は、清算参加者が顧客の委託に基づく先物・オプション取引(有価証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいう。以下同じ。) (非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。)及び商品取引債務引受業に関する業務方法書第 2 条に規定する清算対象取引(非清算参加者の商品清算取引(商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 2 条第 20 項に規定する商品清算取引をいう。以下同じ。))の委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。)(以下「先物・オプション取引等」という。)において過大なポジションを保有しているとの疑いがあると認められる場合(当該清算参加者の当該先物・オプション取引等に係る未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額(当該清算参加者が当該先物・オプション取引等に係る未決済約定を有する取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。第 29 条の 2 及び第 29 条の 3 において同じ。))が、当該清算参加者(清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等)の純財産額(登録金融機関又は当業者等にある場合は、純資産額をいう。)又は現金等の財産の状況に比し過大であるとの疑いがある場合をいう。)には、当該清算参加者に対して、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。

- (1) 顧客のうち先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額が最大となっている者(以下「最大顧客」という。)の当該先物・オプション取引に係る未決済約定の内容
 - (2) 最大顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額等
 - (3) 最大顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金の当該清算参加者への預託又は差入れの状況
 - (4) 当該清算参加者による最大顧客の当該先物・オプション取引に係る顧客管理体制等
- 2 清算参加者は、前項の規定により当社から報告を求められた場合、当該報告を求められた日から起算して 3 日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日までに、当社が定めるところにより当社に報告しなければならない。
- 3 当社は、前項の報告によってもなお必要があると認められる場合、当該清算参加者に対して、最大顧客の顧客(以下「間接顧客」という。)について、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。
- (1) 間接顧客のうち当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額が最大となっている者(以下「最大間接顧客」という。)の未決済約定の内容

- (2) 最大間接顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額等
 - (3) 最大間接顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る取引証拠金の最大顧客又は当該清算参加者への預託又は差入れの状況
 - (4) 最大顧客による最大間接顧客の当該先物・オプション取引に係る顧客管理体制等
- 4 清算参加者は、前項の規定により報告を求められたときは、当該報告を求められた日から起算して6日目の日までに、当社が定めるところにより当社に報告しなければならない。
- 5 当社は、清算参加者が第2項又は第4項に規定する報告期限までに報告を行わなかった場合には、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金の額について、当該額の130パーセントを上限として、取引証拠金所要額の引上げを行うことができる。

第4節 清算資格の喪失

(清算資格の喪失申請)

- 第22条 清算参加者が清算資格を喪失しようとするときは、喪失しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、清算資格の喪失の申請を行わなければならない。
- 2 指数先物等清算参加者(有価証券オプション取引に係る取引資格を有しない指数先物等清算参加者を除く。)が、その有する現物清算資格について喪失申請するときは、当該指数先物等清算参加者は、同時に指数先物等清算資格について喪失の申請を行わなければならない。ただし、現物清算資格の喪失と同時に指定現物清算参加者を指定することが見込まれる場合は、この限りでない。
- 3 指数先物等清算参加者(有価証券オプション取引に係る取引資格を有しない指数先物等清算参加者を除く。)が、指定現物清算参加者との間で締結している清算受託契約(第39条に規定する清算受託契約をいう。以下第34条までにおいて同じ。)を解約する場合には、当該指数先物等清算参加者は、当該解約前に指数先物等清算資格について喪失の申請を行わなければならない。ただし、清算受託契約の解約と同時に現物清算資格を取得する場合又は他の清算参加者を指定現物清算参加者として指定する場合は、この限りでない。
- 4 清算参加者が第1項の規定により先物等清算資格(国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格をいう。以下同じ。)の喪失を申請した場合、当該清算資格を有する各清算参加者及び当該清算資格に係る清算対象取引に係る金融商品市場を開設する指定市場開設者に、その旨を通知する。

(取引所 FX 取引の休止に伴う清算資格の喪失申請の特例)

第 22 条の 2 指定市場開設者が取引所 FX 取引の休止(指定市場開設者が定める取引所 FX 取引の休止をいう。)を行おうとする場合であって、かつ、他のいずれの指定金融商品市場においても取引所 FX 取引が行われていないときは、当該休止の際、現に FX 清算資格を有する清算参加者については、前条第 1 項の規定にかかわらず、当社が定める日をもって、当該 FX 清算資格の喪失の申請を行ったものとみなす。

(現物清算資格又は FX 清算資格に係る喪失申請者の未決済約定の取扱い)

第 23 条 現物清算参加者又は FX 清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものを、すべて解消しなければならない。

2 現物清算資格又は FX 清算資格に係る他社清算参加者は、他社清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算資格に係る清算受託契約をすべて解約しなければならない。

(清算資格の喪失申請者の合併等の場合の適用除外)

第 24 条 清算参加者は、清算資格の喪失と同時に、当該清算資格と同種の清算資格を取得する者又は当該清算資格と同種の清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものすべてを解消させる必要がないと当社が認めるときは、前条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定にかかわらず、当社が認める範囲において、当該清算約定で未決済のものを解消しないことができる。

2 他社清算参加者は、他社清算資格の喪失と同時に、当該他社清算資格と同種の他社清算資格を取得する者又は当該他社清算資格と同種の他社清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該他社清算参加者が締結している清算受託契約のすべてを解約させる必要がないと当社が認めるときは、前条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定にかかわらず、当社が認める範囲において、当該清算受託契約を解約しないことができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第 25 条 当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した翌日(喪失を申請する清算資格が現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格若しくは農産物先物等清算資格である場合において休業日に当たるとき又は喪失を申請する清算資格が FX 清算資格である場合において FX 休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から、その清算参加者を当事者とする当該清算資格に係る清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けの停止(第 46 条の 2

に定めるギブアップの成立による債務の負担の停止を含む。以下同じ。)を行う。ただし、先物等清算資格を有する清算参加者が、第26条第2項に定める清算約定で未決済のものを解消する目的で行う清算対象取引に基づく債務についての新たな債務の引受けについては、この限りではない。

- 2 当社は、清算資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、当該清算資格と同種の清算資格を取得する者若しくは当該清算資格と同種の清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、当該清算参加者の清算約定で未決済のものを解消させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該清算資格の喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(清算資格の喪失の承認)

第26条 現物清算資格又はFX清算資格の喪失の承認は、当社が将来の一定の期日を指定して行い、当該清算資格は、当該期日をもって喪失する。

- 2 清算参加者が第22条第1項の規定により先物等清算資格の喪失を申請した場合、当該清算参加者は、次の各号に掲げる事項を履行した時点のいずれか遅い時点において、清算資格を喪失する。

- (1) 喪失申請の日の翌日から起算して30日目の日の当社が定める時点(ただし、当該喪失申請が破綻処理単位期間中に行われた場合又は当該喪失申請の日から清算参加者について清算資格の喪失の効力が生じるまでの間に破綻処理単位期間が開始した場合には、当該破綻処理単位期間が終了する日の当社が定める時点)

- (2) 清算参加者が、喪失申請した清算資格に係る清算約定で未決済のものをすべて解消した時点

- (3) 清算参加者が他社清算参加者である場合には、喪失申請した他社清算資格に係る清算受託契約をすべて解約した時点

- 3 当社は、第1項に基づき清算資格の喪失を承認した場合又は第2項に基づき清算参加者が清算資格を喪失した場合には、当該清算資格を有する各清算参加者及び当該清算資格に係る清算対象取引に係る金融商品市場を開設する指定市場開設者に、その旨を通知する。

(清算資格の喪失の際の清算基金の返戻)

第27条 当社は、清算参加者が清算資格の全部又は一部を喪失(取消しによる喪失を含む。以下この条及び次条において同じ。)したときは、その喪失の日以降当該喪失した清算資格に係る清算基金の返戻を行うものとする。ただし、当該清算資格を喪失した者の清算約定で未決済のものがある場合その他当社が必要と認める場合は、その事由の消

減するまでの間、当該喪失した清算資格に係る清算基金の返戻を停止することができる。

- 2 第1項の規定にかかわらず、清算参加者の先物等清算資格の喪失の申請が第76条の2第1項に定める破綻処理単位期間中に行われた場合又は当該申請の日から当該清算参加者について清算資格の喪失の効力が生じるまでの間に破綻処理単位期間が開始した場合で、当該破綻処理単位期間において第78条の2第1項第2号に定める不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による損失の補填が行われた場合には、当該清算資格の喪失の日以降、第17条に掲げる清算資格の種類ごとの清算基金から当該損失の補填のための額を除いた額の返戻を行うものとする。

(清算資格の喪失の際の債務弁済)

第28条 清算資格を喪失した者は、当社から返付を受ける金銭、有価証券、倉荷証券等(倉荷証券及び受渡決済のために授受する倉荷証券以外の書類をいう。以下同じ。)又は商品をもって、その者が清算参加者として当社に対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

(清算資格の喪失の際のこの業務方法書の適用)

第28条の2 清算参加者が清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について、この業務方法書(この業務方法書に基づく規則を含む。)の定めが適用されるものとする。

第5節 清算参加者に対する措置等

(清算参加者に対する措置)

第29条 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、クロスマージンの申請(第73条の15の2第1項に規定するクロスマージンの申請をいう。第34条において同じ。)の禁止、改善指示(当社の証券取引等清算業務の運営上必要かつ適当と認められる限度において、当該清算参加者に対して行う業務執行体制等の改善に係る指示をいう。以下同じ。)、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消しの措置を行うことができる。この場合において、清算資格の取消しについては、取締役会の決議を要するものとする。

- (1) 第19条の規定による届出若しくは第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき

- (2) 第 21 条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条若しくは第 21 条の 2 の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき
 - (3) 業務執行体制に不備があると認められるとき
 - (4) 前各号のほか、清算参加者がこの業務方法書その他の規則若しくはこれらに基づく措置に違反したとき、又は清算参加者が当社若しくは清算参加者の信用を失墜させた場合において当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて必要であると認めるとき
- 2 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。
- (1) 第 14 条の規定による役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。
 - (2) 総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式会社についての議決権を含む。)又は出資に係る議決権の過半数が当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。
 - (3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、清算参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められるとき。
- 3 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。
- (1) 資本金の額若しくは出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が 3 億円(第 6 条第 3 項の申請に基づき清算資格を取得した証券金融会社にあつては、1 億円)を下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (2) 純財産額(登録金融機関、証券金融会社及び当業者等にあつては、純資産額)が 3 億円(商品先物等清算参加者である場合は 10 億円)を下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が 120 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (4) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が 120 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

- (5) 国際統一基準行等について、次の a から c までのいずれかに該当することとなったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき)。
 - a 単体又は連結普通株式等 Tier1 比率が 2.25 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - b 単体又は連結 Tier1 比率が 3 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - c 単体又は連結総自己資本比率が 4 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (6) 国内基準行等(当該国内基準行等が証券金融会社である場合には、第 6 条第 3 項の申請に基づき清算資格を取得した者を除く。)について、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 2 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (7) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が 100 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (8) 当業者等について、当社が定めるところにより、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当でないときと当社が認めたとき。
- 4 当社は、清算参加者が他社清算参加者である場合で、当該清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務(有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。)の全部又は一部の引受けの停止の措置を行うことができる。
- (1) 純財産額(登録金融機関にあつては、純資産額)が、200 億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (2) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が 200 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (3) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が 200 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (4) 国際統一基準行等について、次の a から c までのいずれかに該当することとなったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき)。
 - a 単体又は連結普通株式等 Tier1 比率が 4.5 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - b 単体又は連結 Tier1 比率が 6 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - c 単体又は連結総自己資本比率が 8 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
 - (5) 国内基準行等について、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 4 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

- (6) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
- 5 当社は、清算参加者が第19条第1項第1号に掲げる事項について当社へ届出を行った場合又は同条第1項第2号から第5号までのいずれかに掲げる事項(同条第1項第4号にあっては事業の全部の承継、第5号にあっては事業の全部の譲渡に限る。)に係る公告を行った場合において、清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の全部又は一部の引受けの停止の措置を行うことができる。
- 6 当社は、他社清算参加者が第19条第2項に規定する届出を行った場合において、他社清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務(有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。)の全部又は一部の引受けの停止の措置を行うことができる。
- 7 当社は、清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等が第3項第1号又は第2号に該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。この場合において、同項第2号中「商品先物等清算参加者である場合は10億円」とあるのは「商品先物等清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等である場合は200億円」と読み替えるものとする。
- 8 当社は、清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等が親会社等保証を解消しようとする場合、清算参加者のために親会社等保証を行う事業の廃止について清算参加者が当社へ届出を行った場合又は当該親会社等が第19条第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる事項に係る公告を行った場合において、当該清算参加者が貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(過大なポジションを保有している清算参加者に対する措置)

- 第29条の2 当社は、清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合(当該清算参加者の未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額が、当該清算参加者(清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等)の純財産額(登録金融機関、証券金融会社及び当業者等にあっては、純資産額)又は現金等の財産の状況に比し過大であると認められる場合であって、当該リスク相当額が当該清算参加者の自己の計算による取引若しくは少数の顧客の委託に基づく取引(非清算参加者の有価証券等清算取次ぎ及び商品清算取引の委託に基づく取引を含む。)に起因しているときをいう。次条において同じ。)又はその具体的なおそれがある

と認められる場合には、次の各号に掲げる措置その他当社が必要と認める措置を行うことができる。

- (1) 取引証拠金等(当初証拠金、清算基金又は取引証拠金(自己の計算による先物・オプション取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金又は自己の計算による取引所FX取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引に係る取引証拠金をいう。)をいう。以下この項において同じ。)の額の引上げ
 - (2) 取引証拠金等を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄等の制限
 - (3) 取引証拠金等を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ
- 2 前項に規定するポジション保有状況の改善指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指定する日までに、当該指示を受けた事由を解消することを目的として、資本充実(清算参加者が親会社等保証を受けている場合は、親会社等保証を行っている当該親会社等の資本充実)、当該清算参加者の清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎその他具体的な措置を講じなければならない。

(ポジション保有状況の改善指示)

- 第29条の3 当社は、第21条の2第5項に規定する取引証拠金所要額の引上げを行ったにもかかわらず、なお清算参加者が同条第1項又は第3項に規定する報告を行わなかった場合、前条に規定する措置を行ったにもかかわらず、当社が指定した期日においてなお当該清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合又は当該清算参加者のリスク相当額が増加するなどによって当該清算参加者の当社に対する債務履行の確実性に係る危険を速やかに解消する必要があると認められる場合には、その必要とする限度において、当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、ポジション保有状況の改善指示(先物・オプション取引又は取引所FX取引に係るものに限る。)の措置を行うことができる。
- 2 前項に規定するポジション保有状況の改善指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指定する日までに、当該指示を受けた事由を解消することを目的として、資本充実(清算参加者が親会社等保証を受けている場合は、親会社等保証を行っている当該親会社等の資本充実)、当該清算参加者の清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎその他具体的な措置を講じなければならない。
 - 3 前項の規定により当該清算参加者が未決済約定を当該他の清算参加者に引き継ごうとする場合には、当該清算参加者は、あらかじめ、当社の承認及び当該他の清算参加者の承諾を受けなければならない。

- 4 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定が顧客の委託に基づくものであるときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。
- 5 第3項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定が非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものであるときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該非清算参加者の同意を得るものとする。
- 6 この業務方法書に定めるもののほか、ポジション保有状況の改善指示に必要な事項は、当社がその都度定める。

(担保の預託状況が不相当と認められる場合等における清算参加者への措置)

第29条の4 一の清算参加者が清算預託金(第74条に規定する清算預託金及び商品取引債務引受業に関する業務方法書第70条に規定する清算預託金をいう。以下この条において同じ。)及び取引証拠金(自己の計算による先物・オプション取引等に係る取引証拠金及び顧客の委託に基づくもののうち当該清算参加者と同一の企業集団(法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。以下同じ。))に属する者及び当該清算参加者と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者(以下「アフィリエイト」という。)の計算による先物・オプション取引等に係る取引証拠金その他当社が定める取引証拠金に限る。以下この項において同じ。)の当社への預託を株券等(株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券をいう。以下この条において同じ。)による代用により行っている場合において、銘柄ごとに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数(優先出資証券にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券にあつては上場受益権口数をいい、投資証券にあつては上場投資口数をいう。以下同じ。)の2パーセント相当数量を超えている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 清算預託金を有価証券をもって代用する場合及び取引証拠金を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄等の制限
 - (2) 清算預託金を有価証券をもって代用する場合及び取引証拠金を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ
- 2 一の清算参加者が清算預託金及び取引証拠金(自己の計算による先物・オプション取引等に係る取引証拠金、アフィリエイトの計算による先物・オプション取引等に係る取引証拠金その他当社が定める取引証拠金に限る。以下この項及び第4項において同じ。)の当社への預託を株券等による代用により行っている場合において、銘柄ごとに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数の5パーセント相当数量を超えている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。
- (1) 清算預託金を有価証券をもって代用する場合及び取引証拠金を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄等の制限

- (2) 清算預託金を有価証券をもって代用する場合及び取引証拠金を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ
- 3 一の清算参加者が清算預託金及び取引証拠金(自己の計算による先物・オプション取引等に係る取引証拠金及びアフィリエイトの計算による先物・オプション取引等に係る取引証拠金に限る。以下この項において同じ。)に係る担保所要額の合計額に対して地方債、特殊債、社債及び円貨建外債以外の代用有価証券及び倉荷証券の評価額及び金銭の額の合計額が80パーセントを下回る場合には、当社は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。
- (1) 清算預託金を有価証券をもって代用する場合及び取引証拠金を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄等の制限
- (2) 清算預託金を有価証券をもって代用する場合及び取引証拠金を有価証券又は倉荷証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ
- 4 清算参加者の発行する有価証券(当該清算参加者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項の規定により当該清算参加者の親会社とされる者をいう。以下この項において同じ。)、子会社(財務諸表等規則第8条第3項の規定により当該清算参加者の子会社とされる者をいう。以下この項において同じ。)又はその親会社の子会社の発行する有価証券を含む。)が、清算預託金及び取引証拠金の代用として当社に預託されている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、当該清算参加者の発行する有価証券に関して第2項各号に掲げる措置を行うことができる。
- 5 前各項に掲げる場合のほか、清算参加者の当社に対する債務の履行確保の観点から当社が必要と認めた場合には、当社は、当該清算参加者に対し、前各項に掲げる措置を行うことができる。

(特定時間帯においてリスクが増大した清算参加者に対する債務の引受けの停止)

第29条の5 当社は、一の清算参加者について、通常の市場環境下において当該清算参加者が負っているものと想定されるリスク量として、当社が定める方法で算出されたリスク相当額が、当社が定める時間内において当社があらかじめ定める額を超えた場合には、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置を行うことができる。

(業務の廃止等において清算資格喪失申請を行わないことにより債務の引受けの停止を受けた清算参加者に対する措置)

第30条 当社は、第29条第5項、第6項又は第8項の規定により当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止を行った場合には、当該清算参加

者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。

- 2 当社は、前項の規定による整理を行うためその他当社が必要と認める限度において、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。
- 3 当社は、必要があると認めるときは、第1項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合においては、その清算参加者と同項の債務の引受けの停止の対象となった清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(債務の引受けの停止等の措置の解除)

第31条 当社が第29条の規定により期間を定めずに債務の引受けの停止(有価証券等清算取次ぎに係る債務に限って行うものを除く。)を行った場合には、その対象となった清算参加者は、その事由を除去したときは、説明書を添付して停止の解除を申請することができる。

- 2 当社は、前項の申請に基づく停止の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認する。
- 3 第1項の清算参加者が、同項の停止を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられない場合は、当社は、取締役会の決議により、当該清算参加者の清算資格を取り消すことができる。
- 4 前3項の規定は、当社が第29条の規定により期間を定めずに債務の引受けの停止(有価証券等清算取次ぎに係る債務に限って行うものに限る。)を行った場合について準用する。この場合において、第3項中「清算資格を取り消す」とあるのは「他社清算資格を取り消し、自社清算資格を付与する」と読み替えるものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、第29条の2から第29条の4までに規定する措置を行った場合について準用する。

(異議の申立て等)

第32条 第14条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は第29条及び第29条の3の審問について、第14条第4項から第6項までの規定は第29条から第29条の4までの措置について、それぞれ準用する。

(金融商品取引業者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置)

第33条 清算参加者は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に定める清算資格を喪失する。

- (1) 現物清算参加者、国債先物等清算参加者又は指数先物等清算参加者が、法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者及び登録金

融機関のいずれにも該当しないこととなること(第6条第3項の申請に基づき清算資格を取得した証券金融会社にあつては、証券金融会社に該当しないこととなること)。

現物清算資格、国債先物等清算資格又は指数先物等清算資格

- (2) 商品先物等清算参加者が、法第28条第1項第1号の2に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者、登録金融機関及び指定市場開設者の取引参加者又は会員のいずれにも該当しないこととなること。

貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格

- (3) FX清算参加者が、法第28条第2項第3号に掲げる行為に係る業務の登録(取引所FX取引の委託を受ける者であるときは、当該業務及び同条第5項に掲げる行為に係る業務の登録)を受けた金融商品取引業者及び登録金融機関のいずれにも該当しないこととなること。

FX清算資格

- (4) 解散

すべての清算資格

(措置評価委員会)

第33条の2 当社は、第29条、第29条の2又は第29条の3に規定する措置を清算参加者に対し行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行うことの適否につき、措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、第29条の2の措置(自己の計算による取引に係るものに限り。)を行おうとするときその他緊急の必要があるときは、措置評価委員会に諮問しないことができる。

3 当社は、緊急停止(第29条の5に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止をいう。以下同じ。)を行つた場合は、直ちにその旨を措置評価委員会に報告する。

4 前3項に定めるもののほか、措置評価委員会に関する事項は規則で定める。

(措置の通知等)

第34条 当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止(緊急停止を除く。)を行おうとするとき又は清算資格を取り消そうとするときは、その対象清算参加者又は当該対象清算参加者と清算受託契約を締結している非清算参加者が取引資格を有する又は加入する指定市場開設者及びその指定証券金融会社(対象清算参加者が証券金融会社(第6条第3項の申請に基づき清算資格を取得した者に限り。)である場合にあつては、その者を指定証券金融会社とする指定市場開設者)に対し、あらかじめその旨を通知する。

2 当社は、緊急停止を行つたときは、前項の指定市場開設者に対し、直ちにその旨を通知する。

- 3 第1項の規定は、第33条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときについて準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。
- 4 当社が、この業務方法書に基づき有価証券等清算取次ぎに係る債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行ったとき若しくは他社清算参加者の清算資格を取り消したとき又は第33条の規定により他社清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該他社清算参加者は、清算受託契約を締結している非清算参加者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。ただし、緊急停止を行った場合において当社が特に認めた場合は、この限りでない。
- 5 当社が、第29条第1項の規定に基づきクロスマージンの申請を禁止したときは、その対象清算参加者は、自らが行うクロスマージンの申請に係るクロスマージン利用者(金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書(以下「金利スワップ取引業務方法書」という。))第2条第1項第13号の8に規定するクロスマージン利用者をいう。以下同じ。)及びクロスマージン承諾者(クロスマージンの申請に対して、金利スワップ取引業務方法書の規定に基づき承諾の通知を行う者をいう。以下同じ。)に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。
- 6 当社は、第29条の2に規定する措置(取引証拠金に係るものに限る。)又は第29条の3に規定する措置を清算参加者に対して行ったときは、当該措置の事由と密接な関係を有している取引に係る指定市場開設者に対し、速やかにその旨を通知する。
- 7 当社は、この業務方法書に基づきクロスマージンの申請の禁止、改善指示、債務の引受けの全部若しくは一部の停止、清算資格の取消し又はポジション保有状況の改善指示の措置を清算参加者に対して行ったときは、当該措置を行った日から6か月以内に、各清算参加者に対してその旨を通知し、又は公表するものとする。ただし、当社は、当該通知又は公表を行った場合における市場への影響度を勘案して必要かつ相当と認めるときは、当該措置を行った日から6か月を超える日に通知又は公表を行うことができる。
- 8 当社は、前項に規定する通知又は公表を行うときは、当該通知若しくは公表の対象となる措置の重要性又は当該通知若しくは公表を行った場合における市場への影響度を勘案して、通知又は公表を行う範囲をその都度定めるものとする。
- 9 当社は、第33条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該清算資格を有する各清算参加者に対し、その旨を通知する。

(債務の引受けの停止を受けた清算参加者等の取扱い)

- 第35条 当社がこの章の規定に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行った場合には、対象清算参加者は、当社の承認を受けて、その期間中、当該対象清算参加者の清算約定で未決済のものを、他の清算参加者に引き継ぐことができる。

- 2 前項のほか、当社は、清算参加者に対し、第 29 条の 3 の規定に基づくポジション保有状況の改善指示に違反したことにより第 29 条第 1 項の規定に基づき債務の引受けの全部又は一部の停止を行った場合には、当該清算参加者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。
- 3 当社は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合においては、当該他の清算参加者と同項の債務の引受けの停止の対象清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(清算資格を取り消された者等の未決済約定の取扱い)

第 36 条 当社は、この業務方法書に基づき清算資格の取消しを清算参加者に対して行ったとき又は第 33 条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、その者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。

- 2 当社は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合においては、当該他の清算参加者と清算参加者であった者との間に委任契約が成立していたものとする。
- 3 第 1 項の清算参加者であった者は、その者の清算約定で未決済のもの決済又は整理を行うためその他当社が必要と認める範囲内において、なお清算参加者とみなす。

(清算参加者に対する勧告)

第 37 条 当社は、清算参加者の業務若しくは財産の状況又は清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等の財務の状況が、当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて、適当でないと認めるときは、当該清算参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 当社は、前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

第 3 章 有価証券等清算取次ぎ

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第 38 条 他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、第 3 条第 2 項に定める清算対象取引(同項第 1 号から第 9 号まで及び第 11 号に係るものに限る。)とする。

- 2 有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買又は取引のうち現物清算資格を有しない者による有価証券オプション取引の権利行使(対象有価証券の売買が発生するものに限る。)及び有価証券等清算取次ぎによる有価証券オプション

取引の権利行使により成立するもの、第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引のうち有価証券等清算取次ぎによる国債証券先物オプション取引の権利行使により成立するもの、同項第6号に掲げる指数オプション取引の権利行使により成立する取引のうち有価証券等清算取次ぎによる指数オプション取引の権利行使により成立するもの並びに同項第6号の3に掲げる商品先物オプション取引の権利行使により成立する商品先物取引のうち有価証券等清算取次ぎによる商品先物オプション取引の権利行使により成立するものについては、それぞれ有価証券等清算取次ぎによるものとみなしてこの業務方法書を適用する。ただし、現物清算参加者による有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買については、この限りでない。

- 3 第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引のうち、非清算参加者を清算執行取引参加者(第46条の2第1項第1号に定める清算執行取引参加者をいう。)とするギブアップ(指定市場開設者(第3条第2項第2号から第6号の3までの指定金融商品市場を開設する指定市場開設者に限る。)が定めるギブアップをいう。以下同じ。)の成立により当社と当該非清算参加者の指定清算参加者との間に発生する取引については、有価証券等清算取次ぎによるものとみなしてこの業務方法書を適用する。

(非清算参加者との清算受託契約の締結)

第39条 他社清算参加者は、有価証券等清算取次ぎを行う場合には、非清算参加者が清算参加者を代理して清算対象取引を成立させようとするときは、当該非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨その他当社が定める事項を記載した清算受託契約を、有価証券等清算取次ぎの委託をする非清算参加者との間で、締結しなければならない。

(清算受託契約の締結の届出)

第40条 他社清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当社が定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。

(清算受託契約の解約の届出)

第41条 他社清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日までに届出を行う。

- (2) 他社清算参加者が事前に非清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約(第5号に掲げる解約を除く。)
当該解約の意思を申し出た後遅滞なく届出を行う。
 - (3) 他社清算参加者が事前に非清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約
当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく届出を行う。
 - (4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約
当該解約を行おうとする日の前日までに届出を行う。
 - (5) 非清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって他社清算参加者が事前に非清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約
当該解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該解約を行おうとする日の前日までに届出を行う。
- 2 当社は、前項の届出を受けた場合には、解約する契約の相手方である非清算参加者が、当該契約の対象取引に係る取引資格を有する又は加入する指定市場開設者に対し、その旨を通知する。

(清算対象取引に係る区分管理)

第42条 他社清算参加者は、その清算対象取引について、有価証券等清算取次ぎによるものとそれ以外のものとを、区分して管理しなければならない。

(指定清算参加者の変更等の場合の未決済約定の引継ぎ)

第43条 非清算参加者が指定市場開設者の定めるところにより指定清算参加者を変更した場合には、変更した時点における当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものを、変更前の指定清算参加者から変更後の指定清算参加者へ引き継ぐものとする。

- 2 指定市場開設者の取引参加者又は会員である清算参加者が清算資格を喪失し、指定市場開設者の定めるところにより他の清算参加者を指定清算参加者として指定する場合には、指定した時点における清算資格を喪失する当該清算参加者の清算約定で未決済のものを、清算資格を喪失する当該清算参加者から新たに指定清算参加者として指定された清算参加者へ引き継ぐものとする。

(非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託を停止された場合の未決済約定の引継ぎ等)

第 44 条 当社は、非清算参加者がその取引資格を有する又は加入する指定市場開設者から有価証券等清算取次ぎの委託を停止若しくは制限された場合、会員権を停止若しくは制限された場合又は取引資格を取り消され若しくは除名された場合には、当該指定市場開設者の行う措置の内容に応じて、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 前項の規定は、当社が当該非清算参加者の指定清算参加者に対し債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消しを行った場合には、適用しない。

(清算参加者が有価証券の売買等を停止された場合等の未決済約定の引継ぎ等)

第 45 条 当社は、清算参加者が取引資格を有する又は加入する指定市場開設者から有価証券の売買等(有価証券の売買又は市場デリバティブ取引をいう。)を停止若しくは制限された場合、会員権を停止若しくは制限された場合又は取引資格を取り消され若しくは除名された場合は、当該指定市場開設者の行う措置の内容に応じて、当該清算参加者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 前項の規定は、当社が当該清算参加者に対し債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消しを行った場合には、適用しない。

(指定清算参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ等)

第 45 条の 2 非清算参加者の指定清算参加者である清算参加者は、当該非清算参加者が正当な理由なく第 29 条の 2 第 2 項に定める措置に従わないことによって、第 29 条の 3 の規定によりポジション保有状況の改善指示を受けた場合には、当該非清算参加者に対して、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定の決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

2 清算参加者は、前項のポジションの改善指示を受けた場合において、当該指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該指示に適合できない場合で、かつ、当該非清算参加者に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、当該非清算参加者がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定を決済するために、当該非清算参加者の計算において、転売(買建玉(先物・オプション取引又は取引所 FX 取引に係る未決済約定に係る数量(以下「建玉」という。)のうち買付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。))についての反対の取引をいう。以下同じ。)若しくは買戻し(売建玉(建玉のうち売付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。))についての反対の取引をいう。以下同じ。)又は権利行使(これらの委託を含む。)を行うことができる。

第4章 債務の引受け等

(債務の引受け)

第46条 当社が証券取引等清算業務として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第2項第1号、第3号、第5号、第6号の2、第10号又は第11号に掲げる清算対象取引

清算対象取引が指定市場開設者(第3条第2項第10号に定める清算対象取引にあつては、当社)の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者がその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は買方清算参加者がその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

(2) 第3条第2項第2号、第4号、第6号又は第6号の3に掲げる清算対象取引

清算対象取引が指定市場開設者の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者の相手方である買方清算参加者のオプションの付与者としての地位を承継し(ただし、取引代金請求権を除く。)、当該売方清算参加者は当社に対して、当社によりその付与者としての地位が承継された当該オプションと同一内容の新たなオプションの付与者の地位に立つものとする。この場合において、当社は当該買方清算参加者が当該売方清算参加者に対し負担する取引代金支払債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

(3) 第3条第2項第7号から第9号までに掲げる清算対象取引

当社が、指定証券金融会社が当社の定めるところにより行う、当社が引き受けるべき債務の内容についての通知を受領し、その内容を確認したときは、当該通知の内容に基づき、当社は指定証券金融会社がその相手方である清算参加者に対し負担する債務(貸借取引による貸付け及び貸借取引の返済に伴う本担保等の返戻(株券等(第3条第2項第7号に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。))の貸借につき本担保等の返戻を行う場合にあつては、貸借取引貸出規程の定めるところにより返済日に返戻すべき額の貸株等代り金(貸借取引貸出規程に規定する貸株等代り金をいう。))の返戻をいう。)並びに品貸取引による借入れに伴う本担保等の差入れ及び品貸取引の返済に係る金銭債務又は株券等の引渡債務をいう。)を免責的に引き受け、当該指定証券金融会社は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務

を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は清算参加者がその相手方である指定証券金融会社に対し負担する債務(品貸取引による貸付け及び品貸取引の返済に伴う本担保等の返戻(貸借取引貸出規程の定めるところにより返済日に返済すべき額の借株等代り金(貸借取引貸出規程に規定する借株等代り金をいう。))の返戻をいう。)並びに貸借取引による借入れに伴う本担保等の差入れ及び貸借取引の返済(金銭の貸借につき返済を行う場合にあつては、貸借取引貸出規程の定めるところにより返済日に返済すべき額の金銭の返済をいう。)に係る金銭債務又は株券等の引渡債務をいう。)を免責的に引き受け、当該清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

- 2 当社は、前項の規定により引き受けた債務の内容及びその決済に必要な事項を、当該清算参加者に対し通知するものとする。
- 3 清算参加者は、前項の通知を受けたときは、速やかにその内容を確認するものとする。

(ギブアップの成立による債務の消滅及び新たな債務の負担)

第46条の2 指定市場開設者(第3条第2項第2号から第6号の3までの指定金融商品市場を開設する指定市場開設者に限る。以下この条において同じ。)の定めるところによりギブアップが成立した場合における前条第1項の債務は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第2項第3号、第5号又は第6号の2に掲げる清算対象取引

指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立したときは、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、前条第1項第1号の規定により当社が注文執行取引参加者(指定市場開設者が定める注文執行取引参加者をいう。以下同じ。)である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。以下この条において同じ。)に対し負担する債務及び当該注文執行取引参加者である清算参加者が当社に対し負担する債務が将来に向かって消滅し、同時に、当社は、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、当社が当該注文執行取引参加者である清算参加者に対し負担していた債務と同一内容の債務を清算執行取引参加者(指定市場開設者が定める清算執行取引参加者をいう。以下同じ。)である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。以下この条において同じ。)に対し新たに負担し、当該清算執行取引参加者である清算参加者は、当該注文執行参加者である清算参加者が当社に対し負担していた債務と同一内容の債務を当社に対し新たに負担するものとする。

- (2) 第3条第2項第2号、第4号、第6号又は第6号の3に掲げる清算対象取引
 - a 注文執行取引参加者が売方清算参加者である場合

指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立したときは、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、前条第1項第2号の規定により当該注文執行取引参加者である清算参加者が有する当社に対するオプション付与者としての地位及び当社が当該注文執行取引参加者である清算参加者に対し負担する債務が将来に向かって消滅し、同時に、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、清算執行取引参加者である清算参加者は、当該注文執行取引参加者である清算参加者が有していた当社に対するオプション付与者としての地位と同一内容の地位に新たに立ち、当社は、当該清算執行取引参加者である清算参加者に対して、当社が当該注文執行取引参加者である清算参加者に対し負担していた債務と同一内容の債務を新たに負担するものとする。

b 注文執行取引参加者が買方清算参加者である場合

指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立したときは、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、前条第1項第2号の規定により当社が承継した売方清算参加者のオプション付与者としての地位及び注文執行取引参加者である清算参加者が当社に対し負担する債務が消滅し、同時に、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、当社は、清算執行取引参加者である清算参加者に対して、当社が承継していた売方清算参加者のオプション付与者としての地位と同一内容の地位に新たに立ち、当該清算執行取引参加者である清算参加者は、当社に対して、当該注文執行取引参加者である清算参加者が当社に対し負担していた債務と同一内容の債務を新たに負担するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第4章の2 先物・オプション取引の区分管理等

(清算参加者の先物・オプション取引の管理)

第46条の3 清算参加者は、その清算対象取引となる先物・オプション取引(非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を除く。)について、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定めるいずれかの区分口座により管理しなければならない。

(1) 自己の計算によるもの

自己口座

(2) 顧客の委託に基づくもの(次号に掲げるものを除く。)

- a オムニバス口座(複数の顧客又は顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の先物・オプション取引を管理するための口座をいう。以下同じ。)

- b 個別顧客口座(一の顧客又は顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の先物・オプション取引を管理するための口座をいう。以下同じ。)
- (3) アフィリエイトの計算によるもの
 - a アフィリエイトのオムニバス口座
 - b アフィリエイトの個別顧客口座

(他社清算参加者の先物・オプション取引の管理)

第46条の4 他社清算参加者は、その清算対象取引となる先物・オプション取引(非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に限る。)について、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定めるいずれかの区分口座により管理しなければならない。

- (1) 当該非清算参加者の自己の計算によるもの
当該非清算参加者の自己口座
- (2) 当該非清算参加者の顧客の委託に基づくもの
 - a 当該非清算参加者のオムニバス口座
 - b 当該非清算参加者の個別顧客口座

第5章 清算約定の決済

第1節 株券等に係る清算約定の決済

(決済方式の区分)

第47条 清算約定(有価証券(国債証券を除く。)に係るものに限り、第64条の規定に基づく有価証券の貸借を除く。以下この節において同じ。)の決済は、当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しを第53条において定めるところにより当該受方現物清算参加者から当社に引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済(以下「DVP決済」という。)とそれ以外の方式による決済(以下「非DVP決済」という。)とする。

- 2 次の各号に掲げる有価証券(以下「DVP対象有価証券」という。)に係る清算約定の決済はDVP決済によるものとし、DVP対象有価証券以外の有価証券に係る清算約定の決済は非DVP決済によるものとする。
 - (1) 内国法人の発行する株券(内国法人の発行する新株予約権証券及び優先出資証券を含む。)
 - (2) 外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券及び外国株預託証券を含む。)

- (3) 投資信託受益証券、投資証券(新投資口予約権証券を含む。)、外国投資信託の受益証券及び外国投資証券
 - (4) 受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券
 - (5) カバードワラント
 - (6) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。))が振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券(以下「機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。))を除く。)
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決済については、当該各号に定めるところによる。
- (1) 売買契約締結の日に決済を行う取引(以下「当日取引」という。))及び発行日取引(金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和 28 年大蔵省令第 75 号)第 1 条第 2 項に定める発行日取引をいう。以下同じ。))に係る清算約定の決済
非 DVP 決済により行うものとする。
 - (2) バイインの買付けに係る決済
DVP 決済と非 DVP 決済に分けて行うものとし、第 50 条第 3 項に定める金銭及び有価証券の授受は DVP 決済により行い、第 54 条第 1 項第 2 号に定める金銭の授受は非 DVP 決済により行うものとする。
 - (3) バイインの買付けに対する売付けに係る決済
非 DVP 決済により行うものとする。
 - (4) バイインにより売買が成立した場合において、当該売買の決済日に行う、バイイン請求を行った受方現物清算参加者への有価証券の引渡し(証券決済未了によって第 62 条の規定により繰り延べられた有価証券の引渡しであって、当該バイインによる売買が成立した有価証券の数量に相当するものに限る。))及びそれに伴う金銭の授受(以下この章において「バイインに伴う決済未了有価証券の決済」という。))
非 DVP 決済により行うものとする。
 - (5) 有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買(権利行使価格で売買単位(指定市場開設者が定める売買単位をいう。以下同じ。))の売付け又は買付けを成立させることができる有価証券オプション以外の有価証券オプションに係るものに限る。))に基づく債務の決済
DVP 決済と非 DVP 決済に分けて行うものとし、第 55 条第 1 項第 1 号 a に定める金銭及び有価証券の授受は DVP 決済により行い、同項第 1 号 b 及び第 2 号に定める金銭の授受は非 DVP 決済により行うものとする。

(決済時限)

第 48 条 DVP 決済の決済時限は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 金銭の授受については、支払いは午後 2 時 15 分まで、受領は午後 2 時 45 分とする。
 - (2) 有価証券の授受については、引渡しは午後 1 時まで、受領は午後 2 時 15 分までとする。
- 2 非 DVP 決済の決済時限は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 金銭の授受については、支払いは午後 1 時まで、受領は午後 2 時 45 分とする。
 - (2) 有価証券の授受については、午後 2 時 45 分までとする。
- 3 当日取引については、前項の規定を適用しない。

(DVP 清算値段)

第 49 条 当社は、DVP 決済を行う銘柄について、毎日、当社が定めるところにより、DVP 清算値段を定める。

(DVP 決済のために授受する金銭及び有価証券)

第 50 条 現物清算参加者が DVP 決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 金銭の額は、a に定める額に、b 及び c に定める額を加減した額とする。
 - a DVP 清算値段による売付有価証券の総額と買付有価証券の総額の差引額
その日を約定決済日(清算対象取引(第 3 条第 2 項第 1 号及び第 7 号から第 10 号までに掲げる清算対象取引に限り、有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買を含む。以下第 52 条までにおいて同じ。))について、指定市場開設者が定める決済日(第 3 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに規定する清算対象取引については指定証券金融会社が定める受渡日)をいう。以下同じ。)とする当該現物清算参加者の清算対象取引について、売付け(同項第 7 号から第 9 号までに定める清算対象取引については、引渡し)に係る有価証券の総額(その日における各銘柄の DVP 清算値段に有価証券の数量を乗じた額(利付転換社債型新株予約権付社債券については、その日が利払期日である場合を除き、その日における当該銘柄に係る単位算出経過利子(1 売買単位当たりの経過利子(指定市場開設者が利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について定める経過利子をいう。以下この節において同じ。))の金額に、有価証券の数量を 1 売買単位の数量で除して得た数量を乗じた額をいう。以下同じ。))を加える。)の合計額をいう。以下同じ。)と買付け(第 3 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに規定する清算対象取引については、受領)に係る有価証券の総額の差引額
 - b 約定値段と DVP 清算値段との差額

その日を約定決済日とする当該現物清算参加者の清算対象取引について、その約定値段(第3条第2項第7号から第9号までに規定する清算対象取引については、各指定証券金融会社が定める貸借値段をいう。以下同じ。)とその日におけるDVP清算値段との差に相当する額

c 経過利子と単位算出経過利子との差額

その日を約定決済日とする当該現物清算参加者の利付転換社債型新株予約権付社債券の清算対象取引について、銘柄ごとの経過利子と単位算出経過利子との差に相当する額

(2) 有価証券の数量は、その日を約定決済日とする当該現物清算参加者の清算対象取引について、銘柄ごとの有価証券の引渡数量と受領数量の差引数量とする。

2 前日に発生した証券決済未了(利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下この節において同じ。)に当たるときは、2日前に発生した証券決済未了。第53条第1項第7号において同じ。)によって第62条の規定により有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受がその日に繰り延べられた場合(その日にバイインに伴う決済未了有価証券の決済を行うものを除く。)においては、当該繰延べに係るものとして次の各号に定める金銭の額及び有価証券の数量を、前項のDVP決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量の算出に含めるものとする。

(1) 次に掲げる金銭の額(利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、次のa及びbに掲げる金銭の額)

a 渡方現物清算参加者である場合における第62条第1項の規定により引渡しを繰り延べられた有価証券(以下この章において「引渡しに係る決済未了有価証券」という。)の総額及び受方現物清算参加者である場合における同条第2項の規定により引渡しを繰り延べられた有価証券(以下この章において「受領に係る決済未了有価証券」という。)の総額

b 引渡しに係る決済未了有価証券及び受領に係る決済未了有価証券に係る前日におけるDVP清算値段(利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、2日前におけるDVP清算値段。第3項第1号b、第53条第1項第7号及び第9号並びに第54条第1項第2号及び第4号において同じ。)とその日におけるDVP清算値段との差に相当する額

c 利付転換社債型新株予約権付社債券について、引渡しに係る決済未了有価証券及び受領に係る決済未了有価証券に係る前日における単位算出経過利子とその日における単位算出経過利子との差に相当する額

(2) 銘柄ごとの、引渡しに係る決済未了有価証券又は受領に係る決済未了有価証券の数量

- 3 バイインの買付けが成立した場合においては、次の各号に定める金銭の額及び有価証券の数量を、バイインの買付けを行った現物清算参加者に係る第1項のDVP決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量の算出に含めるものとする。
 - (1) 次に掲げる金銭の額(利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、次のa及びbに掲げる金銭の額)
 - a 第63条第2項の規定によりその日を決済日とするバイインの買付けに係る有価証券の総額
 - b 第63条第2項の規定によりその日を決済日とするバイインの買付有価証券に係る前日におけるDVP清算値段とその日におけるDVP清算値段との差に相当する額
 - c 利付転換社債型新株予約権付社債券について、第63条第2項の規定によりその日を決済日とするバイインの買付有価証券に係る前日における単位算出経過利子とその日における単位算出経過利子との差に相当する額
 - (2) 銘柄ごとの、第63条第2項の規定によりその日を決済日とするバイインの買付有価証券の数量
- 4 その日に発生した証券決済未了によって第62条の規定により有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受が繰り延べられる場合においては、当該繰延べに係るものとして次の各号に定める金銭の額及び有価証券の数量を、第1項のDVP決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量の算出から除外するものとする。
 - (1) 引渡しに係る決済未了有価証券の総額及び受領に係る決済未了有価証券の総額
 - (2) 銘柄ごとの、引渡しに係る決済未了有価証券又は受領に係る決済未了有価証券の数量

(DVP決済に係る予定受払代金の差入れ)

- 第51条 現物清算参加者は、その日に証券決済未了が発生しないものとして前条(第4項を除く。)に定めるところにより仮に算出したDVP決済のために授受する金銭の額(以下「DVP予定受払代金」という。)が支払いとなる場合には、清算対象取引に基づく当該現物清算参加者の当社に対する債務の履行を確保するためのものとしてDVP予定受払代金を当該日の午後1時までに当社に対して差し入れなければならない。
- 2 前項の規定により当社に対して差し入れたDVP予定受払代金は、前条に規定するDVP決済のために授受する金銭の額(以下「DVP受払代金」という。)が確定した時点でその支払いに充当するものとする。この場合において、その日に証券決済未了が発生したことによってDVP受払代金が前項の規定により当社に差し入れているDVP予定受払代金を下回ることとなったときは、現物清算参加者は当該DVP予定受払代金のうち余剰額に相当する金銭の返還を当該日の午後2時45分に当社から受けるものとする。
 - 3 前2項の金銭の受払いについては、当社が定めるところによるものとする。

(DVP 決済に係る決済促進担保金)

- 第 52 条 現物清算参加者は、DVP 決済において、DVP 予定受払代金の差入れ又は有価証券の引渡しを行う前においても有価証券を受領し得るよう、清算対象取引に基づく当該現物清算参加者の当社に対する債務の履行を確保するためのものとして決済促進担保金を決済日の午後 2 時までに当社に預託することができる。
- 2 決済促進担保金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、決済促進担保金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨 1 単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。
 - 3 決済促進担保金は、当社が定めるところにより、有価証券(流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。)をもって代用預託することができる。
 - 4 前項に定める有価証券の代用価格は、当該有価証券の決済日の前々日における当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。
 - 5 前 2 項の規定のほか、決済促進担保金の代用有価証券に関する事項については、当社が定める。

(DVP 決済における当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しの限度)

- 第 53 条 DVP 決済において、当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しは、当該引渡しを行う有価証券の総額が、第 1 号から第 3 号までに定める額の合計額から第 4 号に定める額を減じた額に第 5 号から第 10 号まで(利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、第 8 号及び第 10 号を除く。)に定める額を加減した額を超えない範囲内に限って当社が定めるところにより行うものとする。
- (1) 当該受方現物清算参加者から当社に引き渡された有価証券の総額
 - (2) 当該受方現物清算参加者が DVP 予定受払代金として当社に差し入れた額と DVP 受払代金として当社に支払い(第 51 条第 2 項の規定による充当によるものを除く。)をした額の合計額
 - (3) 前条に規定するところにより、当該受方現物清算参加者が当社に預託している決済促進担保金の額
 - (4) 当社から当該受方現物清算参加者に引き渡された有価証券の総額(次項の規定の適用を受ける有価証券を除いて算出する。)
 - (5) 第 50 条第 1 項第 1 号 b に規定する約定値段とその日における DVP 清算値段との差に相当する額
 - (6) 利付転換社債型新株予約権付社債券について、第 50 条第 1 項第 1 号 c に規定する経過利子とその日における単位算出経過利子との差に相当する額

- (7) 第 50 条第 2 項第 1 号 b に規定する前日に発生した証券決済未了に係る前日における DVP 清算値段とその日における DVP 清算値段との差に相当する額
 - (8) 利付転換社債型新株予約権付社債券について、第 50 条第 2 項第 1 号 c に規定する前日に発生した証券決済未了に係る前日における単位算出経過利子とその日における単位算出経過利子との差に相当する額
 - (9) 第 50 条第 3 項第 1 号 b に規定するその日を決済日とするバイインの買付有価証券に係る前日における DVP 清算値段とその日における DVP 清算値段との差に相当する額
 - (10) 利付転換社債型新株予約権付社債券について、第 50 条第 3 項第 1 号 c に規定するその日を決済日とするバイインの買付有価証券に係る前日における単位算出経過利子とその日における単位算出経過利子との差に相当する額
- 2 前項の規定にかかわらず、その日が第 64 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に掲げる日(休業日に当たるときは、当該日の前日)に当たる転換社債型新株予約権付社債券に係る当社から受方現物清算参加者への引渡しについては、当社が定めるところにより行うものとする。

(非 DVP 決済のために授受する金銭及び有価証券)

第 54 条 現物清算参加者が非 DVP 決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当日取引に係る決済

同一現物清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

(2) バイインの買付けに係る決済

決済日を同一とする同一現物清算参加者の当該買付けに係る約定値段と前日における DVP 清算値段の差に相当する額(利付転換社債型新株予約権付社債券については、その日における経過利子と前日における単位算出経過利子との差に相当する額を含む(その日が利払期日に当たる場合を除く。))

(3) バイインの買付けに対する売付けに係る決済

決済日を同一とする同一現物清算参加者の総売付代金と銘柄ごとの有価証券の売付数量

(4) バイインにより売買が成立した場合において、当該売買の決済日に行う、バイインに伴う決済未了有価証券の決済

次の a に定める金銭の額と b に定める有価証券の数量

a 次の b に定める数量の有価証券について、各銘柄の前日における DVP 清算値段に有価証券の数量を乗じた額の合計額(利付転換社債型新株予約権付社債券については、前日における単位算出経過利子を含む(その日が利払期日に当たる場合を除く。))

- b 決済日を同一とする同一現物清算参加者の銘柄ごとのバイインに伴う決済未了有価証券の決済により受領すべき決済未了有価証券の数量

(5) 前各号以外の決済

決済日を同一とする同一現物清算参加者の総売付代金(第3条第2項第7号から第9号までに規定する清算対象取引については、総受領金額)と総買付代金(同項第7号から第9号までに規定する清算対象取引については、総引渡金額)の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量(同項第7号から第9号までに規定する清算対象取引については、総引渡数量)と買付数量(同項第7号から第9号までに規定する清算対象取引については、総受領数量)の差引数量

- 2 前項第2号から第4号までに規定する金銭の額は、同項第5号に規定する金銭の額に含めて授受するものとし、同項第3号及び第4号に規定する有価証券の数量は、その差引数量を授受するものとする。

(権利行使により成立する有価証券の売買の決済のために授受する金銭及び有価証券)
 第55条 第50条第1項及び前条の規定にかかわらず、現物清算参加者が、有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買(権利行使価格で売買単位の売付け又は買付けを成立させることができる有価証券オプション以外の有価証券オプションに係るものに限る。)に係る清算約定の決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を上回る場合

- a 売買単位数量(最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量から当該対象有価証券の売買単位に満たない数量を差し引いた数量をいう。以下この条において同じ。)に相当する部分

- (a) DVP 清算値段による売付有価証券の総額と買付有価証券の総額の差引額

その日を約定決済日とする当該現物清算参加者の権利行使により成立する対象有価証券の売買について、売付けに係る有価証券の総額(対象有価証券に係る各銘柄について、売買単位数量にその日におけるDVP 清算値段を乗じて得た額に、当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額の合計額をいう。以下同じ。)と買付けに係る有価証券の総額の差引額

- (b) 権利行使価格とDVP 清算値段との差額

その日を約定決済日とする当該現物清算参加者の権利行使により成立する対象有価証券の売買について、売買単位数量に係る権利行使価格とその日におけるDVP 清算値段との差に相当する額

- (c) 売買単位数量に当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した数量の有価証券

- b 売買単位未満数量(最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量から売買単位数量を差し引いた数量をいう。以下この条において同じ。)に相当する部分
 - (a) 権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売付代金及び買付代金(売買単位未満数量に権利行使価格を乗じて得た額(円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。)に、当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額をいう。)
 - (b) 売買単位未満数量にオプション清算値段(有価証券オプションの権利行使により成立する対象有価証券の売買については第73条の4第5項に規定するオプション清算値段をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額(円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。)に、当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額に相当する金銭
 - (2) 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を下回る場合
 - a 権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売付代金及び買付代金(最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量に権利行使価格を乗じて得た額(円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。)に、当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額をいう。)
 - b 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量にオプション清算値段を乗じて得た額(円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。)に、当該権利行使に係る有価証券オプションの数量を乗じて算出した額に相当する金銭
- 2 前項第1号aの規定により授受する金銭の額及び有価証券の数量は、第50条第1項に規定するDVP決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量に含めるものとし、前項第1号b及び第2号の規定により授受する金銭の額は、前条第1項第5号に規定する非DVP決済のために授受する金銭の額に含めるものとする。この場合において、前項第1号bの(b)又は第2号bに規定する金銭は、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売方現物清算参加者であるときは、前条第1項第5号に規定する総買付代金に、当該売買に係る買方現物清算参加者であるときは、同号に規定する総売付代金に含めるものとする。

(決済方法)

- 第56条 清算約定の決済に係る金銭の授受は、当社との間において行う。この場合における金銭の受払いについては、当社が定めるところによるものとする。
- 2 清算約定の決済に係る有価証券の授受は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところにより行う。
- (1) DVP 対象有価証券

当社との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとする。
この場合における渡方現物清算参加者の口座から当社の口座への振替請求は、当社が渡方現物清算参加者に代わって保管振替機構に対して行うものとし、当社の口座から受方現物清算参加者の口座への振替請求は、当社が保管振替機構に対して行うものとする。

(2) 債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)

当社との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとする。

(3) 前2号以外の有価証券

当社との間において、有価証券を授受することにより行う。

第57条 削除

(有価証券の組合せ)

第58条 渡方現物清算参加者が第56条第2項第3号に定める有価証券の決済のために引き渡す有価証券の券種の組合せについては、当社が定めるところによるものとする。

第59条から第61条まで 削除

(DVP決済に係る証券決済未了の場合の取扱い)

第62条 DVP決済について、渡方現物清算参加者がやむを得ない事由によってDVP決済の決済時限までに有価証券の引渡し(当該決済日の前日(利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該決済日が利払期日に当たるときは、2日前の日)に本条の規定により繰り延べられた決済に係る有価証券の引渡しを含む。)を行わなかった場合(以下この節において「証券決済未了の場合」という。)は、当該有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受を翌日(利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該翌日が利払期日の前日に当たるときは、翌々日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。))。以下この条及び次条において同じ。)に繰り延べる。

2 前項の規定により渡方現物清算参加者から当社への決済が繰り延べられた場合は、当社から受方現物清算参加者への当該繰延べに係る当社がその都度指定する有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受を翌日に繰り延べる。

(DVP決済に係る証券決済未了の禁止等)

第62条の2 現物清算参加者は、当社が必要と認めて定める日においては、証券決済未了を発生させてはならない。

2 前項のほか、現物清算参加者は、みだりに証券決済未了を発生させてはならない。

(証券決済未了に関するその他の取扱い)

第 62 条の 3 前 2 条のほか、証券決済未了の場合の取扱いに関し必要な事項は、当社が規則により定める。

(バイイン)

第 63 条 バイインとは、証券決済未了の場合において決済未了となっている清算約定の決済を完了させることを目的とする有価証券の買付けであって、当該証券決済未了に係る受方現物清算参加者からの請求に基づき、証券決済未了に係る渡方現物清算参加者が自己の計算において当社が定めるところにより買付けを行うものをいう。

2 バイインによる売買は、売買契約締結の日の翌日に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券のバイインによる売買について、当該翌日が次条第 3 項第 4 号に定める日に当たる場合は、売買契約締結の日の翌々日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を行うものとする。

3 バイインに関し必要な事項は、当社が規則により定める。

(有価証券引渡票による決済)

第 64 条 非 DVP 決済(発行日取引に係るものを除く。)において、渡方現物清算参加者は、やむを得ない事由によって非 DVP 決済の決済時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、当社にその事由をそ明し、かつ、当社が指定する有価証券引渡票の受方となる現物清算参加者(以下「有価証券引渡票受方現物清算参加者」という。)の承認を受けたときは、有価証券引渡票を当社に交付し、当社は、当該有価証券引渡票を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付することができる。この場合においては、当該有価証券引渡票の交付をもって、有価証券の決済が行われたものとする。

2 前項のほか、発行日取引に係る清算約定の決済について、非 DVP 決済の決済時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、当社が特に必要があると認めた場合は、有価証券引渡票受方現物清算参加者の承認を受けて、有価証券引渡票を当社に交付し、当社は、当該有価証券引渡票を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付することができる。この場合においては、当該有価証券引渡票の交付をもって、有価証券の決済が行われたものとする。

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して 4 日目の日(以下この条において「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票受方現物清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは 2 日前の日)までに行わなければならない。

- (1) 株主(優先出資者、出資者、受益者、投資主及び所有者を含む。)を確定するための基準日等の日
 - (2) 種類株の発行者の定める取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日(取得請求権付株式について当該前日に保管振替機構において取得請求の取次ぎが制限されているときは変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日)、外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日(当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国法人の発行する株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあつては、当該期間の開始日)の前日(当該日以外の日を別に定める必要があると当社が認めるときは、当社がその都度指定する日)、転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更(行使期間の中断を含む。)が行われる日の前日(当該前日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが制限される場合にあつては変更前の条件での行使請求が可能な期間の最終日)及び交換社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。)であつて、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)の発行者の定める交換条件の変更(交換請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日
 - (3) 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の期中償還請求期間満了の日
 - (4) 利付債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の利払期日の前日
 - (5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合の当該受益者を確定するための期日
 - (6) カバードワラントの権利行使日
- 4 前項の規定にかかわらず、渡方現物清算参加者は、当社が特に必要があると認めた場合は、有価証券引渡票受方現物清算参加者の承認を受けて、当社が適当と認める日を有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限とすることができる。
- 5 第1項の規定に関わらず、第54条第1項第3号の規定により行う当社への有価証券の引渡しについては、本条の有価証券引渡票による決済を行うことができない。

(有価証券引渡票乱用の禁止)

第64条の2 現物清算参加者は、有価証券引渡票をみだりに発行してはならない。

(有価証券引渡票に関するその他の取扱い)

第 64 条の 3 前 2 条のほか、有価証券引渡票に関し必要な事項については、当社が規則により定める。

(抽選償還に係る受渡有価証券の引換え)

第 65 条 抽選により償還されることが確定している債券(保管振替機構が振替業において取り扱う債券及び国債証券を除く。以下この条において「抽選償還当選債券」という。)が、当該当選番号発表の日以降、決済のために用いられた場合において、当該抽選償還当選債券を受領した現物清算参加者は、当社が定める規則により、当該抽選償還当選債券を当社に交付した現物清算参加者に当該銘柄の他の債券との引換えを請求することができる。

(発行日取引の清算値段)

第 66 条 当社は、発行日取引が行われている銘柄について、毎日、当社が定めるところにより、清算値段を定める。

(発行日取引の約定値段と清算値段との差額の授受)

第 67 条 発行日取引について、その約定値段と当該売買契約締結の日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、現物清算参加者はその差額に相当する金銭を発行日取引が成立した日から起算して 4 日目の日の非 DVP 決済の決済時限までに、当社が定めるところにより当社との間で授受するものとする。

2 前項に規定する金銭の額は、第 54 条第 1 項第 5 号に規定する金銭の額に含めるものとする。

(発行日取引の清算値段間の差額の授受)

第 68 条 当該日の清算値段と前日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、現物清算参加者はその差額に相当する金銭をその日から起算して 4 日目の日の非 DVP 決済の決済時限までに、当社が定めるところにより当社との間で授受するものとする。

2 前条第 2 項の規定は、前項に規定する金銭の授受について準用する。

(発行日取引の決済値段)

第 69 条 発行日取引の決済値段は、当該発行日取引の最終日(各指定市場開設者が定める最終日をいう。)の清算値段とする。

(発行日取引の売買証拠金)

第 70 条 現物清算参加者は、発行日取引について、当社が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を当該発行日取引が成立した日から起算して 4 日目の日の午後 2 時

までに、当社に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。

- 2 売買証拠金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、売買証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。
- 3 売買証拠金は、当社が定めるところにより、有価証券(流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。)をもって代用預託することができる。
- 4 前項に定める有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日における当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額とする。
- 5 前2項の規定のほか、売買証拠金の代用有価証券に関する事項については、当社が定める。
- 6 当社は、相場に著しい変動を生じた場合等当社が特に必要と認めた場合には、第1項に定める額若しくは日時又は第4項の代用価格を臨時に変更することができる。

第2節 国債証券に係る清算約定の決済

(決済のために授受する金銭及び国債証券)

第71条 国債証券に係る清算約定の決済のために現物清算参加者が当社との間で授受する金銭の額及び国債証券の数量は、売買契約締結ごとの売買代金の額及び国債証券の数量とする。

(決済時限及び方法)

第72条 国債証券に係る清算約定の決済に係る国債証券及び金銭の授受は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡により、次の各号に定めるところにより、当社との間において行う。

- (1) 国債証券を引き渡す現物清算参加者は、約定決済日の午後1時30分までに、当社が定めるところにより、国債証券を引き渡し、金銭を受領しなければならない。
 - (2) 金銭を支払う現物清算参加者は、約定決済日の午後2時までに、当社が定めるところにより、金銭を支払い、国債証券を受領しなければならない。
- 2 現物清算参加者は、前項の規定に基づき決済を行う場合、円滑な決済の確保に努めるものとする。

(証券決済未了の場合の取扱い)

- 第73条 国債証券に係る清算約定の決済について、渡方現物清算参加者が約定決済日において前条第1項第1号に規定する時限までに国債証券の引渡しを行わなかった場合（以下この条において「証券決済未了の場合」という。）は、当該決済はその翌日以降の日に繰り延べる。
- 2 前項の場合においては、当該渡方現物清算参加者は、約定決済日から起算して5日目の日までの日に決済を行わなければならない。この場合において、当該渡方現物清算参加者は、あらかじめ決済を行う日を当社に申告するものとし、当該日をもって証券決済未了の場合における決済日とする。
 - 3 第1項の規定により渡方現物清算参加者と当社との間における決済が繰り延べられた場合は、当社と受方現物清算参加者との間における決済のうち当社が指定するものについては、前項の証券決済未了の場合における決済日に行うものとする。
 - 4 証券決済未了の場合における前条の規定の適用については、「約定決済日」とあるのは「証券決済未了の場合における決済日」とする。
 - 5 前各項のほか、証券決済未了の場合の取扱いに関し必要な事項は、当社が規則により定める。

第3節 有価証券オプション取引の決済

（クローズアウト数量等申告）

- 第73条の2 指数先物等清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量（一の銘柄において売建玉と買建玉を同時に有し、かつ、その一部又は全部を決済（転売又は買戻しによる場合を除く。）する場合における当該決済数量をいう。以下同じ。）並びに転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）における転売及び買戻しの数量を第46条の3に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。
- 2 指数先物等清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量（有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。）並びに有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者（有価証券オプション取引に係る取引資格を有する者のうち指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）の転売及び買戻しの数量を、第46条の4に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

- 3 当社は、第1項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第46条の3に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。
- 4 当社は、第2項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第46条の4に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。
- 5 当社は、第1項又は第2項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者(第3条第2項第2号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。)に通知する。

(取引代金の授受)

第73条の3 有価証券オプション取引に係る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結の日(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引にあっては、取引契約締結を行った取引日(指定市場開設者がフレックス限月取引について定める取引日をいう。)の終了する日)の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(権利行使の申告)

- 第73条の4 有価証券オプション取引の買建玉(清算取次買建玉を除く。)についての権利行使は、指数先物等清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して、指定市場開設者が定める有価証券オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。
- 2 有価証券オプション取引の買建玉(清算取次買建玉に限る。)についての権利行使は、指数先物等清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、当該清算取次買建玉に係る指数先物等非清算参加者それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して指定市場開設者が定める有価証券オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
 - 3 指数先物等清算参加者は、権利行使日(指定市場開設者が定める有価証券オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。)において次の各号に定める場合に

該当する銘柄(権利行使により権利行使価格と現実価格(指定市場開設者が定める現実価格をいう。以下同じ。))との差に基づいて金銭を授受することとなる取引が成立する有価証券オプション取引(以下「差金決済型有価証券オプション取引」という。)に限る。)については、前2項の権利行使の申告を行うことができないものとする。

(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段(第6項に規定するオプション清算値段をいう。以下この節において同じ。)以下である場合

(2) 有価証券コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段以上である場合

4 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項又は第2項に規定する当社が定める時限までに第1項又は第2項の権利行使の申告が行われないうちであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を上回っている場合

(2) 有価証券コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を下回っている場合

5 指定市場開設者の売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項本文の規定により権利行使の申告が行われたものとみなすことが適当でないときと当社が認めるときは、同項本文の規定は適用しないものとする。

6 オプション清算値段は、権利行使日の対象有価証券の最終値段(指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)とし、当該権利行使日に約定値段(指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。以下この条において同じ。)がない場合は、直近の約定値段とする。ただし、当該対象有価証券の直近の権利落の期日以後の日において約定値段がない場合は、当社がその都度定める値段とする。

7 当社は、第1項又は第2項に規定する権利行使の申告を受けた場合(第4項の規定により権利行使の申告を受けたとみなされる場合を含む。)には、当該申告に係る権利行使の内容を、指定市場開設者に通知する。

8 指定現物清算参加者を指定している指数先物等清算参加者は、第1項の規定により権利行使の申告を行った場合(差金決済型有価証券オプション取引の権利行使の申告を行った場合を除き、第4項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。)は、遅滞なくその旨を当該指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使の割当て)

- 第 73 条の 5 当社は、指数先物等清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、当社が定めるところにより割当てを行う。
- 2 当社は、前項の規定により割当てを行った場合には、割当てを受けた指数先物等清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの(清算取次売建玉に対する割当ての場合においては、当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの)とに区分して通知するものとする。
- 3 前項の規定により清算取次売建玉に対する割当てに係る通知を受けた指数先物等清算参加者は、当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者それぞれに対して、当該割当てに係る数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。
- 4 当社は、第 1 項の規定により割当てを行った場合には、当該割当てに係る内容を、指定市場開設者に通知する。
- 5 指定現物清算参加者を指定している指数先物等清算参加者は、第 2 項の規定により権利行使の割当て(差金決済型有価証券オプション取引の権利行使の割当てを除く。)の通知を受けた場合は、遅滞なくその旨を当該指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

- 第 73 条の 5 の 2 差金決済型有価証券オプション取引における権利行使が行われたときは、指数先物等清算参加者は、権利行使価格とオプション清算値段との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前 11 時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後 1 時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(オプション清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

- 第 73 条の 5 の 3 指数先物等清算参加者は、オプション清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第 73 条の 4 第 6 項の指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第 4 節 国債証券先物取引の決済

(クローズアウト数量等申告)

第73条の6 国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引の各限月取引(指定市場開設者(第3条第2項第3号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。)が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。)について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第46条の3に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

- 2 国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量(有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者(国債証券先物取引に係る取引資格を有する者のうち国債先物等清算資格を有しない者をいう。以下同じ。)の転売及び買戻しの数量を、第46条の4に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
- 3 当社は、第1項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第46条の3に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。
- 4 当社は、第2項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第46条の4に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。
- 5 当社は、第1項又は第2項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者に通知する。

(清算値段)

第73条の7 当社は、取引日(指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段(Mini取引(指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るMini取引をいう。以下同じ。))にあつては、清算数値。以下この節において同じ。)を定める。

(約定値段と清算値段との差額の授受)

第73条の8 国債証券先物取引における約定値段(Mini取引にあつては、約定数値。以下この節において同じ。)と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差

額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(清算値段間の差額の授受)

第73条の9 当該取引日の清算値段と前取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第73条の9の2 Mini取引に係る最終決済(指定市場開設者が定めるMini取引における最終決済をいう。)において、最終清算数値(指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。)と取引最終日(指定市場開設者がMini取引に関し定める取引最終日をいう。)の清算数値とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日(指定市場開設者が定めるMini取引における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

第73条の10 削除

(受渡決済のために授受する国債証券及び金銭)

第73条の11 国債先物等清算参加者が受渡決済(指定市場開設者が定めるLarge取引(指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るLarge取引をいう。以下同じ。))に係る受渡決済をいう。以下同じ。)のために授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 国債証券の数量は、最終売建玉(取引最終日(指定市場開設者がLarge取引に関し定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。))までの間に第73条の6第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。)と最終買建玉(取引最

終日までの間に第73条の6第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。)の差引数量

- (2) 金銭の額は、前号に規定する国債証券の差引数量に係る受渡適格銘柄(指定市場開設者が定める受渡適格銘柄をいう。以下同じ。)の受渡決済代金(指定市場開設者が定める受渡決済代金をいう。)の額

(受渡決済に係る決済時限及び方法)

第73条の12 受渡決済に係る国債証券及び金銭の授受は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡により、次の各号に定めるところにより、当社との間において行う。

- (1) 国債証券を引き渡す国債先物等清算参加者は、当該受渡決済期日(指定市場開設者が定める受渡決済期日をいう。以下同じ。)の午後1時30分までに、当社が定めるところにより、国債証券を引き渡し、金銭を受領しなければならない。
- (2) 金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該受渡決済期日の午後2時までに、当社が定めるところにより、金銭を支払い、国債証券を受領しなければならない。
- 2 国債先物等清算参加者は、前項の規定に基づき受渡決済を行う場合、円滑な決済の確保に努めるものとする。

(決済物件の組合せ)

第73条の13 受渡決済に係る決済物件は、渡方国債先物等清算参加者の選択により、受渡適格銘柄ごとに取引単位の整数倍で組み合わせることができるものとする。

(決済物件の申告)

第73条の14 渡方国債先物等清算参加者は、受渡決済に供する銘柄及び数量を、当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

(証券決済未了の場合の取扱い)

第73条の15 受渡決済について、渡方国債先物等清算参加者が受渡決済期日において第73条の12第1項第1号に規定する時限までに国債証券の引渡しを行わなかった場合(以下この条において「証券決済未了の場合」という。)は、当該受渡決済はその翌日以降の日に繰り延べる。

- 2 前項の場合においては、当該渡方国債先物等清算参加者は、受渡決済期日から起算して5日目の日までの日に受渡決済を行わなければならない。この場合において、当該渡方国債先物等清算参加者は、あらかじめ受渡決済を行う日を当社に申告するものとし、当該日をもって証券決済未了の場合における決済日とする。

- 3 第1項の規定により渡方国債先物等清算参加者と当社との間における受渡決済が繰り延べられた場合は、当社と受方国債先物等清算参加者との間における受渡決済のうち当社が指定するものについては、前項の証券決済未了の場合における決済日に行うものとする。
- 4 証券決済未了の場合における第73条の12の規定の適用については、「受渡決済期日」とあるのは「証券決済未了の場合における決済日」とする。
- 5 前各項のほか、証券決済未了の場合の取扱いに関し必要な事項は、当社が規則により定める。

第4節の2 クロスマージン制度

(国債先物等清算参加者によるクロスマージンの申請)

第73条の15の2 国債先物等清算参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、クロスマージン利用者の計算による国債証券先物取引に係る建玉について、当社が定めるところにより、当社に対してクロスマージン制度(金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第13号の5に規定するクロスマージン制度をいう。以下同じ。)の対象とするための申請(以下「クロスマージンの申請」という。)を行うことができる。

- (1) 当該国債先物等清算参加者がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等清算参加者が、自己の計算による国債証券先物取引に係る建玉の全部又は一部についてクロスマージン制度の対象としようとするとき。
 - (2) 当該国債先物等清算参加者の顧客又は当該国債先物等清算参加者に有価証券等清算取次ぎの委託を行う国債先物等非清算参加者がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等清算参加者が、当該クロスマージン利用者からクロスマージンの申請に係る申込みを受領したとき。
 - (3) 当該国債先物等清算参加者に有価証券等清算取次ぎの委託を行う国債先物等非清算参加者の顧客がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等清算参加者が、当該国債先物等非清算参加者から、当該国債先物等非清算参加者が取り次いだクロスマージンの申請に係る申込みを受領したとき。
- 2 前項の申請は、当社が定める要件を満たした場合に限り行うことができる。

(クロスマージンの申請に係る制限)

第73条の15の3 前条の規定に基づきクロスマージンの申請を行う国債先物等清算参加者(以下「クロスマージン申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日の2日前の日及び前日において、当該各号のクロスマージン利用者のためにクロスマージンの申請を行うことができないものとする。

- (1) クロスマージン利用者について、そのクロスマージン承諾者が、金利スワップ取引業務方法書第 84 条の 2 第 2 項の規定によりクロスマージン申請者又は当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を委託する国債先物等非清算参加者(当該クロスマージン利用者が国債先物等非清算参加者の顧客である場合に限る。)を変更するための届出を行った場合

当該届出に基づく内容の変更の効力が生じる日

- (2) クロスマージン利用者について、そのクロスマージン承諾者が、金利スワップ取引業務方法書第 84 条の 3 の規定により当該クロスマージン利用者によるクロスマージン制度の利用を取りやめるための届出を行った場合

当該クロスマージン制度の利用を取りやめる日

(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務の消滅)

第 73 条の 15 の 4 クロスマージン申請者と当社との間のクロスマージン対象国債先物清算約定(金利スワップ取引業務方法書第 2 条第 1 項第 13 号の 6 に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定をいう。以下同じ。)に係る債権債務(第 4 項に規定する債権債務を除く。)は、次の各号に掲げる者が、クロスマージン対象国債先物清算約定に係るクロスマージン利用者である場合で、当該各号に定める事由のいずれかに該当することとなったときに、将来に向かって消滅する。

- (1) クロスマージン申請者

- a 当該クロスマージン利用者が、当社から第 76 条第 5 項の規定によりすべての債務の引受けの停止の措置を受けたとき又は当該クロスマージン利用者に対して、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)がなされたとき。
- b 当該クロスマージン利用者が、当社から債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合、当社から国債先物等清算資格の取消しを受けた場合又は第 33 条の規定により清算資格を喪失した場合で、第 30 条第 3 項、第 35 条第 3 項又は第 36 条第 2 項の規定より、その者の清算約定で未決済のものの整理を当社が他の清算参加者をして行わせることとしたとき。
- c 当該クロスマージン利用者が、指定市場開設者から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことにより市場デリバティブ取引の停止の処置を受けたとき。
- d 当該クロスマージン利用者が、金利スワップ取引業務方法書の定めるところにより、当社により破綻等を認定されたとき。

- e 当該クロスマージン利用者が、金利スワップ取引業務方法書第 43 条の規定に従い締結した金利スワップ清算受託契約書の定めるところにより、期限前終了日において当該金利スワップ清算受託契約書に基づく清算委託取引が終了したとき。
 - f 当該クロスマージン利用者に係るクロスマージン承諾者が、金利スワップ取引業務方法書の定めるところにより、当社により破綻等を認定されたとき、金利スワップ取引業務方法書第 38 条第 2 項に規定する事由に該当したとき又は当該クロスマージン承諾者に対して、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)がなされたとき。
- (2) クロスマージン申請者の顧客
- a 当該クロスマージン利用者が、クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託につき、指定市場開設者が定める先物・オプション取引口座設定約諾書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失したとき。
 - b 当該クロスマージン利用者に係るクロスマージン申請者が、前号 a から c までに定める事由に該当することとなったとき。この場合において、同号 a から c まで中「当該クロスマージン利用者」とあるのは「クロスマージン申請者」と読み替えるものとする。
 - c 当該クロスマージン利用者に係るクロスマージン承諾者が、前号 f に定める事由に該当することとなったとき。
- (3) 国債先物等非清算参加者
- a 当該クロスマージン利用者が、当該クロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の有価証券等清算取次ぎの委託につき、第 39 条の規定に従いクロスマージン申請者との間で締結した国債先物等清算受託契約書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失したとき。
 - b 当該クロスマージン利用者が、指定市場開設者から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことにより市場デリバティブ取引の有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けたとき。
 - c 当該クロスマージン利用者に係るクロスマージン申請者が、第 1 号 a から c までに定める事由に該当することとなったとき。この場合において、同号 a から c まで中「当該クロスマージン利用者」とあるのは「クロスマージン申請者」と読み替えるものとする。
 - d 当該クロスマージン利用者に係るクロスマージン承諾者が、第 1 号 f に定める事由に該当することとなったとき。
- (4) 国債先物等非清算参加者の顧客
- a 当該クロスマージン利用者に係るクロスマージン申請者が、第 1 号 a から c までに定める事由に該当することとなったとき。この場合において、同号 a から c ま

で中「当該クロスマージン利用者」とあるのは「クロスマージン申請者」と読み替えるものとする。

- b 当該クロスマージン利用者に係るクロスマージン承諾者が、第1号fに定める事由に該当することとなったとき。
 - c 当該クロスマージン利用者が、第2号aに定める事由に該当することとなったとき。
 - d 当該クロスマージン利用者から国債証券先物取引の委託を受ける国債先物等非清算参加者が、前号a又はbに定める事由に該当することとなったとき。この場合において、同号a又はb中「当該クロスマージン利用者」とあるのは「当該クロスマージン利用者から国債証券先物取引の委託を受ける国債先物等非清算参加者」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定に従い債権債務が消滅した場合には、当社は、金利スワップ取引業務方法書の定めるところに従い、同項のクロスマージン申請者のクロスマージン対象国債先物清算約定について転売若しくは買戻し又は金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第15号の3に規定する国債先物承継その他必要と認める整理を行わせることができる。
- 3 当社は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合において、当該清算参加者と第1項のクロスマージン申請者との間に委任契約が成立していたものとする。
- 4 第1項に規定する消滅する債権債務から除く債権債務は、クロスマージン対象国債先物清算約定に関して第73条の8又は第73条の9の規定に従い当社と第1項のクロスマージン申請者との間で授受すべき金銭に係る債権債務であって、同項のクロスマージン申請者、クロスマージン承諾者、クロスマージン利用者又はクロスマージン利用者が国債証券先物取引の委託を行う国債先物等非清算参加者のいずれかの者が同項各号に定める事由のいずれかに該当することとなった時に既に履行期が到来しているものとする。

(国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)

第73条の15の5 前条第2項に規定する国債先物承継については、金利スワップ取引業務方法書第94条の3において定めるところによるものとする。

- 2 金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第15号の8に規定する国債先物バックアップ受託者の指定については、金利スワップ取引業務方法書第45条の3において定めるところによるものとする。

第5節 国債証券先物オプション取引の決済

(クローズアウト数量等申告)

第 73 条の 16 国債先物等清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第 46 条の 3 に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

2 国債先物等清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量(有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者の転売及び買戻しの数量を、第 46 条の 4 に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

3 当社は、第 1 項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第 46 条の 3 に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。

4 当社は、第 2 項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第 46 条の 4 に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。

5 当社は、第 1 項又は第 2 項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者(第 3 条第 2 項第 4 号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。第 73 条の 19 の 2 を除き、以下この節において同じ。)に通知する。

(取引代金の授受)

第 73 条の 17 国債証券先物オプションに係る清算約定が成立したときは、国債先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結を行った取引日(指定市場開設者が国債証券先物オプション取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前 11 時まで、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後 1 時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(権利行使の申告)

第 73 条の 18 国債証券先物オプション取引の買建玉(清算取次買建玉を除く。)についての権利行使は、国債先物等清算参加者が、権利行使を行う日に終了する取引日の終了時における買建玉(清算取次買建玉を除く。)について銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して指定市場開設者が定める国債証券先物オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。

- 2 国債証券先物オプション取引の買建玉(清算取次買建玉に限る。)についての権利行使は、国債先物等清算参加者が、権利行使を行う日に終了する取引日の終了時における清算取次買建玉について銘柄ごとに権利行使に係る数量を、当該清算取次買建玉に係る国債先物等非清算参加者それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して指定市場開設者が定める国債証券先物オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
- 3 権利行使期間(指定市場開設者が定める国債証券先物オプション取引の権利行使期間をいう。以下この節において同じ。)満了の日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前 2 項に規定する当社が定める時限までに権利行使の申告が行われないうちであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、国債先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。
 - (1) 国債証券先物プットオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引(指定市場開設者が定める権利行使対象先物限月取引をいう。以下同じ。)の清算値段(第 73 条の 7 に規定する清算値段をいう。以下この節において同じ。)を上回っている場合
 - (2) 国債証券先物コールオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を下回っている場合
- 4 指定市場開設者の売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項本文の規定により権利行使の申告が行われたものとみなすことが適当でないときと当社が認めるときは、同項本文の規定は適用しないものとする。
- 5 当社は、第 1 項又は第 2 項に規定する権利行使の申告を受けた場合(第 3 項の規定により権利行使の申告を受けたとみなされる場合を含む。)には、当該申告に係る権利行使の内容を、指定市場開設者に通知する。

(権利行使の割当て)

- 第 73 条の 19 当社は、国債先物等清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、権利行使の申告が行われた日に終了する取引日の終了時に、当社が定めるところにより割当てを行う。
- 2 当社は、前項に規定する権利行使の割当てを行った場合には、当該権利行使の申告及び割当てに係る数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が権利行使の申告が行われた日に終了する取引日の終了時において有する買建玉又は売建玉(権利行使又は割当てが清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係るものである場合には、当該清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る国債先物等非清算参加者それぞれについての清算取次買建玉又は清算取次売建玉)から減じるものとする。
 - 3 当社は、第 1 項の規定により割当てを行った場合には、割当てを受けた国債先物等清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの(清算取次売建玉に対する割当ての場合においては、当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの)とに区分して通知するものとする。
 - 4 前項の規定により清算取次ぎ売建玉に対する割当てに係る通知を受けた国債先物等清算参加者は、当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者それぞれに対して、当該割当てに係る数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。
 - 5 当社は、第 1 項の規定により割当てを行った場合には、当該割当てに係る内容を、指定市場開設者に通知する。

(権利行使対象先物限月取引の清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

第 73 条の 19 の 2 国債先物等清算参加者は、権利行使対象先物限月取引の清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社及び第 3 条第 2 項第 3 号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第 6 節 指数先物取引の決済

(クローズアウト数量等申告)

第 73 条の 20 指数先物等清算参加者は、指数先物取引の各限月取引(指定市場開設者(第 3 条第 2 項第 5 号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。))が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。)について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第 46 条の 3 に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

- 2 指数先物等清算参加者は、指数先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量（有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。）並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者（指数先物取引に係る取引資格を有する者のうち、指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）の転売及び買戻しの数量を、第46条の4に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
- 3 当社は、第1項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第46条の3に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。
- 4 当社は、第2項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第46条の4に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。
- 5 当社は、第1項又は第2項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者に通知する。

（清算数値）

第73条の21 当社は、取引日（指定市場開設者が指数先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、指数先物取引の各限月取引について、当社が定めるところにより、清算数値を定める。

（約定数値と清算数値との差に相当する金銭の授受）

第73条の22 指数先物取引における約定数値（指定市場開設者が定める約定数値をいう。以下同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（清算数値間の差に相当する金銭の授受）

第 73 条の 23 当該取引日の清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前 11 時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後 1 時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第 73 条の 24 指数先物取引における最終決済(指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済をいう。)において、最終清算数値(指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。次条において同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が指数先物取引に関し定める取引最終日をいう。)の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日(指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前 11 時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後 1 時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(指数の算出が不能等の場合の責任の所在)

第 73 条の 25 指数先物等清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算数値の変更により損害を被った場合においても、当社、指定市場開設者及び指数の算出者(当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。)に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第 7 節 指数オプション取引の決済

(クローズアウト数量等申告)

第 73 条の 26 指数先物等清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第 46 条の 3 に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

2 指数先物等清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量(有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者(指数オプション取引に係る取引資格を有する者のうち、指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同

じ。)の転売及び買戻しの数量を、第46条の4に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

- 3 当社は、第1項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第46条の3に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。
- 4 当社は、第2項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第46条の4に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。
- 5 当社は、第1項又は第2項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者(第3条第2項第6号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。)に通知する。

(取引代金の授受)

第73条の27 指数オプション取引に係る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結を行った取引日(指定市場開設者が指数オプション取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(権利行使の申告)

第73条の28 指数オプション取引の買建玉(清算取次買建玉を除く。)についての権利行使は、指数先物等清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して指定市場開設者が定める指数オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。

- 2 指数オプション取引の買建玉(清算取次買建玉に限る。)についての権利行使は、指数先物等清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、当該清算取次買建玉に係る指数先物等非清算参加者それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して指定市場開設者が定める指数オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。この場合において、

指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉に係る指数先物等清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

- 3 指数先物等清算参加者は、権利行使日(指定市場開設者が定める指数オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。)において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前2項の権利行使の申告を行うことができないものとする。
 - (1) 指数プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値(指定市場開設者が定めるオプション清算数値をいう。以下この節において同じ。)以下である場合
 - (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値以上である場合
- 4 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項又は第2項に規定する当社が定める時限までに権利行使の申告が行われないうちであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。
 - (1) 指数プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を上回っている場合
 - (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を下回っている場合
- 5 当社は、第1項又は第2項に規定する権利行使の申告を受けた場合(前項の規定により権利行使の申告を受けたとみなされる場合を含む。)には、当該申告に係る権利行使の内容を、指定市場開設者に通知する。

(権利行使の割当て)

- 第73条の29 当社は、指数先物等清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、当社が定めるところにより割当てを行う。
- 2 当社は、前項の規定により割当てを行った場合には、割当てを受けた指数先物等清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの(清算取次売建玉に対する割当ての場合においては、当該清算取次売建玉に係る指数先物等清算参加者それぞれについて顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの)とに区分して通知するものとする。
 - 3 前項の規定により清算取次売建玉に対する割当てに係る通知を受けた指数先物清算参加者は、当該清算取次売建玉に係る指数先物非清算参加者それぞれに対して、当該割当てに係る数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。

- 4 当社は、第1項の規定により割当てを行った場合には、当該割当てに係る内容を、指定市場開設者に通知する。

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

第73条の30 指数オプション取引における権利行使が行われたときは、指数先物等清算参加者は、権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(指数の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の31 指数先物等清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又はオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、当社、指定市場開設者及び指数の算出者(当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。)に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第7節の2 商品先物取引の決済

第1款 清算約定に係る申告

(クローズアウト数量等申告)

第73条の31の2 商品先物等清算参加者は、商品先物取引の各限月取引(指定市場開設者(第3条第2項第6号の2の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。)が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。)及び各限日取引(指定市場開設者が定める限日取引をいう。以下この節において同じ。)について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第46条の3に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

- 2 商品先物等清算参加者は、商品先物取引の各限月取引及び各限日取引について、クローズアウト数量(有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る商品先物等非清算参加者(貴金属先物取引(清算対象取引のうち金、銀、白金及びパラジウムに係るものをいう。)に係る取引資格を有する者のうち貴金属先物等清算資格を有しない者、ゴム先物取引(清算対象取引のうちRSS及びTSRに係るものをいう。)に係る取引資格を有する者のうちゴム先物等清算資格を

有しない者又は農産物先物取引(清算対象取引のうち大豆、小豆及びとうもろこしに係るものをいう。)に係る取引資格を有する者のうち農産物先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。)の転売及び買戻しの数量を、第46条の4に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、商品先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る商品先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

- 3 当社は、第1項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該商品先物等清算参加者が管理する第46条の3に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。
- 4 当社は、第2項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該商品先物等清算参加者が管理する第46条の4に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。
- 5 当社は、第1項又は第2項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者に通知する。

第2款 商品先物取引に係る清算約定の決済

(清算値段)

第73条の31の3 当社は、取引日(指定市場開設者が商品先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)ごとに、商品先物取引の各限月取引について、当社が定めるところにより、清算値段を定める。

(約定値段と清算値段との差に相当する金銭の授受)

第73条の31の4 商品先物取引における約定値段と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(清算値段間の差に相当する金銭の授受)

第73条の31の5 当該取引日の清算値段と前取引日の清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の

翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

第3款 現物先物取引における受渡決済

第1目 金、銀、白金及びパラジウム

(貴金属に係る受渡決済のために授受する受渡品及び金銭)

第73条の31の6 貴金属先物等清算参加者が貴金属に係る受渡決済(現物先物取引(指定市場開設者が定める商品先物取引に係る現物先物取引をいう。以下同じ。))に係る受渡決済をいう。以下この款において同じ。)のために授受する受渡品の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受渡品の数量は、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

a 受渡品の引渡し

最終売建玉(取引最終日(指定市場開設者が現物先物取引(貴金属に係るものに限る。以下この目において同じ。))に関し定める取引最終日をいう。以下この目において同じ。)までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡し(指定市場開設者が定める早受渡しをいう。以下同じ。)若しくは申告受渡(指定市場開設者が定める申告受渡をいう。以下同じ。)により受渡決済が行われる現物先物取引に係る売建玉を受渡倍率(指定市場開設者が商品先物取引に関して定める受渡単位の取引単位に対する倍率をいう。以下同じ。)で除して得た数量

b 受渡品の受領

最終買建玉(取引最終日までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡し若しくは申告受渡により受渡決済が行われる現物先物取引に係る買建玉を受渡倍率で除して得た数量

(2) 金銭の額は、次のa及びbに掲げる単位の区分ごとに算出した、前号aに規定する最終売建玉又は売建玉に係る受渡決済代金等(受渡決済代金及びその消費税(地方消費税を含む。以下同じ。))相当額の合計額をいう。以下同じ。)の合計額と同号bに規定する最終買建玉又は買建玉に係る受渡決済代金等の合計額の差額

a 第46条の3第1号及び第3号に規定する単位

b 第46条の3第2号並びに第46条の4第1号及び第2号に規定する単位

(貴金属に係る受渡品の決定)

第 73 条の 31 の 7 貴金属に係る受渡決済において、受渡品を受領する貴金属先物等清算参加者(以下「受方貴金属先物等清算参加者」という。)が受領する各受渡品は、当社が定めるところにより割り当てる。

- 2 他社清算参加者である貴金属先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該貴金属先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(貴金属に係る受渡決済における決済時限及び方法)

第 73 条の 31 の 8 貴金属に係る受渡決済における受渡品及び金銭の授受は、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

- (1) 受渡品を引き渡す貴金属先物等清算参加者(以下「渡方貴金属先物等清算参加者」という。)は、受渡決済期日の前日の午後 3 時まで、受渡品の倉荷証券(指定市場開設者が定める要件を満たしたものに限り。以下同じ。)(受方貴金属先物等清算参加者が同意した場合にあっては、荷渡指図書(その発行の日から 3 か月以内のものに限り。以下同じ。))を引き渡し、受方貴金属先物等清算参加者は、受渡決済期日の午後 2 時 45 分までに当該倉荷証券を受領しなければならない。
- (2) 金銭を支払う貴金属先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前 11 時まで金銭を支払い、金銭を受領する貴金属先物等清算参加者は、同日の午後 1 時に金銭を受領しなければならない。

(貴金属に係る受渡品提供後の滅失又は毀損)

第 73 条の 31 の 9 渡方貴金属先物等清算参加者が受渡しのため倉荷証券を当社に引き渡した後、当社がこれを受方貴金属先物等清算参加者に交付するまでに、受渡しの当事者の責めに帰することができない事由により受渡品の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、渡方貴金属先物等清算参加者がその損失を負担するものとする。

- 2 前項に定める場合には、渡方貴金属先物等清算参加者は、直ちにその旨を当社に申し出て、当該申し出の日の翌日から起算して 5 日目の日までに、その滅失又は毀損した受渡品の代品の倉荷証券をもって受渡しを履行しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、渡方貴金属先物等清算参加者は、滅失又は毀損した受渡品の全部又は一部につき、代品をもって受渡しを履行することができない場合には、当社の承認を受けて、その受渡しの義務を免れることができる。この場合においては、当社及び受方貴金属先物等清算参加者は、受渡しが行われなかった分に係る受渡品の引渡し及び金銭の支払いを要しない。

- 4 受方貴金属先物等清算参加者は、前2項に定める受渡しに係る取扱いについて、これを拒むことができない。

(貴金属に係る早受渡し)

第73条の31の10 貴金属に係る受渡決済を早受渡しにより行う場合には、第73条の31の8の規定にかかわらず、指定市場開設者が定めるところにより早受渡しの受渡決済期日と決定された日(以下「早受渡し日」という。)において、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

- (1) 渡方貴金属先物等清算参加者は、早受渡し日の午前11時までに受渡品の倉荷証券を引き渡し、受方貴金属先物等清算参加者は、同日の午後2時45分までに当該倉荷証券を受領する。
- (2) 金銭を支払う貴金属先物等清算参加者は、早受渡し日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領する貴金属先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。

- 2 前条の規定は、前項に規定する早受渡しにより受渡決済を行う場合について準用する。

(貴金属に係る申告受渡)

第73条の31の11 貴金属に係る受渡決済を申告受渡により行う場合には、第73条の31の8の規定にかかわらず、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

- (1) 渡方貴金属先物等清算参加者は、申告受渡日(指定市場開設者が定めるところにより渡方貴金属先物等清算参加者及び受方貴金属先物等清算参加者の間で申告受渡を行う受渡決済期日として合意された日をいう。以下この条において同じ。)の前日の午後3時までに受渡しを確約する書面等を提出し、受方貴金属先物等清算参加者は、申告受渡日の午後2時45分までに当該書面等を受領する。
- (2) 金銭を支払う貴金属先物等清算参加者は、申告受渡日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領する貴金属先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。

- 2 前項に規定する申告受渡が成立した売建玉及び買建玉については、当該申告受渡が成立した日の翌取引日から第73条の31の4及び第73条の31の5の規定は適用しない。

- 3 第73条の31の9の規定は、第1項に規定する申告受渡により受渡決済を行う場合について準用する。

(貴金属に係る受渡条件調整)

第73条の31の12 貴金属に係る受渡決済を受渡条件調整(指定市場開設者が定める受渡条件調整をいう。以下同じ。)により行う場合には、第73条の31の8の規定にかかわらず、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

- (1) 渡方貴金属先物等清算参加者は、受渡決済期日の前日の午後3時までに受渡しを確約する書面等を提出し、受方貴金属先物等清算参加者は、受渡決済期日の午後2時45分までに当該書面等を受領する。
 - (2) 金銭を支払う貴金属先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領する貴金属先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。
- 2 第73条の31の9の規定は、前項に規定する受渡条件調整により受渡決済を行う場合について準用する。
 - 3 貴金属に係る受渡条件調整による受渡決済に関して、この業務方法書その他当社が定めるところ以外の事項については、受渡しの当事者間の合意により決定する。

(貴金属に係る ADP)

- 第73条の31の13 指定市場開設者が貴金属に係る受渡決済をADP(指定市場開設者が定めるADP(Alternative Delivery Procedure)をいう。以下同じ。)により行うことについて承認した場合には、当該ADPに係る渡方貴金属先物等清算参加者及び受方貴金属先物等清算参加者の受渡決済は、当該承認をもって終了したものとみなす。
- 2 前項のADPに係る渡方貴金属先物等清算参加者及び受方貴金属先物等清算参加者の受渡品及び金銭の授受は、第73条の31の8及び第73条の31の9の規定にかかわらず、受渡しの当事者間で取り決めた方法により当該受渡しの当事者間で行うものとする。

第2目 RSS

(RSSに係る受渡決済のために授受する受渡品及び金銭)

第73条の31の14 ゴム先物等清算参加者がRSSに係る受渡決済のために授受する受渡品の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受渡品の数量

受渡品の数量は、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

a 受渡品の引渡し

最終売建玉(取引最終日(指定市場開設者が現物先物取引(RSSに係るものに限る。以下この目において同じ。))に関し定める取引最終日をいう。以下この目において同じ。))までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡し若しくは申告受渡により受渡決済が行われる現物先物取引に係る売建玉の数量

b 受渡品の受領

最終買建玉(取引最終日までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡し若しくは申告受渡により受渡決済が行われる現物先物取引に係る買建玉の数量

(2) 金銭の額

金銭の額は、次のa及びbに掲げる単位の区分ごとに算出した、前号aに規定する最終売建玉又は売建玉に係る受渡決済代金等の合計額と同号bに規定する最終買建玉又は買建玉に係る受渡決済代金等の合計額の差額。この場合において、受渡代金には指定市場開設者が定める運賃及び保険料の額を加減するものとする。

a 第46条の3第1号及び第3号に規定する単位

b 第46条の3第2号並びに第46条の4第1号及び第2号に規定する単位

(RSSに係る受渡品の決定)

第73条の31の15 RSSに係る受渡決済において、受渡品を受領するゴム先物等清算参加者(以下「受方ゴム先物等清算参加者」という。)が受領する各受渡品は、当社が定めるところにより割り当てる。

2 他社清算参加者であるゴム先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該ゴム先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(RSSに係る受渡決済における決済時限及び方法)

第73条の31の16 RSSに係る受渡決済における倉荷証券及び金銭の授受は、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

(1) 受渡品を引き渡すゴム先物等清算参加者(以下「渡方ゴム先物等清算参加者」という。)は、受渡決済期日の前日の午後1時まで、受渡品の倉荷証券(受方ゴム先物等清算参加者が同意した場合にあっては、荷渡指図書。以下この目において同じ。)を引き渡し、受方ゴム先物等清算参加者は、受渡決済期日の午後2時45分までに当該倉荷証券を受領する。

(2) 金銭を支払うゴム先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前11時まで金銭を支払い、金銭を受領するゴム先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。

(RSSに係る受渡品提供後の滅失又は毀損)

第73条の31の17 渡方ゴム先物等清算参加者が受渡しのため倉荷証券を当社に引き渡した後、当社がこれを受方ゴム先物等清算参加者に交付するまでに、受渡しの当事者の責めに帰することができない事由により受渡品の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、渡方ゴム先物等清算参加者がその損失を負担するものとする。

- 2 前項に定める場合には、渡方ゴム先物等清算参加者は、直ちにその旨を当社に申し出て、当該申し出の日の翌日から起算して5日目の日までに、その滅失又は毀損した受渡品の代品の倉荷証券をもって受渡しを履行しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、渡方ゴム先物等清算参加者は、滅失又は毀損した受渡品の全部又は一部につき、代品をもって受渡しを履行することができない場合には、当社の承認を受けて、その受渡しの義務を免れることができる。この場合においては、当社及び受方ゴム先物等清算参加者は、受渡しが履行されなかった分に係る受渡品の引渡し及び金銭の支払いを要しない。
- 4 受方ゴム先物等清算参加者は、前2項に定める受渡しに係る取扱いについて、これを拒むことができない。

(RSSに係る早受渡し)

第73条の31の18 RSSに係る受渡決済を早受渡しにより行う場合には、第73条の31の16の規定にかかわらず、早受渡し日において、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

- (1) 渡方ゴム先物等清算参加者は、早受渡し日の午前11時までに受渡品の倉荷証券を引き渡し、受方ゴム先物等清算参加者は、同日の午後2時45分までに当該倉荷証券を受領する。
 - (2) 金銭を支払うゴム先物等清算参加者は、早受渡し日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領するゴム先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。
- 2 前条の規定は、前項に規定する早受渡しにより受渡決済を行う場合について準用する。

(RSSに係る申告受渡)

第73条の31の19 RSSに係る受渡決済を申告受渡により行う場合には、第73条の31の16の規定にかかわらず、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

- (1) 渡方ゴム先物等清算参加者は、申告受渡日(指定市場開設者が定めるところにより渡方ゴム先物等清算参加者及び受方ゴム先物等清算参加者の間で申告受渡を行う受渡決済期日として合意された日をいう。以下この条、第73条の31の27及び第73条の31の56において同じ。)の前日の午後1時までに受渡しを確約する書面等を提出し、受方ゴム先物等清算参加者は、申告受渡日の午後2時45分までに当該書面等を受領する。
 - (2) 金銭を支払うゴム先物等清算参加者は、申告受渡日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領するゴム先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。
- 2 前項の申告受渡が成立した売建玉及び買建玉については、当該申告受渡が成立した日の翌取引日から第73条の31の4及び第73条の31の5の規定は適用しない。

- 3 第73条の31の17の規定は、第1項に規定する申告受渡により受渡決済を行う場合について準用する。

(RSSに係る受渡条件調整)

第73条の31の20 RSSに係る受渡決済を受渡条件調整により行う場合には、第73条の31の16の規定にかかわらず、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

- (1) 渡方ゴム先物等清算参加者は、受渡決済期日の前日の午後1時まで受渡しを確約する書面等を提出し、受方ゴム先物等清算参加者は、受渡決済期日の午後2時45分までに当該書面等を受領する。
 - (2) 金銭を支払うゴム先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前11時まで金銭を支払い、金銭を受領するゴム先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。
- 2 第73条の31の17の規定は、前項に規定する受渡条件調整により受渡決済を行う場合について準用する。
 - 3 RSSに係る受渡条件調整による受渡決済に関して、この業務方法書その他当社が定めるところ以外の事項については、受渡しの当事者間の合意により決定する。

(RSSに係るADP)

第73条の31の21 指定市場開設者がRSSに係る受渡決済をADPにより行うことについて承認した場合には、当該ADPに係る渡方ゴム先物等清算参加者及び受方ゴム先物等清算参加者の受渡決済は、当該承認をもって終了したものとみなす。

- 2 前項のADPに係る渡方ゴム先物等清算参加者及び受方ゴム先物等清算参加者の受渡品及び金銭の授受は、第73条の31の16及び第73条の31の17の規定にかかわらず、受渡しの当事者間で取り決めた方法により当該受渡しの当事者間で行うものとする。

(RSSに係る検品等)

第73条の31の22 受渡品に関する検品及び検量並びに故障の処理に関して必要な事項は、当社が別に定める。

(RSSに係る故障の処理による決済の繰延べ)

第73条の31の23 前条の検品若しくは検量又は故障の処理のため、第73条の31の16に定める受渡時限までに決済を結了させることができないと当社が認める受渡しについては、同条の規定により受方ゴム先物等清算参加者から受渡決済代金等を、渡方ゴム先物等清算参加者から倉荷証券又は荷渡指図書を、当該受渡時限までに当社に提出させたいうで、その受渡しが可能となるまで決済を繰り延べる。

- 2 前項の規定により受渡しを受渡決済期日を超えて行われる場合において、当該受渡しが行われる日の属する期に係る保管料及び保険料が新たに発生するときは、渡方ゴム先物等清算参加者がその負担を行うものとする。

第3目 TSR

(TSRに係る受渡決済のために授受する受渡品及び金銭)

第73条の31の24 ゴム先物等清算参加者がTSRに係る受渡決済のために授受する受渡品の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受渡品の数量

受渡品の数量は、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

a 受渡品の引渡し

最終売建玉(取引最終日(指定市場開設者が現物先物取引(TSRに係るものに限る。以下この目において同じ。))に関し定める取引最終日をいう。以下この目において同じ。))までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。以下この目において同じ。))又は申告受渡により受渡決済が行われる現物先物取引に係る売建玉を受渡倍率で除して得た数量

b 受渡品の受領

最終買建玉(取引最終日までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。以下この目において同じ。))又は申告受渡により受渡決済が行われる現物先物取引に係る買建玉を受渡倍率で除して得た数量

(2) 金銭の額

金銭の額は、次のa及びbに掲げる単位の区分ごとに算出した、受渡しを行う日を同日とする前号aに規定する最終売建玉又は売建玉に係る受渡決済代金の合計額と同号bに規定する最終買建玉又は買建玉に係る受渡決済代金の合計額の差額

a 第46条の3第1号及び第3号に規定する単位

b 第46条の3第2号並びに第46条の4第1号及び第2号に規定する単位

(TSRに係る受渡品の決定)

第73条の31の25 TSRに係る受渡決済において、最終買建玉(第73条の31の28及び第73条の31の29により受渡決済を行う最終買建玉を除く。)を有するゴム先物等清算参加者が2以上となる場合には、各受方ゴム先物等清算参加者が受領する受渡品は、合議、抽選その他当社が定めるところにより割り当てる。

- 2 他社清算参加者であるゴム先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該ゴム先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(TSRに係る受渡決済における決済時限及び方法)

第73条の31の26 TSRに係る受渡決済における受渡品及び金銭の授受は、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

(1) 受渡品の授受

受渡品の授受は本船渡し (Free on Board) とし、受渡しの当事者は、次の a から d までに定めるところに従い、当該受渡品の授受を行う。

- a 渡方ゴム先物等清算参加者は、当社が定めるところにより、自らが指定する受渡場所において、受方ゴム先物等清算参加者が指定する船積日、船舶をもって、受渡品を船積する。
- b 渡方ゴム先物等清算参加者及び受方ゴム先物等清算参加者は、前 a に規定する船積日の翌日から起算して5日目の日の正午までに、連署により当社が定める受渡通知書を当社が定めるところにより当社に提出する。
- c 渡方ゴム先物等清算参加者は、前 b の受渡通知書の提出日から起算して4日目の日の午前11時までに、当社が定めるところにより、船荷証券その他の受渡書類のうち受方ゴム先物等清算参加者が指定する書類を当社に提出し、受方ゴム先物等清算参加者は、受渡決済期日に当該受渡書類を受領する。
- d 受方ゴム先物等清算参加者は、受渡決済期日の翌々日 (休業日に当たるときは、順次繰り下げる。) の午後3時30分までに当社が定める受渡完了通知書を当社に提出する。

(2) 金銭の授受

金銭を支払うゴム先物等清算参加者は、前号 a に規定する船積日の午前11時までに金銭の支払いを、金銭を受領するゴム先物等清算参加者は、同号 d の受渡完了通知書の提出日の翌日の午後1時に金銭の受領を、それぞれ行う。

(TSRに係る申告受渡)

第73条の31の27 第73条の31の27 TSRに係る受渡決済を申告受渡により行う場合には、前条第1号の規定にかかわらず、指定市場開設者が定めるところにより、受渡場所、船積日等を受渡しの当事者間での合意により決定する。

- 2 申告受渡により受渡決済を行う当事者間の合意により、当社が定めるところにより受渡報告書が申告受渡日の前日の正午までに当社に提出された場合には、前条第1号の規定にかかわらず、同号 b の受渡通知書、同号 c の受渡書類及び同号 d の受渡完了通知書

の提出を要しない。この場合において、同条第2号の規定の適用にあつては、「同号dの受渡完了通知書」とあるのは「受渡報告書」と読み替える。

- 3 第1項に規定する申告受渡が成立した売建玉及び買建玉については、当該申告受渡が成立した日の翌取引日から第73条の31の4及び第73条の31の5の規定は適用しない。

(TSRに係る受渡条件調整)

第73条の31の28 TSRに係る受渡決済を受渡条件調整により行う場合には、第73条の31の26第1号の規定にかかわらず、指定市場開設者が定めるところにより、受渡場所、船積日等を受渡しの当事者間での合意により決定する。

- 2 受渡条件調整により受渡決済を行う当事者間の合意により、当社が定めるところにより受渡報告書が受渡決済期日の前日の正午までに当社に提出された場合には、第73条の31の26第1号の規定にかかわらず、同号bの受渡通知書、同号cの受渡書類及び同号dの受渡完了通知書の提出を要しない。この場合において、同条第2号の規定の適用にあつては、「同号dの受渡完了通知書」とあるのは「受渡報告書」と読み替える。
- 3 前2項のほか、第1項の受渡条件調整において必要な手続は当社が定める。
- 4 TSRに係る受渡条件調整による受渡決済に関して、この業務方法書その他当社が定めるところ以外の事項については、受渡しの当事者間の合意により決定する。

(TSRに係るADP)

第73条の31の29 指定市場開設者がTSRに係る受渡決済をADPにより行うことについて承認した場合には、当該ADPに係る渡方ゴム先物等清算参加者及び受方ゴム先物等清算参加者の受渡決済は、当該承認をもって終了したものとみなす。

- 2 前項のADPに係る渡方ゴム先物等清算参加者及び受方ゴム先物等清算参加者の受渡品及び金銭の授受は、第73条の31の26の規定にかかわらず、受渡しの当事者間で取り決めた方法により当該受渡しの当事者間で行うものとする。

(TSRに係る渡方ゴム先物等清算参加者の責任範囲)

第73条の31の30 TSRに係る受渡決済における渡方ゴム先物等清算参加者は、受渡品の全部が船積される時点まで、当該受渡品の全部又は一部の滅失又は毀損に対して、その損失を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申告受渡、受渡条件調整又はADPにより、指定市場開設者が定める受渡供用品又は受渡場所以外をもってTSRに係る受渡しを行う場合には、受渡しの当事者の合意により、同項に規定する損失の負担を決定する。

(TSRに係る検品等)

第 73 条の 31 の 31 受渡品に関する検品及び検量並びに故障の処理に関して必要な事項は、当社が別に定める。

(その他)

第 73 条の 31 の 32 第 73 条の 31 の 24 から前条までのほか、TSR に係る受渡決済において必要な事項は、当社が別に定める。

第 4 目 一般大豆

(一般大豆に係る受渡決済のために授受する受渡品及び金銭)

第 73 条の 31 の 33 農産物先物等清算参加者が一般大豆に係る受渡決済のために授受する受渡品の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受渡品の数量

受渡品の数量は、次の a 及び b に掲げる区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。

a 受渡品の引渡し

最終売建玉(取引最終日(指定市場開設者が現物先物取引(一般大豆に係るものに限る。以下この目において同じ。))に関し定める取引最終日をいう。以下この目において同じ。)までの間に第 73 条の 31 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡し若しくは申告受渡により受渡決済が行われる現物先物取引に係る売建玉の数量

b 受渡品の受領

最終買建玉(取引最終日までの間に第 73 条の 31 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡し若しくは申告受渡により受渡決済が行われる現物先物取引に係る買建玉の数量

(2) 金銭の額

金銭の額は、次の a 及び b に掲げる単位の区分ごとに算出した、受渡しの日を同日とする前号 a に規定する最終売建玉又は売建玉に係る受渡決済代金等の合計額と同号 b に規定する最終買建玉又は買建玉に係る受渡決済代金等の合計額の差額

a 第 46 条の 3 第 1 号及び第 3 号に規定する単位

b 第 46 条の 3 第 2 号並びに第 46 条の 4 第 1 号及び第 2 号に規定する単位

(一般大豆に係る受渡品の決定)

第 73 条の 31 の 34 一般大豆に係る受渡決済において、最終買建玉(第 73 条の 31 の 40 により受渡決済を行う最終買建玉を除く。)を有する農産物先物等清算参加者が 2 以上となる場合には、受渡品を受領する農産物先物等清算参加者(以下「受方農産物先物等清

算参加者」という。)が受領する各受渡品は、合議、抽選その他当社が定めるところにより割り当てる。

- 2 他社清算参加者である農産物先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該農産物先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(一般大豆に係る受渡決済における決済時限及び方法)

第 73 条の 31 の 35 一般大豆に係る受渡決済に係る受渡品及び金銭の授受は、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

- (1) 渡方農産物先物等清算参加者(受渡品を引き渡す農産物先物等清算参加者をいう。以下第 6 目までにおいて同じ。)は、受渡決済期日の午前 11 時まで受渡品の倉荷証券を引き渡し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後 2 時 45 分までに当該倉荷証券を受領する。
- (2) 金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前 11 時まで金銭を支払い、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、同日の午後 1 時に金銭を受領する。

(一般大豆に係る受渡品提供後の滅失又は毀損)

第 73 条の 31 の 36 渡方農産物先物等清算参加者が受渡しのため倉荷証券を当社に引き渡した後、当社がこれを受方農産物先物等清算参加者に交付するまでに、受渡しの当事者の責めに帰することができない事由により受渡品の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、渡方農産物先物等清算参加者がその損失を負担するものとする。

- 2 前項に定める場合には、渡方農産物先物等清算参加者は、直ちにその旨を当社に申し出て、当該申し出の日の翌日から起算して 3 日目の日までに、その滅失又は毀損した受渡品の代品の倉荷証券をもって受渡しを履行しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、渡方農産物先物等清算参加者は、滅失又は毀損した受渡品の全部又は一部につき、代品をもって受渡しを履行することができない場合には、当社の承認を受けて、その受渡しの義務を免れることができる。この場合においては、当社及び受方農産物先物等清算参加者は、受渡しが行われなかった分に係る受渡品の引渡し及び金銭の支払いを要しない。
- 4 受方農産物先物等清算参加者は、前 2 項に定める受渡しに係る取扱いについて、これを拒むことができない。
- 5 第 2 項の規定により代品を提供して受渡しを結了した渡方農産物先物清算参加者は、当該代品に係る受渡決済代金に 100 分の 1 を乗じて得た金額に相当する遅滞金を当社に支払い、当社は、当該遅滞金を受領した場合には、遅滞なく、これを受方農産物先物等清算参加者に交付する。

(一般大豆に係る早受渡し)

第 73 条の 31 の 37 一般大豆に係る受渡決済を早受渡しにより行う場合には、第 73 条の 31 の 35 の規定にかかわらず、早受渡し日において、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

(1) 渡方農産物先物等清算参加者は、早受渡し日の午前 11 時までに受渡品の倉荷証券を引き渡し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後 2 時 45 分までに当該倉荷証券を受領する。

(2) 金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、早受渡し日の午前 11 時までに金銭を支払い、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、同日の午後 1 時に金銭を受領する。

2 前条の規定は、前項に規定する早受渡しにより受渡決済を行う場合について準用する。

(一般大豆に係る申告受渡)

第 73 条の 31 の 38 一般大豆に係る受渡決済を申告受渡により行う場合には、第 73 条の 31 の 35 の規定にかかわらず、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

(1) 渡方農産物先物等清算参加者は、申告受渡日(指定市場開設者が定めるところにより渡方農産物先物等清算参加者及び受方農産物先物等清算参加者の間で申告受渡を行う受渡決済期日として合意された日をいう。以下この条において同じ。)の午前 11 時までに受渡品に係る倉荷証券又は当社が適当と認める受渡書類を提出し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後 2 時 45 分までに当該倉荷証券又は当該書類を受領する。

(2) 金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、申告受渡日の午前 11 時までに金銭を支払い、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、同日の午後 1 時に金銭を受領する。

2 前項に規定する申告受渡が成立した売建玉及び買建玉については、当該申告受渡が成立した日の翌取引日から第 73 条の 31 の 4 及び第 73 条の 31 の 5 の規定は適用しない。

3 第 73 条の 31 の 36 の規定は、第 1 項に規定する申告受渡により受渡決済を行う場合について準用する。

(一般大豆に係る受渡条件調整)

第 73 条の 31 の 39 一般大豆に係る受渡決済を受渡条件調整により行う場合には、第 73 条の 31 の 35 の規定にかかわらず、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

(1) 渡方農産物先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前 11 時までに受渡品に係る倉荷証券又は当社が適当と認める受渡書類を提出し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後 2 時 45 分までに当該倉荷証券又は当該書類を受領する。

- (2) 金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前 11 時までに金銭を支払い、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、同日の午後 1 時に金銭を受領する。
- 2 第 73 条の 31 の 36 の規定は、前項に規定する受渡条件調整により受渡決済を行う場合について準用する。
- 3 一般大豆に係る受渡条件調整による受渡決済に関して、この業務方法書その他当社が定めるところ以外の事項については、受渡しの当事者間の合意により決定する。

(一般大豆に係る ADP)

第 73 条の 31 の 40 指定市場開設者が一般大豆に係る受渡決済を ADP により行うことについて承認した場合には、当該 ADP に係る渡方農産物先物等清算参加者及び受方農産物先物等清算参加者の受渡決済は、当該承認をもって終了したものとみなす。

- 2 前項の ADP に係る渡方農産物先物等清算参加者及び受方農産物先物等清算参加者の受渡品及び金銭の授受は、第 73 条の 31 の 35 及び第 73 条の 31 の 36 の規定にかかわらず、受渡しの当事者間で取り決めた方法により当該受渡しの当事者間で行うものとする。

(一般大豆に係る検品等)

第 73 条の 31 の 41 受渡品に関する検品及び故障の処理に関して必要な事項は、当社が別に定める。

第 5 目 小豆

(小豆に係る受渡決済のために授受する受渡品及び金銭)

第 73 条の 31 の 42 農産物先物等清算参加者が小豆に係る受渡決済のために授受する受渡品の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受渡品の数量

受渡品の数量は、次の a 及び b に掲げる区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。

a 受渡品の引渡し

最終売建玉(取引最終日(指定市場開設者が現物先物取引(小豆に係るものに限る。以下この目において同じ。))に関し定める取引最終日をいう。以下この目において同じ。))までの間に第 73 条の 31 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡しにより受渡決済が行われる現物先物取引に係る売建玉の数量

b 受渡品の受領

最終買建玉(取引最終日までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡しにより受渡決済が行われる現物先物取引に係る買建玉の数量

(2) 金銭の額

金銭の額は、次のa及びbに掲げる単位の区分ごとに算出した、前号aに規定する最終売建玉又は売建玉に係る受渡決済代金等の合計額と同号bに規定する最終買建玉又は買建玉に係る受渡決済代金等の合計額の差額に、指定市場開設者が定める貨物運送運賃の額を合計した額

a 第46条の3第1号及び第3号に規定する単位

b 第46条の3第2号並びに第46条の4第1号及び第2号に規定する単位

(小豆に係る受渡品の決定)

第73条の31の43 小豆に係る受渡決済において、最終買建玉(第73条の31の47により受渡決済を行う最終買建玉を除く。)を有する農産物先物等清算参加者が2以上となる場合には、受方農産物先物等清算参加者が受領する各受渡品は、合議、抽選その他当社が定めるところにより割り当てる。

2 他社清算参加者である農産物先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該農産物先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(小豆に係る受渡決済における決済時限及び方法)

第73条の31の44 小豆に係る受渡決済における受渡品及び金銭の授受は、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

(1) 渡方農産物先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前11時まで、受渡品の倉荷証券を引き渡し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後2時45分までに当該倉荷証券を受領する。

(2) 金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前11時まで金銭を支払い、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。

(小豆に係る受渡品提供後の滅失又は毀損)

第73条の31の45 渡方農産物先物等清算参加者が受渡しのため倉荷証券を当社に引き渡した後、当社がこれを受方農産物先物等清算参加者に交付するまでに、受渡しの当事者の責めに帰することができない事由により受渡品の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、渡方農産物先物等清算参加者がその損失を負担するものとする。

- 2 前項に定める場合には、渡方農産物先物等清算参加者は、直ちにその旨を当社に申し出て、当該申し出の日の翌日から起算して3日目の日までに、その滅失又は毀損した受渡品の代品の倉荷証券をもって受渡しを履行しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、渡方農産物先物等清算参加者は、滅失又は毀損した受渡品の全部又は一部につき、代品をもって受渡しを履行することができない場合には、当社の承認を受けて、その受渡しの義務を免れることができる。この場合においては、当社及び受方農産物先物等清算参加者は、受渡しが行われなかった分に係る受渡品の引渡し及び金銭の支払いを要しない。
- 4 受方農産物先物等清算参加者は、前2項に定める受渡しに係る取扱いについて、これを拒むことができない。
- 5 第2項の規定により代品を提供して受渡しを結了した渡方農産物先物清算参加者は、当該代品に係る受渡決済代金に100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金を当社に支払い、当社は、当該遅滞金を受領した場合には、遅滞なく、これを受方農産物先物等清算参加者に交付する。

(小豆に係る早受渡し)

第73条の31の46 小豆に係る受渡決済を早受渡しにより行う場合には、第73条の31の44の規定にかかわらず、早受渡し日において、次の各号に掲げるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。

- (1) 渡方農産物先物等清算参加者は、早受渡し日の午前11時までに受渡品の倉荷証券を引き渡し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後2時45分までに当該倉荷証券を受領する。
 - (2) 金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、早受渡し日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。
- 2 前条の規定は、前項に規定する早受渡しにより受渡決済を行う場合について準用する。

(小豆に係るADP)

第73条の31の47 指定市場開設者が小豆に係る受渡決済をADPにより行うことについて承認した場合には、当該ADPに係る渡方農産物先物等清算参加者及び受方農産物先物等清算参加者の受渡決済は、当該承認をもって結了したものとみなす。

- 2 前項のADPに係る渡方農産物先物等清算参加者及び受方農産物先物等清算参加者の受渡品及び金銭の授受は、第73条の31の44及び第73条の31の45の規定にかかわらず、受渡しの当事者間で取り決めた方法により当該受渡しの当事者間で行うものとする。

(小豆に係る検品等)

第73条の31の48 受渡品に関する検品及び検量並びに故障の処理に関して必要な事項は、当社が別に定める。

第6目 とうもろこし

(とうもろこしに係る受渡決済のために授受する受渡品及び金銭)

第73条の31の49 農産物先物等清算参加者がとうもろこしに係る受渡決済のために授受する受渡品の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受渡品の数量

受渡品の数量は、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

a 受渡品の引渡し

最終売建玉(取引最終日(指定市場開設者が現物先物取引(とうもろこしに係るもの)に限る。以下この目において同じ。))に関し定める取引最終日をいう。以下この目において同じ。)までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡しにより受渡決済が行われる現物先物取引に係る売建玉の数量

b 受渡品の受領

最終買建玉(取引最終日までの間に第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。以下この目において同じ。)又は早受渡しにより受渡決済が行われる現物先物取引に係る買建玉の数量

(2) 金銭の額

金銭の額は、次のa及びbに掲げる単位の区分ごとに算出した、受渡しの日を同日とする前号aに規定する最終売建玉又は売建玉に係る受渡決済代金の合計額と同号bに規定する最終買建玉又は買建玉に係る受渡決済代金の合計額の差額

a 第46条の3第1号及び第3号に規定する単位

b 第46条の3第2号並びに第46条の4第1号及び第2号に規定する単位

(とうもろこしに係る受渡品の決定)

第73条の31の50 とうもろこしに係る受渡決済において、最終買建玉(第73条の31の55により受渡決済を行う最終買建玉を除く。)を有する農産物先物等清算参加者が2以上となる場合には、受方農産物先物等清算参加者が受領する各受渡品は、合議、抽選その他当社が定めるところにより割り当てる。

2 他社清算参加者である農産物先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該農産物先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(とうもろこしに係る受渡決済における決済時限及び方法)

第 73 条の 31 の 51 とうもろこしに係る受渡決済における受渡品及び金銭の授受は、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

(1) 受渡品の授受

受渡品の授受は運賃保険料込み条件(Cost Insurance and Freight)とし、受渡しの当事者は、次の a から c までに定めるところに従い、当該受渡品の授受を行う。

- a 渡方農産物先物等清算参加者は、積来本船の荷受渡港への入港予定日の 7 日前の日の正午までに、当社が定める受渡品明細通知書を当社に提出する。
- b 渡方農産物先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前 11 時までに、受渡品の受渡書類(荷渡指図書その他の当社が定める書類をいう。以下この目において同じ。)を引き渡し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後 2 時 45 分までに当該受渡書類を受領する。
- c 受方農産物先物等清算参加者は、受渡品の荷卸の完了後速やかに、当社にその旨を通知する。

(2) 金銭の授受

金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、受渡決済期日の午前 11 時までに金銭を支払い、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、前号 c に規定する通知が当社に行われた日の翌日の午後 1 時に金銭を受領する。

(とうもろこしに係る早受渡し)

第 73 条の 31 の 52 とうもろこしに係る受渡決済を早受渡しにより行う場合には、前条の規定にかかわらず、早受渡し日において、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、その受渡決済を当社との間において行う。この場合において、荷受渡しの場所は、受渡しの当事者の合意による港の埠頭(日本国内の埠頭に限る。)とすることができる。

(1) 受渡品の授受

- a 渡方農産物先物等清算参加者は、当社が定めるところにより、早受渡し日の午前 11 時までに受渡品の受渡書類を引き渡し、受方農産物先物等清算参加者は、同日の午後 2 時 45 分までに当該受渡書類を受領する。
- b 受方農産物先物等清算参加者は、受渡品の荷卸の完了後速やかに、当社にその旨を通知する。

(2) 金銭の授受

金銭を支払う農産物先物等清算参加者は、早受渡し日の午前 11 時までに金銭の支払いを、金銭を受領する農産物先物等清算参加者は、前号 b に規定する通知が当社に

行われた日の翌日の午後1時に金銭の受領を、当社が定めるところにより、それぞれ行う。

(とうもろこしに係る受渡品の重量による調整)

第73条の31の53 受方農産物先物等清算参加者は、指定市場開設者が指定する検定機関により検量された正味陸揚重量を、受渡品の受渡後遅滞なく、当社が定めるところにより当社に届け出るものとする。

2 正味陸揚重量と受渡品の量との過不足分に係る受渡決済代金等の調整その他の必要な調整は、当社が定めるところにより行う。

(とうもろこしに係る受渡諸費用による負担等)

第73条の31の54 とうもろこしに係る受渡決済により発生する諸費用の負担は、当社が定めるところによる。

(とうもろこしに係るADP)

第73条の31の55 指定市場開設者がとうもろこしに係る受渡決済をADPにより行うことについて承認した場合には、当該ADPに係る渡方農産物先物等清算参加者及び受方農産物先物等清算参加者の受渡決済は、当該承認をもって終了したものとみなす。

2 前項のADPに係る渡方農産物先物等清算参加者及び受方農産物先物等清算参加者の受渡品及び金銭の授受は、第73条の31の51及び前2条の規定にかかわらず、受渡しの当事者間で取り決めた方法により当該受渡しの当事者間で行うものとする。

第7目 その他

(本船事故等による受渡不能時の処理)

第73条の31の56 商品先物取引の受渡決済(ADPによる場合を除く。)において、本船事故その他の受渡しの当事者の責めに帰することができない事由として当社が定める事由により、受渡決済期日、早受渡し日又は申告受渡日に受渡し(当社が定めるものに限る。)が行われなかった場合には、当該受渡しに係る取引についての指定市場開設者が定める受渡しの期間又は当社が認める期間において、受渡しの当事者で協議のうえ、受渡決済期日を改めて設け、受渡しを行うものとする。ただし、これにより受渡しを行うことが不可能又は非効率的であると当社が認める場合には、指定市場開設者が定める受渡値段をもって清算することにより、受渡しが終了したものとみなす。

2 前項の規定による受渡品の授受が、受渡決済期日、早受渡し日又は申告受渡日を超える場合には、受渡品を引き渡す商品先物等清算参加者は、当該受渡決済期日、当該早受渡し日又は申告受渡日を超えた1日(休業日を含む。)につき受渡決済代金の100分の

1 を乗じて得た額に相当する遅滞金を当社に支払い、当社はこれを受領した場合には、遅滞なく受渡品を受領する商品先物等清算参加者に交付する。ただし、当社が定める場合にあつては、この限りでない。

3 受渡しの当事者は、前2項の処理について異議を申し立てることはできない。

(現物先物取引の現金決済による結了等)

第73条の31の57 この節に定めるところにより現物先物取引に係る受渡しを清算参加者が履行しない場合(ADPによる受渡決済を除く。)には、当社は、当社が別に定める金額を当該清算参加者から徴収し、これを当該受渡しにおいて受渡品を授受する他の清算参加者に交付することをもって、指定市場開設者が定める受渡値段により当該受渡しに係る建玉の転売又は買戻しを行ったものとみなして、当該受渡しを結了させるものとする。この場合において、必要な事項は当社が別に定める。

2 清算参加者は、やむを得ない場合を除き、前項に定めるところにより受渡しの結了を行ってはならない。

第4款 現金決済先物取引における最終決済

(限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)

第73条の31の58 限月現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(指定市場開設者が定める最終決済をいう。)において、最終清算数値(指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が限月現金決済先物取引に関し定める取引最終日をいう。)の清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済日(指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引における最終決済日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(限日現金決済先物取引の決済に伴う金銭の授受)

第73条の31の59 限日現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。)において、商品先物等清算参加者は、次の各号に掲げる金銭の合計額を、ロールオーバー(指定市場開設者が定めるロールオーバーをいう。以下この節において同じ。)若しくは第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われた取引日の翌日又は希望受渡し(指定市場開設者が定める希望受渡しをいう。以下同じ。)が合意された取引日の翌日に、当社との間で授受するものとする。この場合にお

いて、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前 11 時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後 1 時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

- (1) 当該取引日の終了時にロールオーバーが行われた建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
 - a 当該取引日に成立した取引による建玉について、その約定値段と当該取引日の清算値段との差に相当する金銭
 - b 当該取引日より前に成立した取引による建玉について、当該取引日の清算値段とその前取引日の清算値段との差に相当する金銭
- (2) 第 73 条の 31 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告が行われた建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
 - a 当該申告が行われた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定値段と当該申告に係る取引の約定値段との差に相当する金銭
 - b 当該申告が行われた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算値段と当該申告に係る取引の約定値段との差に相当する金銭
- (3) 希望受渡しが合意された建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
 - a 当該合意がされた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定値段と当該取引日の清算値段との差に相当する金銭
 - b 当該合意がされた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算値段と当該取引日の清算値段との差に相当する金銭

(限日現金決済先物取引における希望受渡し)

第 73 条の 31 の 60 貴金属先物等清算参加者が限日現金決済先物取引において希望受渡しにより受渡決済を行う場合において授受する受渡品の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受渡品の数量は、次の a 及び b に定めるところによる。
 - a 受渡品の引渡しにあっては、希望受渡しを行う売建玉の合計数量を受渡倍率で除して得た数量
 - b 受渡品の受領にあっては、希望受渡しを行う買建玉の合計数量を受渡倍率で除して得た数量
- (2) 金銭の額は、次の a 及び b に掲げる単位の区分ごとに算出した、希望受渡しを行う売建玉に係る受渡決済代金等の合計額と希望受渡しを行う買建玉に係る受渡決済代金等の合計額の差額
 - a 第 46 条の 3 第 1 号及び第 3 号に規定する単位
 - b 第 46 条の 3 第 2 号並びに第 46 条の 4 第 1 号及び第 2 号に規定する単位

2 前項の希望受渡しにおける受渡品及び金銭の授受は、希望受渡しが成立した日の翌々日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)までの受渡決済期日として決定された日を受渡しの日(以下「希望受渡日」という。)として、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

(1) 受渡品の授受

a 金の授受

指定倉庫において渡方貴金属先物等清算参加者から受方貴金属先物等清算参加者へ受渡品に関する所有名義を変更することによって行うものとする。

b 白金の授受

渡方貴金属先物等清算参加者は、希望受渡日の午前11時までに、受渡品の倉荷証券(受方貴金属先物等清算参加者が同意した場合にあっては、荷渡指図書。以下この款において同じ。)を引き渡し、受方貴金属先物等清算参加者は、同日の午後2時45分までに当該倉荷証券を受領する。

(2) 金銭の授受

金銭を支払う貴金属先物等清算参加者は、希望受渡日の前日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領する貴金属先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。

(限日現金決済先物取引における希望受渡しの受渡条件調整)

第73条の31の61 前条に規定する希望受渡しを受渡条件調整により行う場合における受渡品及び金銭の授受は、同条第2項の規定にかかわらず、希望受渡日において、次の各号に定めるところに従い、当社が定めるところにより、当社との間において行う。

(1) 受渡品の授受

渡方貴金属先物等清算参加者は、希望受渡日の午前11時までに、受渡品の倉荷証券を引き渡し、受方貴金属先物等清算参加者は、同日の午後2時45分までに当該倉荷証券を受領する。

(2) 金銭の授受

金銭を支払う貴金属先物等清算参加者は、希望受渡日の前日の午前11時までに金銭を支払い、金銭を受領する貴金属先物等清算参加者は、同日の午後1時に金銭を受領する。

2 第73条の31の9の規定は、前項に規定する受渡条件調整により受渡決済を行う場合について準用する。

3 この業務方法書その他当社が定めるところ以外の事項については、受渡しの当事者間の合意により決定する。

第5款 雑則

(清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

第 73 条の 31 の 62 商品先物等清算参加者は、清算値段の算出の不能、遅延、誤り又は最終清算値段の変更により損害を被った場合においても、当社及び指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第 7 節の 3 商品先物オプション取引の決済

(クローズアウト数量等申告)

第 73 条の 31 の 63 商品先物等清算参加者は、商品先物オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第 46 条の 3 に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

- 2 商品先物等清算参加者は、商品先物オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量(有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る商品先物等非清算参加者の転売及び買戻しの数量を、第 46 条の 4 に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、商品先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る商品先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
- 3 当社は、第 1 項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該商品先物等清算参加者が管理する第 46 条の 3 に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。
- 4 当社は、第 2 項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該商品先物等清算参加者が管理する第 46 条の 4 に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。
- 5 当社は、第 1 項又は第 2 項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者(第 3 条第 2 項第 6 号の 3 の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。)に通知する。

(取引代金の授受)

第 73 条の 31 の 64 商品先物オプションに係る清算約定が成立したときは、商品先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結を行った取引日(指定市場開設者が商品先物オプション取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前 11 時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後 1 時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(権利行使の申告)

第 73 条の 31 の 65 商品先物オプション取引の買建玉(清算取次買建玉を除く。)についての権利行使は、商品先物等清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して指定市場開設者が定める商品先物オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。

2 商品先物オプション取引の買建玉(清算取次買建玉に限る。)についての権利行使は、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、当該清算取次買建玉に係る商品先物等非清算参加者それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して指定市場開設者が定める商品先物オプションの消滅時限までの当社が定める時限までに当社に申告することにより行うものとする。この場合において、商品先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉に係る商品先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

3 商品先物等清算参加者は、権利行使日(指定市場開設者が定める商品先物オプション取引の権利行使日をいう。以下この節において同じ。)において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前 2 項の権利行使の申告を行うことができないものとする。

(1) 商品先物プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段(指定市場開設者が定めるオプション清算値段をいう。以下この節において同じ。)以下である場合

(2) 商品先物コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段以上である場合

4 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第 1 項又は第 2 項に規定する当社が定める時限までに第 1 項又は第 2 項の権利行使の申告が行われないうちであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、商品先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 商品先物プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を上回っている場合

(2) 商品先物コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を下回っている場合

- 5 指定市場開設者の売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項本文の規定により権利行使の申告が行われたものとみなすことが適当でないときと当社が認めるときは、同項本文の規定は適用しないものとする。
- 6 当社は、第1項又は第2項に規定する権利行使の申告を受けた場合(第4項の規定により権利行使の申告を受けたとみなされる場合を含む。)には、当該申告に係る権利行使の内容を、指定市場開設者に通知する。

(権利行使の割当て)

- 第73条の31の66 当社は、商品先物等清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、当社が定めるところにより割当てを行う。
- 2 当社は、前項の規定により割当てを行った場合には、割当てを受けた商品先物等清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの(清算取次売建玉に対する割当ての場合においては、当該清算取次売建玉に係る商品先物等非清算参加者それぞれについて顧客の委託に基づくものと自己の計算によるもの)とに区分して通知するものとする。
 - 3 前項の規定により清算取次売建玉に対する割当てに係る通知を受けた商品先物等清算参加者は、当該清算取次売建玉に係る商品先物非清算参加者それぞれに対して、当該割当てに係る数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。
 - 4 当社は、第1項の規定により割当てを行った場合には、当該割当てに係る内容を、指定市場開設者に通知する。

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

第73条の31の67 商品先物オプション取引における権利行使が行われたときは、商品先物等清算参加者は、権利行使価格とオプション清算値段との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(オプション清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の31の68 商品先物等清算参加者は、オプション清算値段の算出の不能、遅延若しくは誤り又は変更により損害を被った場合においても、当社並びに第3条第2項第

6号の2及び同項第6号の3の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第8節 取引所 FX 取引の決済

(建玉の申告)

第73条の32 FX 清算参加者は、対象金融指標(指定市場開設者(第3条第2項第11号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。))が定める対象金融指標をいう。以下この節において同じ。)ごとに、取引所 FX 取引に係る買建玉(清算取次買建玉を除く。)及び売建玉(清算取次売建玉を除く。)を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。

2 FX 清算参加者は、対象金融指標ごとに、取引所 FX 取引に係る清算取次買建玉及び清算取次売建玉を、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る FX 非清算参加者(取引所 FX 取引に係る取引資格を有する者のうち、FX 清算資格を有しない者をいう。以下同じ。)それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。この場合において、FX 清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る FX 非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

3 FX 清算参加者は、前2項の申告を行う数量の計算を、各取引日(指定市場開設者が取引所 FX 取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)の立会終了後直ちに行い、記録するものとする。

(清算数値及びスワップポイント基準値)

第73条の33 当社は、取引所 FX 取引の各対象金融指標について、各取引日の立会終了後に、当社が定めるところにより、その取引日の清算数値及びスワップポイント基準値を定める。

(引直差金の授受)

第73条の34 取引所 FX 取引において、立会終了時にロールオーバー(指定市場開設者が定めるロールオーバーをいう。以下同じ。)が行われた建玉のうち、当該立会において成立した取引による建玉について、当該取引の約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、FX 清算参加者はその差に相当する

金銭を当該取引日に係る決済日(取引日の終了する日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。))の翌日をいう。以下この節において同じ。)において、当社との間で授受するものとする。

(更新差金の授受)

第73条の35 取引所FX取引において、立会終了時にロールオーバーが行われた建玉のうち、当該立会より前に成立した取引による建玉について、当該ロールオーバーが行われた取引日の清算数値とその前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、FX清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日に係る決済日において、当社との間で授受するものとする。

(最終決済差金の授受)

第73条の35の2 取引所FX取引における最終決済(指定市場開設者が定める取引所FX取引における最終決済をいう。)において、FX清算参加者は次の各号に掲げる金銭を最終決済期日(指定市場開設者が定める取引所FX取引における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。

- (1) 取引最終日(指定市場開設者が取引所FX取引に関して定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。)の建玉のうち、当該取引最終日の立会において成立した取引による建玉について、当該取引の約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の最終清算数値(指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下この条において同じ。)とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭
- (2) 取引最終日の建玉のうち、当該取引最終日の立会より前に成立した取引による建玉について、最終清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭

(スワップポイントの授受)

第73条の36 取引所FX取引において、立会終了時における建玉のロールオーバーが行われたときに、各対象金融指標のスワップポイント基準値を当該ロールオーバーに係る買建玉から売建玉を差し引いた数量に乗じて得た金額に相当する金銭(以下「スワップポイント」という。)を、FX清算参加者は当該ロールオーバーが行われた取引日に係る決済日において、当社との間で授受するものとする。

(決済差金の授受)

第73条の37 取引所FX取引において、転売又は買戻しを行った場合は、次の各号に掲げる建玉の区分に従い、当該各号に定める金銭を、FX清算参加者は当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、当社との間で授受するものとする。

- (1) 転売又は買戻しを行った取引日の約定に係る建玉
当該建玉に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金
銭
- (2) 転売又は買戻しを行った取引日の前取引日以前の約定に係る建玉
当該前取引日の清算数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金
銭

(非対円金融指標に係る更新差金等)

第 73 条の 38 非対円金融指標(指定市場開設者が定める非対円金融指標をいう。)に係る取引所 FX 取引における第 73 条の 34 から前条までに規定する差に相当する金銭は、当社が定めるところにより算出するものとする。

(清算数値等の算出が不能等の場合の責任の所在)

第 73 条の 39 FX 清算参加者は、清算数値及びスワップポイント基準値の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り、変更等により損害を被った場合においても、当社及び指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第 9 節 雑則

(先物・オプション取引について授受する金銭の額及び授受の方法)

第 73 条の 40 第 73 条の 3、第 73 条の 5 の 2、第 73 条の 8、第 73 条の 9、第 73 条の 9 の 2、第 73 条の 17、第 73 条の 22 から第 73 条の 24 まで、第 73 条の 27、第 73 条の 30、第 73 条の 31 の 4、第 73 条の 31 の 5、第 73 条の 31 の 58、第 73 条の 31 の 59、第 73 条の 31 の 64 及び第 73 条の 31 の 67 の規定による金銭の授受は、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定める金額により行うものとする。

- (1) 第 46 条の 3 第 1 号及び第 3 号に規定する単位

同一清算参加者の第 46 条の 3 第 1 号並びに第 3 号 a 及び b に規定する区分口座の支払金額と受入金額の差引額を合計した金額

- (2) 第 46 条の 3 第 2 号並びに第 46 条の 4 第 1 号及び第 2 号に規定する単位

同一清算参加者の第 46 条の 3 第 2 号 a 及び b、第 46 条の 4 第 1 号並びに第 2 号 a 及び b に規定する区分口座の支払金額と受入金額の差引額を合計した金額

- 2 前項の金銭の授受は、当社との間において行う。この場合における金銭の受払いについては、当社が定めるところによるものとする。
- 3 清算参加者は、当社が定める場合において、当社が定めるところにより、前 2 項に定める金銭の授受に代えて、当該清算参加者が管理する第 46 条の 3 及び第 46 条の 4 に規

定する区分口座ごとに、当該区分口座の支払金額と受入金額の差引額の金銭の授受を行うことができる。

(取引所 FX 取引について授受する金銭の額及び授受の方法)

第 73 条の 41 第 73 条の 34 から第 73 条の 38 までの規定により授受する金銭の額は、同一 FX 清算参加者の預り目的(取引所 FX 取引に係る取引証拠金等に関する規則第 19 条第 1 項に規定する取引証拠金の区分をいう。以下同じ。)ごとに、当該 FX 清算参加者の総支払金額と総受入金額の差引額とする。

2 前項のほか、第 73 条の 34 から第 73 条の 38 までの規定により授受する金銭に関し必要な事項は、当社が定める。

(ギブアップに対する適用)

第 73 条の 42 ギブアップの成立により新たに発生した先物・オプション取引については、清算執行取引参加者である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)が当該先物・オプション取引を行ったものとみなしてこの章及び次章の規定を適用する。

第 5 章の 2 取引証拠金及び未決済約定の取扱い等

(取引証拠金及び未決済約定の取扱い等)

第 73 条の 43 当社が行う証券取引等清算業務における先物・オプション取引に係る取引証拠金及び支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等に関する事項は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則をもって定める。

2 当社が行う証券取引等清算業務における取引所 FX 取引に係る取引証拠金及び支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等に関する事項は、取引所 FX 取引に係る取引証拠金等に関する規則をもって定める。

第 5 章の 3 建玉の移管

(建玉の移管)

第 73 条の 44 この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に先物・オプション取引の未決済約定(Large 取引における取引最終日(指定市場開設者(第 3 条第 2 項第 3 号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。))が当該取引に関し定める取引最終日をいう。))が到来した限月取引の当該取引最終日から起算して 2 日目の午後 1 時以降の当該限月取引に係る未決済約定、商品先物取引及び商品先物オプション取引における取引最終日(指定市場開設者(第 3 条第 2

項第6号の2及び第6号の3の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。)が当該取引に関し定める取引最終日をいう。)が到来した限月取引の当該取引最終日の午後2時以降の当該限月取引に係る未決済約定並びにクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この章において同じ。)を引き継ぐことができる。

- 2 清算参加者は、前項の規定に基づく未決済約定の引継ぎ(以下この章において「建玉の移管」という。)を行う場合、他の清算参加者から当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当社が定める時限までに、当社が定めるところにより、当社に申請を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、建玉の移管は、当社が承認したときに成立するものとする。
- 4 第3条第2項第3号、第5号及び第6号の2に掲げる清算対象取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管が行われる日の前日に終了する取引日(指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める取引日をいう。以下同じ。)における各限月取引の清算値段若しくは清算数値又は各限日取引の清算値段を約定値段又は約定数値として行われるものとする。
- 5 指定市場開設者の定めるところにより、他社清算参加者が非清算参加者から建玉の移管に係る申告を受けた場合には、当該他社清算参加者は、当社が定める時限までに、当社が定めるところにより、当社にその内容を申請し、当社の承認を得るものとする。

(建玉の移管の停止)

第73条の45 当社は、建玉の移管を行うためのシステムの稼働に支障が生じた場合等において建玉の移管を継続して行わせることが困難であると認める場合には、建玉の移管を停止することができる。

第6章 清算預託金

(清算預託金)

第74条 当社が、債務の履行を確保するためのものとして清算参加者から預託を受ける第15条の2に規定する当初証拠金、第16条及び第17条に規定する清算基金、第52条に規定する決済促進担保金並びに第70条に規定する売買証拠金は、法第156条の11に規定する清算預託金とする。

(清算預託金の管理)

第75条 当社は、前条の清算預託金については、自己の固有の財産と口座を区分する等の方法により分別して保管するものとし、清算参加者ごとに、第15条の2第1項各号に掲げる当初証拠金、第16条第1項各号及び第17条に掲げる清算基金、決済促進担保金並びに売買証拠金の種類に区分して帳簿により管理するものとする。

第7章 清算参加者の決済不履行時の措置等

第1節 通則

(決済不履行時の清算基金の決済使用)

第75条の2 当社は、清算参加者が清算約定の決済を履行しない場合であって、他の者からの借入れその他の手段によってもなお清算約定の決済を完了させることが困難であると当社が認めるときは、当該不履行が発生した日(以下「決済使用開始日」という。)における当該清算参加者以外の清算参加者(以下「決済使用開始日清算参加者」という。)が当社に預託している清算基金(円貨をもって預託したものに限る。次条において同じ。)を、清算約定の決済の完了のために使用(以下「決済使用」という。)することができる。

- 2 決済使用は、決済使用開始日の前日における決済使用開始日清算参加者に係る清算基金現金所要額以下の額で、当社が必要と認める限度において行う。
- 3 当社は、決済使用を行ったときは、決済使用開始日清算参加者に対し、遅滞なくその旨を通知する。

(決済使用の際の清算基金の返戻)

第75条の3 当社は、決済使用を行うときは、次条の規定により決済使用を終了するまでの間、決済使用開始日清算参加者に対する清算基金の返戻を停止することができる。

(決済使用の終了)

第75条の4 決済使用は、決済使用に係る清算約定の決済が完了したと当社が認めるときに終了するものとする。

- 2 当社は、前項の規定により決済使用を終了した場合には、決済使用開始日清算参加者に対し、遅滞なくその旨を通知する。
- 3 当社は、第1項の規定により決済使用を終了した場合には、当社が定めるところにより、決済使用開始日清算参加者に対し、当社が定める金額の金銭を支払う。

(決済不履行の場合における措置)

第76条 当社は、清算参加者が清算約定の決済を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときは、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該清算参加者(以下「不履行清算参加者」という。)を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止並びに当社から受けるべき有価証券、倉荷証券等、商品及び金銭の全部又は一部の引取りの停止の措置を行う。

- 2 当社は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しない場合において、当社が指定する他の清算参加者をして、当該不履行の処分に必要な有価証券、倉荷証券等又は商品の売付け又は買付け等を行わせることができる。
- 3 当社は、第1項の規定により引取りを停止した有価証券、倉荷証券等、商品及び金銭については、不履行清算参加者の清算約定の決済の不履行の弁済に充当することができる。
- 4 第1項の規定により債務の引受けの停止の措置を受けた不履行清算参加者は、当社の承認を受けて、その期間中、当該措置の対象とされた債務の起因となる清算対象取引に係る清算約定で未決済のものを、他の清算参加者に引き継ぐことができる。ただし、次項の規定により、不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止の措置が行われた場合は、この限りでない。
- 5 当社は、第1項の措置を行った場合において、不履行清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるとき(以下「支払不能等の認定」という。)は、同項の規定にかかわらず、その事由の消滅するまで、不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止並びに当社から受けるべき有価証券、倉荷証券等、商品及び金銭の引取りの停止の措置を行うことができる。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により引取りを停止した有価証券、倉荷証券等、商品及び金銭について準用する。
- 7 当社は、第5項の規定により不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合には、当該不履行清算参加者の未決済約定(以下「不履行約定」という。)の銘柄構成、規模及び市況等を勘案し、当該不履行清算参加者をして、不履行約定の他の清算参加者への引継ぎ、転売若しくは買戻し、権利行使又は当該不履行清算参加者の計算による損失回避取引(本項に規定する整理までに当社に生じ得る損失の全部又は一部を回避するために行う清算対象取引をいう。)その他当社が必要と認める整理を行わせることができる。
- 8 前項に定める方法によってもなお不履行約定が残る場合又はそのおそれがある場合、当社は、第78条第1項に規定する損失の発生又は拡大を防止するために必要と認めるときに限り、破綻処理オークション(不履行約定の処分为目的とする取引を行わせるためのオークション手続をいう。以下同じ。)を行うことができる。
- 9 第7項の規定にかかわらず、第5項の規定により不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合において、当該不履行清算参加者の違約受渡玉(この業務方法書に定めるところにより現物先物取引に係る受渡しにより決済することが決定している不履行約定をいう。以下同じ。)があるときは、当社は、当社が定めるところにより当該違約受渡玉に係る決済の結了のための処理及び破綻処理オークションを行うものとする。

- 10 当社は、第7項に定める整理を行うために必要とする限度において、第5項の規定によりすべての債務の引受けの停止の措置を受けた不履行清算参加者から、当該不履行清算参加者の清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。
- 11 当社は、必要があると認めるときは、第7項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。
- 12 第2項及び前項の場合においては、その清算参加者と債務の引受けの停止の対象となった清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(破綻処理単位期間の設定)

- 第76条の2 当社は、不履行清算参加者が先物等清算資格を有する場合には、次項に規定する破綻処理単位期間を設定する。
- 2 破綻処理単位期間は、清算参加者について支払不能等の認定が行われた日(当該支払不能等の認定の時点で既に破綻処理単位期間が開始している場合を除く。)から起算して30日を経過するまでの期間とする。ただし、当該期間中に他の清算参加者について支払不能等の認定が行われた場合には、当該期間は、当該他の清算参加者の破綻処理が終了すると当社が認めるまでの期間に延長されるものとし、延長後の期間中に他の清算参加者について支払不能等の認定が行われた場合も同様とする。

(期限前終了回避に係る協議)

- 第76条の3 先物等清算資格を有する不履行清算参加者に係る不履行約定について破綻処理オークションが実施された場合において、当該破綻処理オークションを成立させたときに不履行清算参加者の支払不能等の認定により生じる損失を、第79条の2第1項及び第3項の規定に定めるところにより補填できないおそれがあるときは、当社、指定市場開設者及び清算参加者は、当該損失の処理等について、当社が定めるところにより対応を協議する。
- 2 前項の規定による協議の結果、当社、指定市場開設者及び清算参加者の間において次の各号に定める要件のすべてを満たした場合には、損失の処理等について合意が成立したものとし、当社は、当該合意の定めるところにより当該損失の処理等を行う。この場合において、当該損失の処理等の内容は、当該損失の全部が補填され、かつ、当社による各清算資格に係る清算業務の継続が可能なものであることを要する。
 - (1) 協議に付された損失の処理等に賛成する、破綻処理単位期間における不履行清算参加者以外の清算参加者(以下「破綻処理単位期間清算参加者」という。)の破綻処理単位期間における清算基金所要額を合計した額を、破綻処理単位期間における破綻処理単位期間清算参加者の清算基金所要額の総額で除して得た比率が、3分の2以上であること

(2) 協議に付された損失の処理等を実施した場合に追加的に負担を行うこととなる清算参加者、当社及び指定市場開設者が同意していること

3 前2項に定めるもののほか、この条に定める協議に必要な事項は、当社がその都度定める。

(期限前終了)

第76条の4 前条第1項の規定により協議が行われた場合において、損失の処理等について同条第2項の合意が成立しないときは、当社が定めるところにより、不履行約定に係る建玉及び破綻処理単位期間清算参加者の清算約定に係る建玉のうち当社が指定して割り当てる建玉は、当社又は清算参加者からの特段の意思表示を要することなく、当社がその都度定める時点において当然に期限前終了する。

2 前項の期限前終了とは、この業務方法書に定めるところにより行われる清算参加者の申告以外の事由により清算約定がその取引最終日前に終了することをいう。

3 清算約定が期限前終了したときは、期限前終了した建玉について、当該不履行清算参加者又は破綻処理単位期間清算参加者から、転売又は買戻しの数量申告がされたものとみなす。

4 前項の場合において、清算参加者は、当社が定めるところにより期限前終了差金を当社との間で授受するものとする。

5 前項の期限前終了差金は、当該期限前終了により、第1項の規定により破綻処理単位期間清算参加者に割り当てられた建玉について、期限前終了日の清算値段、清算数値又は清算価格によって転売又は買戻し等の未決済約定に対する反対の取引が行われたものとみなして当社が算出する額とする。

6 前各項に定めるもののほか、期限前終了に必要な事項は、当社がその都度定める。

(債務の引受けの停止の措置の通知)

第77条 当社は、前条第1項又は第5項の規定に基づき、清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、当該清算参加者が有する清算資格を有する各清算参加者に対しその旨を通知する。

(決済不履行による損失の補填)

第78条 当社は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しないことにより当社が損失(当該不履行の処理(そのおそれがあると認めるときの処理を含む。))に際し当社が受けた損失を含む。)を受けた場合には、当該損失について、それぞれ次に掲げるもの(代用有価証券又は倉荷証券(以下「代用有価証券等」という。))である場合には、当社が定めるところにより当該代用有価証券等を処分して得るもの)によりその預託目的に従って補填する。

- (1) 不履行清算参加者が当社に預託している売買証拠金
 - (2) 不履行清算参加者が当社に預託している決済促進担保金
 - (3) 不履行清算参加者が当社に預託している自己分の先物・オプション取引に係る取引証拠金及び取引所 FX 取引に係る取引証拠金
 - (4) 不履行清算参加者が返還請求権を有する先物・オプション取引に係る取引証拠金及び取引所 FX 取引に係る取引証拠金(前号に掲げるものを除く。)
 - (5) 不履行清算参加者が当社に預託している当初証拠金
 - (6) 不履行清算参加者が当社に預託している清算基金
 - (7) 不履行清算参加者が返還請求権を有する商品先物取引に係る受渡代金等
- 2 当社は、前項のほか、当該損失について、それぞれ次に掲げるものにより補填する。
- (1) 前項各号に掲げるものについて、その預託目的に応じて使用した後、余剰部分がある場合は、当該余剰額
 - (2) 不履行清算参加者が当社に預託しているその他の預託金(その預託目的に応じて当社が使用したときは、その残額)
 - (3) 不履行清算参加者が当社に預託した他の清算業務(当社が行う金融商品債務引受業等及び商品取引債務引受業並びにこれらに附帯する業務のうち証券取引等清算業務以外のものをいう。以下同じ。)に係る余剰担保(不履行清算参加者が他の清算業務について当社に預託した証拠金、清算基金その他の担保(不履行清算参加者が返還請求権を有するものに限る。))のうち、他の清算業務に係る業務方法書の定めるところにより不履行清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいう。)
- 3 当社は、清算資格の種類ごとに、前 2 項の規定により補填し得ない損失がある場合で、当該不履行清算参加者が金融商品取引所の取引参加者又は会員である場合には、当該損失について、当該不履行参加者がその取引資格を有する又は加入している金融商品取引所に預託している信託金(委託者又は金融商品取引所が優先弁済権を行使したときは、その残額)により補填する。
- 4 当社は、清算資格の種類ごとに、前 3 項の規定により補填し得ない損失がある場合で、第三者による損失補償により受領する金銭その他特に当該損失の補填を目的とする金銭その他の財産(第 7 項及び次条に規定するものを除く。)がある場合は、当該金銭その他の財産により補填する。
- 5 当社は、次の各号に掲げる清算資格の種類ごとに、第 1 項から前項までの規定により補填し得ない損失がある場合は、当社の次の各号に定める準備金の積立額を取り崩すことにより補填する。
- (1) 現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格及び FX 清算資格
証券取引等決済保証準備金
 - (2) 貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格及び農産物先物等清算資格
商品先物等決済保証準備金

- 6 前項の当社の証券取引等決済保証準備金及び商品先物等決済保証準備金の積立額は、当社が定めるところにより積立て等を行った額とする。
- 7 前各項に規定する損失の補填について必要な事項は、当社がその都度定める。

(不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による損失の補填)

第 78 条の 2 当社は、不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格又は FX 清算資格に係る損失(第 76 条の規定に基づく処理に際し当社が受けた損失を含む。以下この条及び次条において同じ。)について、前条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合には、当社が定めるところにより、次の各号に掲げる清算資格の区分に従い、当該各号に定める清算基金の額をもって、それぞれの清算資格に係る補填し得ない損失額を補填する。

(1) 現物清算資格又は FX 清算資格

当該損失に係る不履行が発生した日(不履行のおそれがあると認めた日を含む。以下この章において「不履行発生日」という。)における不履行清算参加者以外の清算参加者(以下この章において「不履行発生日清算参加者」という。)が当社に預託している第 16 条第 1 項第 1 号又は第 7 号に掲げる当該清算資格の種類に係る清算基金のうち清算基金所要額に相当する額

(2) 先物等清算資格

当該損失に係る破綻処理単位期間清算参加者が当該破綻処理単位期間の開始日の前日において当社に預託している第 17 条に規定する各清算資格の種類ごとの清算基金のうち清算基金所要額に相当する額

- 2 前項の場合において、当社が破綻処理オークションを実施したときは、当社が定めるところにより、当該破綻処理オークションにおける落札参加者(破綻処理オークションにおいて入札した清算参加者のうち落札者となった者をいう。以下同じ。)以外の不履行発生日清算参加者又は破綻処理単位期間清算参加者が当社に預託している清算基金、落札参加者が当社に預託している清算基金の順序で、前項の補填し得ない損失の補填に充てる。
- 3 当社は、第 1 項の補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合には、当該補填し得ない損失額と見込まれる金額として当社が暫定的に算定した額を当該補填し得ない損失額とみなして、同項の補填を行うことができる。この場合において、当社は、同項の当該補填し得ない損失額が確定した場合には、当該確定した補填し得ない損失額と当社が暫定的に算定した額との差に相当する額を、不履行発生日清算参加者又は破綻処理単位期間清算参加者との間で授受するものとする。

- 4 当社は、不履行清算参加者から、第1項の規定により補填した損失に係る債権を回収できたときは、不履行発生日清算参加者又は破綻処理単位期間清算参加者に対して、その回収額を按分して返付するものとする。

(現物清算資格又はFX清算資格に係る特別清算料)

- 第79条 当社は、現物清算資格又はFX清算資格を有する不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた損失について、前条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合には、不履行発生日清算参加者は、当社が定めるところにより、特別清算料を納入するものとする。この場合においては、当社は、当該特別清算料をもって、当該補填し得ない損失額を補填する。
- 2 前項の特別清算料の額は、清算資格の種類ごとに、不履行発生日清算参加者に対して、同項の当該補填し得ない損失額を当社が定めるところにより按分した額とする。
 - 3 清算参加者が第1項の特別清算料の納入を行わないときは、当該未納入額について、当該清算参加者が不履行発生日に清算約定の決済の履行を行わなかったものとみなし、第76条からこの条までの規定を適用する。
 - 4 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の当該補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合について準用する。この場合において、同条第3項前段中「同項の補填を行うことができる」とあるのは「当社が定める日に特別清算料の納入を求めることができる」と読み替えるものとする。

(先物等清算資格に係る特別清算料等)

- 第79条の2 当社は、先物等清算資格を有する不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた損失について、第78条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合には、破綻処理単位期間清算参加者は、当社が定めるところにより、第一特別清算料を納入するものとする。この場合においては、当社は、当該第一特別清算料をもって、当該補填し得ない損失額を補填する。
- 2 前項の第一特別清算料の額は、清算資格の種類ごとに、破綻処理単位期間清算参加者に対して、同項の当該補填し得ない損失額を当社が定めるところにより按分した額とする。ただし、第一特別清算料は破綻処理単位期間の開始日の前日における破綻処理単位期間清算参加者の清算基金所要額の3倍の額を上限とする。
 - 3 前項の第一特別清算料によっても補填し得ない損失がある場合には、破綻処理単位期間清算参加者は、当社が定めるところにより、第二特別清算料を納入するものとする。この場合においては、当社は、当該第二特別清算料をもって、当該補填し得ない損失額を補填する。

- 4 前項の第二特別清算料の額は、清算資格の種類ごとに、破綻処理単位期間清算参加者に対して、第一特別清算料によっても補填し得ない損失額を不履行清算参加者の支払不能等の認定を行った日から当該支払不能等の認定に係る処理が完了した日までの期間(以下「処分期間」という。)において、破綻処理単位期間清算参加者について処分期間に決済されるべき差金代金に相当する額として当社が定める額(第76条第8項に規定する破綻処理オークションに伴い発生する差金代金に相当する額及び第76条の4第4項の規定に定める期限前終了差金を含む。以下「差金代金相当額」という。)の受け取るべき額の総額から支払うべき額の総額を控除した額(当該額が正の場合に限る。)に応じて当社が定めるところにより按分した額とする。
- 5 破綻処理単位期間清算参加者が第1項の第一特別清算料、第3項の第二特別清算料又は第76条の4第4項に規定する期限前終了差金の納入を行わないときは、当該未納入額について、当該破綻処理単位期間清算参加者が不履行発生日に清算約定の決済の履行を行わなかったものとみなし、第76条からこの条までの規定を適用する。
- 6 第78条の2第3項及び第4項の規定は、第1項の当該補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合について準用する。この場合において、同条第3項前段中「同項の補填を行うことができる」とあるのは「当社が定める日に第一特別清算料及び第二特別清算料の納入を求めることができる」と読み替えるものとする。

第2節 クロスマージン特別清算料

(クロスマージン特別清算料)

- 第79条の3 第73条の15の4の規定によりクロスマージン申請者と当社との間のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務が消滅した場合で、金利スワップ取引業務方法書第84条の5の規定によりクロスマージン承諾者と当社との間に成立した債権債務について当社が受けた損失のうち、第四階層特別清算料(金利スワップ取引業務方法書第106条第1項に規定する第四階層特別清算料をいう。次項において同じ。)により補填し得なかった損失がある場合には、当該クロスマージン申請者は、当社が定めるところにより、当該補填し得なかった損失額に相当する金額のクロスマージン特別清算料を納入するものとする。この場合において、当社は、当該クロスマージン特別清算料をもって、当該損失額を補填する。
- 2 前項のクロスマージン申請者が同項に定めるクロスマージン特別清算料の納入を行わないときには、当該未納入額について、同項の損失を第四階層特別清算料により補填し得ないこととなった日に当該クロスマージン申請者が清算約定の決済の履行を行わなかったものとみなし、第76条から前条までの規定を適用する。

- 3 当社は、第1項のクロスマージン特別清算料を算出することが相当期間困難であると認める場合には、当該補填し得ない損失額と見込まれる金額として当社が暫定的に算定した額を当該補填し得ない損失額とみなして、当社が定める日にクロスマージン特別清算料の納入を求めることができる。この場合において、当社は、同項の当該補填し得ない損失額が確定した場合には、当該確定した補填し得ない損失額と当社が暫定的に算定した額との差に相当する額を、同項に規定するクロスマージン申請者との間で授受するものとする。
- 4 当社は、第1項に規定するクロスマージン承諾者から、同項の規定により補填した損失に係る債権を回収できたときは、同項に規定するクロスマージン申請者に対して、金利スワップ取引業務方法書の定めるところにより、その回収額を返付するものとする。

第8章 雑則

(有価証券オプション取引における建玉の調整)

- 第79条の4 有価証券オプション取引における対象有価証券である株券について、1株を1株の整数倍に分割する株式分割が行われる場合、当該対象有価証券である株券に係る株式1株に対し1株の整数倍の同一種類の株式を割り当てる株式無償割当てが行われる場合、売買単位の変更が行われる場合、指定市場開設者が定めるところにより有価証券オプションの引継ぎが行われる場合その他当社が必要と認める場合には、当社が定めるところにより、当該対象有価証券に係る有価証券オプションを対象とする有価証券オプション取引における建玉を変更するものとする。
- 2 前項の規定は、有価証券オプション取引における対象有価証券(株券を除く。)について準用する。

(決済時限の臨時変更)

- 第80条 当社は、必要があると認めるときは、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済時限(第51条第1項及び第2項の時限を含む。)を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

(システム障害時等における決済日の繰延べ)

- 第81条 当社は、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して清算約定の決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り

延べることができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

- 2 当社は、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引に係る権利行使の申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、権利行使の申告を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該権利行使の全部又は一部につき、権利行使期間若しくは権利行使日の変更又は権利行使の停止を行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。
- 3 前2項に規定する決済日の繰延べ並びに権利行使期間又は権利行使日の変更及び権利行使の停止に関し必要な事項は、当社がその都度定める。

(天災地変等の場合における非常措置)

- 第82条 当社は、清算約定の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。
- 2 前項の規定により当社が決済の条件を定めたときは、清算参加者は、これに従わなければならない。
 - 3 第1項の場合において、緊急の必要があるときは、当社は、取締役会の決議を経ずに、決済の条件を改めて定めることができる。

(発行日取引に基づく債権債務の解消等)

- 第83条 当社は、発行日取引による清算対象取引につき、その対象株券の発行条件が変更される場合又はその決済期日までに当該対象株券が発行されない場合若しくは発行されないと認められる場合には、当該発行日取引の決済物件若しくは決済期日の変更又は当該取引に基づく債権債務の解消に関する措置を行うことができる。
- 2 前項の規定は、優先出資証券及び投資信託受益証券について準用する。

(国債証券先物取引の決済物件の変更等)

- 第83条の2 当社は、建玉の状況等から受渡決済が困難であると認める場合は、Large取引(第73条の11に定めるLarge取引をいう。)における当社と清算参加者の間の決済物件の変更又は受渡決済期日の変更に関する措置を行うことができる。

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

- 第83条の3 清算参加者は、他の清算参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、清算資格を喪失しないとき

は、当社の承認を受けて、当該他の清算参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る先物・オプション取引又は取引所 FX 取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

- 2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定がその顧客の委託に基づくものであるときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。
- 3 第 1 項の場合において、他社清算参加者が非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定の引継ぎを行おうとするときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて、当該非清算参加者の同意を得るものとする。

(他の清算業務における証券取引等清算業務に係る余剰担保の利用)

第 83 条の 4 当社は、不履行清算参加者から預託を受けた証券取引等清算業務に係る余剰担保(不履行清算参加者が証券取引等清算業務に関して当社に対して返還請求権を有する取引証拠金、当初証拠金、清算基金その他の担保のうち、この業務方法書(この業務方法書に基づく規則を含む。)の定めるところにより不履行清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいう。)を、他の清算業務に係る業務方法書の定めるところにより不履行清算参加者の当社に対する他の債務の弁済に充当することができる。

(指定市場開設者による手数料の納入)

第 84 条 指定市場開設者は、当社が規則で定める手数料を、その定めるところにより、当社に納入しなければならない。

(債権譲渡の禁止等)

第 84 条の 2 清算参加者は、この業務方法書(この業務方法書に基づく規則を含む。以下この条において同じ。)に別に定める場合を除き、当該業務方法書に規定する一切の債権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することはできない。

(事務の委任)

第 85 条 当社は、証券取引等清算業務に関し、当社が定める事務を、当社が指定する者に委任することができる。

- 2 清算参加者は、この業務方法書に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。
- 3 第 18 条の規定は、第 1 項の場合について準用する。

(金融商品債務引受業等に関する必要事項の決定)

第 86 条 当社は、この業務方法書に定める事項のほか、証券取引等清算業務に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(附帯業務)

第 87 条 当社は、金融商品債務引受業等(第 2 条に規定するものに限る。)に附帯する業務を行う。

(商品取引債務引受業及びその附帯業務)

第 88 条 当社は、商品先物取引法第 170 条第 2 項に規定する商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務を行う。

(改正権限)

第 89 条 この業務方法書の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この業務方法書は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。ただし、第 2 章第 1 節及び第 2 節(第 10 条を除く。)並びに第 16 条の規定は同年 1 月 10 日から、第 66 条の規定は同年 1 月 8 日から施行する。
- 2 平成 15 年 1 月 10 日に第 6 条第 1 項の規定により自社清算資格の取得申請を行った者が、現に指定市場開設者の取引参加者、会員又は協会員である場合には、第 7 条第 1 項第 2 号に定める事項の審査は、これを行わないものとする。ただし、第 29 条第 3 項各号のいずれにも該当しないことを要するものとする。
- 3 平成 15 年 1 月 10 日に第 6 条第 3 項の承認を受けた清算参加者が株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の現物等清算参加者である場合において、当該清算参加者が当該日において東証の清算・決済規程に基づき清算基金として東証に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額(当該清算参加者が、平成 15 年 1 月 14 日(以下「施行日」という。)において東証の業務方法書に規定する先物・オプション取引清算基金とするための東証が定める手続きを行ったものに係る額を控除する。)が第 16 条に規定する現物取引清算基金所要額以上であるときの当該清算参加者に対する第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項に定める現物取引清算基金の預託を行っているものとみなす。
- 4 施行日前に成立した第 3 条第 2 項に規定する清算対象取引であって施行日において未決済のもの(施行日において当社の清算参加者である者が当事者となっているものに限る。)については、当社は、次項に規定する場合を除き、施行日をもって第 46 条第 1 項の規定に基づき債務の引受けを行うものとする。

- 5 施行日の前日において、指定市場開設者が当該清算対象取引に係る債務の引受けを行っている場合(指定市場開設者が株券オプションの権利行使により成立する対象株券の売買の当事者となっている場合を含む。)には、当社は、当該指定市場開設者と清算参加者(施行日において当社の清算参加者となっている者に限る。)との間の債務の引受けを行うものとする。この場合において、当該債務の引受けについては第46条第1項の規定を、当該債務の引受けに基づく当社と指定市場開設者の間の債権債務については第54条第1項第1号の規定を、それぞれ準用する。
- 6 施行日の前日において東証の現物等清算参加者であった当社の清算参加者が、施行日前における東証の清算・決済規程第39条第1項第4号に規定する申請を行っている場合には、第53条第1項第4号に規定する申請を行っているものとみなす。
- 7 施行日において第39条に定める清算受託契約を締結しようとする場合の第40条の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「遅滞なく」とする。
- 8 発行日取引に関して清算参加者が施行日において当社との間で授受する金銭は、第67条に定める金銭のほか、東証及び証券会員制法人札幌証券取引所が開設する有価証券市場において平成15年1月7日以前に成立した発行日取引については、同年1月7日における当該市場開設者が定める清算値段と同年1月8日の当社が定める清算値段の差額に相当する金銭、株式会社大阪証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所及び日本証券業協会が開設する有価証券市場において平成15年1月7日以前に成立した発行日取引については、その約定値段と同年1月8日の当社が定める清算値段の差額に相当する金銭、株式会社名古屋証券取引所が開設する有価証券市場において平成15年1月7日以前に成立した発行日取引については、その約定日の当該市場開設者が定める清算値段と同年1月8日の当社が定める清算値段の差額に相当する金銭とする。
- 9 第79条第2項の適用については、平成15年3月31日までの間、同項中「不履行発生日の属する当社の事業年度(以下この項において「当期」という。)の直前事業年度(以下この項において「前期」という。)の末日における純資産額(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)」とあるのは「平成14年9月末日における純資産額」と、「前期の末日における資本金、資本準備金及び利益準備金(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)並びに前期に関する定時総会において定めた自己株式の取得価額の総額(商法第210条第3項の規定による取得価額の総額の限度額に限る。)」とあるのは「平成14年9月末日における資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額に当期末処分損益を加減した額」とする。
- 10 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この業務方法書を適用する。

- 11 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、この業務方法書を適用する。
- 12 第 2 項から第 9 項までの規定のほか、この業務方法書の施行時における債務の引受けの取扱いその他必要な事項については、当社がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 平成 16 年 1 月 16 日までに当社の定めるところにより清算資格の取得の申請を行い、当社の承認を受けた者については、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)において、第 9 条第 1 項の規定により、株券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は株価指数先物等清算資格の付与を受けたものとみなす。
- 3 当社は、前項の承認にあたっては、第 7 条に準ずる審査を行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず施行日の前日において、現に株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の株券オプション清算参加者、国債先物等清算参加者又は株価指数先物等清算参加者である者に対して、それぞれ株券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は株価指数先物等清算資格(当該清算資格については、自社清算資格に限る。)に係る第 2 項の承認を行う場合には、第 7 条第 1 項第 2 号に定める事項についての審査は、これを行わないものとする。ただし、第 29 条第 3 項各号のいずれにも該当しないことを要するものとする。
- 5 第 2 項の承認を受けた者は、施行日の前日までに、清算基金の預託その他当社が定める手続を行うものとする。ただし、東証の株券オプション清算参加者、国債先物等清算参加者又は株価指数先物等清算参加者である者が、それぞれ株券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は株価指数先物等清算資格に係る承認を受けた場合であって、当該株券オプション清算参加者、国債先物等清算参加者又は株価指数先物等清算参加者である者が施行日の前日において東証の業務方法書に基づき先物・オプション取引清算基金として東証に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が、東証の定める先物・オプション取引清算基金所要額以上であるときは、当該株券オプション清算参加者、国債先物等清算参加者又は株価指数先物等清算参加者である者は、清算基金の預託を行っているものとみなす。
- 6 施行日の前日において、東証が第 3 条第 2 項第 3 号から第 8 号までに規定する清算対象取引に係る債務の引受けを行っている場合(東証が国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引の当事者となっている場合を含む。)には、施

行日において、当社は、東証と清算参加者(施行日において当社の株券オプション清算参加者、国債先物等清算参加者又は株価指数先物等清算参加者となっている者に限る。)との間の債務の引受けを行うものとする。この場合において、当該債務の引受けについては第46条第1項の規定を、当該債務の引受けに基づく当社と東証の間の債権債務については第54条第1項第1号の規定を、それぞれ準用する。

- 7 第2項の承認を受けた者が、施行日において第39条に定める清算受託契約を締結しようとする場合の第40条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは「遅滞なく」とする。
- 8 第2項から前項までの規定のほか、この業務方法書の施行時における債務の引受けの取扱いその他必要な事項については、当社がその都度定める。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成16年12月13日。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

付 則

この改正規定は、平成17年6月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に指定有価証券市場に上場されている債券(国債証券、新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。)については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当社が定める日を決済日とする決済から改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年1月30日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、各指定市場開設者が指定する銘柄については、当該指定市場開設者が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 98 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。
- 3 この改正規定施行の日前に募集の決議があった改正前の第 47 条第 2 項第 6 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の同条に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、不履行発生日が平成 19 年 3 月 31 日以前の日である場合における第 79 条第 2 項の適用については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項及び第 70 条第 1 項の改正規定は、この改正規定施行の日に預託するものから適用する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 8 月 25 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に指定有価証券市場に上場されている新株予約権証券に係る決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。
- 2 平成 21 年 11 月 15 日までに当社が債務の引受けを行った清算約定に係る決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間における改正後の第 7 条第 1 項第 2 号 b の(c)、第 29 条第 3 項第 5 号及び同条第 4 項第 4 号の規定の適用については、第 7 条第 1 項第 2 号 b の(c)イ及び第 29 条第 4 項第 4 号 a 中「4. 5 パーセント」とあるのは「3. 5 パーセント」と、第 7 条第 1 項第 2 号 b の(c)ロ及び第 29 条第 4 項第 4 号 b 中「6 パーセント」とあるのは「4. 5 パーセント」と、第 29 条第 3 項第 5 号 a 中「2. 25 パーセント」とあるのは「1. 75 パーセント」と、同号 b 中「3 パーセント」とあるのは「2. 25 パーセント」とする。
- 3 平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間における改正後の第 7 条第 1 項第 2 号 b の(c)、第 29 条第 3 項第 5 号及び同条第 4 項第 4 号の規定の適用については、第 7 条第 1 項第 2 号 b の(c)イ及び第 29 条第 4 項第 4 号 a 中「4. 5 パーセント」とあるのは「4 パーセント」と、第 7 条第 1 項第 2 号 b の(c)ロ及び第 29 条第 4 項第 4 号 b 中「6 パーセント」とあるのは「5. 5 パーセント」と、第 29 条第 3 項第 5 号 a 中「2. 25 パーセント」とあるのは「2 パーセント」と、同号 b 中「3 パーセント」とあるのは「2. 75 パーセント」とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。
- 2 株式会社大阪証券取引所(以下「大証」という。)の先物・オプション清算参加者又は FX 清算参加者である者が平成 25 年 6 月 28 日までに当社の定めるところにより清算資格の取得の申請を行い、第 7 条に準ずる審査を経て当社の承認を受けた場合には、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)において、第 9 条第 1 項の規定により、指数先物等清算資格又は FX 清算資格の付与を受けたものとみなす。この場合において、当該大証の先物・オプション清算参加者又は FX 清算参加者が第 29 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合であって、施行日の前日において大証の先物・オプション清算参加者又は FX 清算参加者であるときには、第 7 条第 1 項第 2 号に定める事項についての審査は、これを行わないものとする。
- 3 指数先物等清算資格に係る前項の承認を受けた者は、施行日の前日までに、清算基金の預託その他当社が定める手続を行うものとする。ただし、大証の先物・オプション清算参加者である者が、指数先物等清算資格に係る承認を受けた場合であって、当該

大証の先物・オプション清算参加者である者が施行日の前日において大証の業務方法書に基づき清算預託金として大証に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額に施行日の前日に当社に預託している清算基金の額を加算した額が、当社の定める清算基金所要額以上であるときは、当該大証の先物・オプション清算参加者である者は、清算基金の預託を行っているものとみなす。

- 4 FX 清算資格に係る第 2 項の承認を受けた者は、施行日の前日までに、清算基金の預託その他当社が定める手続を行うものとする。ただし、大証の FX 清算参加者である者が、FX 清算資格に係る承認を受けた場合であって、当該大証の FX 清算参加者である者が施行日の前日において大証の業務方法書に基づき清算預託金として大証に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が、大証の定める為替清算預託金所要額の合計額以上であるときは、当該大証の FX 清算参加者である者は、清算基金の預託を行っているものとみなす。
- 5 施行日の前日において当社の有価証券オプション清算資格の自社清算資格又は他社清算資格を有する者(指数先物等清算資格を有しない者に限る。)は、施行日において第 9 条第 1 項の規定により、指数先物等清算資格の自社清算資格又は他社清算資格の付与をそれぞれ受けたものとみなす。この場合において、当該指数先物等清算資格の自社清算資格又は他社清算資格の付与をそれぞれ受けたものとみなされる者は、施行日の前日までに、清算基金の預託その他当社が定める手続を行うものとする。
- 6 施行日の前日において、大証が改正後の第 3 条第 2 項第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 11 号に規定する清算対象取引に係る債務の引受けを行っている場合には、施行日において、当社は、大証と大証の清算参加者(施行日において当社の指数先物等清算参加者又は FX 清算参加者となっている者に限る。)との間の債務の引受けを行うものとする。この場合において、当該債務の引受けについては第 46 条第 1 項の規定を、当該債務の引受けに基づく当社と大証の間の債権債務については第 54 条第 1 項第 1 号の規定を、それぞれ準用する。
- 7 第 2 項の承認を受けた者が、施行日において第 39 条に定める清算受託契約を締結しようとする場合の第 40 条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは「遅滞なく」とする。
- 8 第 2 項から前項までの規定のほか、この改正規定の施行時における債務の引受けの取扱いその他必要な事項については、当社がその都度定める。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成 26 年 3 月 7 日。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 26 年 3 月 24 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 26 年 10 月 23 日から施行する。

付 則(平成 26 年 12 月 1 日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 9 月 24 日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 24 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 27 年 9 月 24 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月 13 日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 27 年 10 月 13 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成 28 年 1 月 8 日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 8 日から施行する。ただし、第 15 条の 3、第 15 条の 4 第 4 項、第 17 条及び第 78 条の 2 の改正規定は、この改正規定施行の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 28 年 1 月 8 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成 29 年 1 月 30 日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 29 年 1 月 30 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成 30 年 2 月 13 日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 13 日から施行する。ただし、第 16 条第 3 項から第 7 項までの規定は、平成 30 年 2 月 9 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 16 条第 3 項から第 7 項まで、第 21 条の 2、第 29 条第 1 項第 2 号、第 75 条の 2 から第 75 条の 4 まで、第 76 条第 7 項から第 11 項まで、第 78 条の 2 第 2 項から第 4 項まで並びに第 79 条第 4 項の改正規定を除き、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 30 年 2 月 14 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成 30 年 6 月 25 日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 30 年 6 月 25 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和元年 7 月 16 日)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 16 日から施行し、この改正規定施行の日以後に発行される有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和元年 7 月 16 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和 2 年 7 月 27 日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でない当社が認める場合には、令和2年7月27日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 当社は、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格及び農産物先物等清算資格に関する次の各号に掲げる事項及び当該事項に関し必要な手続その他の行為については、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の業務方法書の例により行うことができる。
 - (1) 改正後の第6条第6項の規定による取得申請者に対する貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の取得の承認
 - (2) 改正後の第7条3項の規定による承認審査の実施
- 4 次の各号に掲げる者が、施行日前において、当社が定めるところにより当該各号に定める清算資格の取得の申請を行うとき(自社清算資格の場合に限る。)は、当社は改正後の第7条第3項第2号の規定に定める事項についての審査は行わないものとする。
 - (1) 株式会社東京商品取引所(以下「東京商品取引所」という。)の貴金属市場に係る株式会社日本商品清算機構(以下「日本商品清算機構」という。)の清算資格を有する者
貴金属先物等清算資格
 - (2) 東京商品取引所のゴム市場に係る日本商品清算機構の清算資格を有する者
ゴム先物等清算資格
 - (3) 東京商品取引所の農産物・砂糖市場に係る日本商品清算機構の清算資格を有する者
農産物先物等清算資格
- 5 前項の規定により清算資格の取得の申請を行った者のうち、改正後の第29条第3項各号のいずれかに該当する者にあつては、施行日から1年以内に、その事由を消滅させることを要するものとし、当該者がこれを充足できない場合には、当社は、当該者の清算資格の取消しの措置を行うことができるものとする。
- 6 施行日の前営業日以前に第22条に定める国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の喪失申請がされていた場合、第26条に定めるその喪失に係る取扱いについては、改正前の第26条の定めるところによる。
- 7 金融商品取引業者等に関する内閣府令附則(平成26年内閣府令第11号)第4条の経過措置に基づき自己資本規制比率を算出する者に対する改正後の第29条第3項第3号及び第4号の規定の適用については、「120パーセント」とあるのは「140パーセント」とする。

- 8 第2項から前項までの規定のほか、この改正規定の施行時における債務の引受けの取扱いその他必要な事項については、当社がその都度定める。